

様式1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		B			
評価に至った理由	<p>項目別の評価は、Ⅱ1はB、Ⅱ2はA、Ⅱ3はB、Ⅲ及びⅣはB、ⅤはAとなり、総合評価は「B」としている。</p> <p>年度計画に従って実施した業務における、特筆すべき業績の例は、以下のとおりである。</p> <p>① J-PlatPat 検索回数の平成29年度実績値は136,567,958回であり、29年度計画目標である第三期中期目標期間の平均値107%(11,330万回に相当)を上回ったのみならず、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の目標値(12,500万回以上)も上回る実績となり、第四期中期目標を2年前倒しで達成したこと。</p> <p>② 知財総合支援窓口の相談支援件数(95,257件)、専門人材による支援件数(16,661件)、よろず支援拠点との連携件数(2,141件)は、いずれも29年度目標を上回ったのみならず、特許庁の「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日決定)に基づき決定された平成31年度の中央レベルのKPIも2年前倒しで達成したこと。</p> <p>③ 29年度から、中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援を拡大した結果、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数は28件となり、年度計画目標(7件以上)を上回るのみならず、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の目標値(20件以上)を2年前倒しで達成したこと。</p> <p>④ 知的財産プロデューサー及び産学連携知的財産アドバイザーの支援活動により、中期目標の効果指標(アウトカム)として掲げられた商品プロトタイプ(商品)の製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトの件数が、平成29年度末で累積21件となり、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の目標値(10件以上)を2年前倒しで11件上回る結果となったこと。</p> <p>⑤ 開放特許情報データベースの総アクセス件数の平成29年度実績値は299,705件であり、第三期中期目標期間の最終年度実績値(263,781件)の114%となり、年度計画目標(105%以上)を上回ったこと、同データベース新規登録件数の29年度実績値は2,507件であり、第三期中期目標期間最終年度実績値(1,858件)の135%となり、年度計画目標(105%以上)を上回るのみならず中期目標(120%)も上回ったこと、また、新興国等知財情報データベースの総アクセス件数は4,797,971件であり、平成29年度計画目標である前年度実績値(3,144,196件)105%以上に対し153%の実績となり、目標を大幅に超えたこと。</p> <p>⑥ 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に貢献するため、調査業務実施者育成研修について、年度計画に定めた年間4回を確実に実施し、各回の修了率が平成29年度目標値75%以上となるとともに、年度平均値は81%であり、目標値を上回ったこと。</p> <p>⑦ 「グローバル知財人財育成用教材」の利用者数は、セミナーの開催の他に、ケース教材等ダウンロードサービスを開始したことによって大幅な増加があり、平成29年度末で累積2,005名に達し、第四期中期目標で掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値(1,500名以上)を2年前倒しで達成したこと。</p> <p>⑧ 近畿統括本部の開設にあたっては、年度計画に掲げられた各種準備やマネジメントを適切に実施した結果、平成28年9月の「まち・ひと・しごと創生本部会合」決定において定められた開設期限(平成29年9月末)より2か月程度早い平成29年7月31日に開設し、開設前後から特許庁や地域の関係機関と緊密な連携を取りつつ、ユーザーニーズの把握に努めた結果、近畿地域における海外展開知財支援件数の対前年度75%増という結果となったこと。</p> <p>⑨ 情報・研修館が運用するホームページ及びポータルサイトについて、定期的にアクセスログ・データの収集やデータ解析を実施し、その結果を用いつつ各種改善を実施した結果、平成29年度の情報・研修館HP及びポータルサイトへのアクセス件数は1,747,664件となり、第四期中期目標で掲げられた効果指標(アウトカム)である第三期中期目標期間の最終年度実績値(1,371,626件)に対し127%の増加となり、中期目標の効果指標(アウトカム)の目標値(120%以上)を2年前倒しで達成したこと。</p> <p>年度計画に記載された事項以外の特筆すべき業績としては、</p> <p>⑩ 複数のシステムについて、情報システムセキュリティ強化の取組として、外部から悪意の攻撃を受けたとの想定シナリオを使い、インシデント対応訓練を実施し、訓練によって顕在化した課題をもとに、インシデント対応フローチャート等の改善措置を行い、さらに、同インシデント訓練について内部監査を実施したこと。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項	なし
その他改善事項	なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画(中期目標)	年度評価				項目別 調書 No	備考
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1. 産業財産権情報の提供	B	B			1	
2. 知的財産の権利取得・活用の支援	<u>AO</u>	<u>AO</u>			2	一部の業務に重要度・難易度を設定
3. 知的財産関連人材の育成	A	B			3	

中期計画(中期目標)	年度評価				項目別 調書 No	備考
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
III. 業務運営の効率化に関する事項	B	B			III	
IV. 財務内容の改善に関する事項	B	B			IV	
V. その他業務運営に関する事項	A	A			V	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「O」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1	産業財産権情報の提供		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2015(H27. 6. 30閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2017(H29. 5. 16知的財産戦略本部決定) ・工業所有権保護等に関する条約(パリ条約)第12条 ・特許協力条約第12条 	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	指標等	中期目標等における達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
									平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナー【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上	20回	20回 (100%)	22回 (110%)				予算額(千円)	5,044,498	4,889,493		
同上【年度計画】	20回以上	20回	20回	22回				決算額(千円)	4,859,338	4,549,574		
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索回数(実績値)【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上	12,500万回以上	10,587万回	13,657万回				経常費用(千円)	4,890,798	4,554,373		
同上(実績値)【年度計画】	第三期中期目標期間の平均値の107%以上	10,589万回	10,587万回	13,657万回 (129%)				経常利益(千円)	5,074,258	4,892,500		
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)及び画像意匠公報検索支援ツールの年間稼働率【年度計画】	99%以上	99%以上	98%	J-PlatPat: 100% 画像意匠公報検索支援ツール: 100%				行政サービス実施コスト(千円)	4,944,595	4,069,205		
画像意匠公報検索支援ツール検索回数【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に同期間初年度実績値の120%以上	28,855回	28,855回 (100%)	31,795回 (110%)				従事人員数	25人	22人		
画像意匠公報検索支援ツール検索回数【年度計画】	平成28年度実績値の105%	28,855回	28,855回 (100%)	31,795回 (110%)								

整理標準化データの作成・提供までの日数【年度計画】	特許庁のデータ更新日から原則11日～17日	28年度: 全件 (20,153,612件)	全件(20,153,612件)	全件(18,741,468件)		
特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録(PAJ)の作成件数【年度計画】	全件	29年度: 全件(229,241件)	全件(210,407件)	全件(229,241件)		
PAJの外国の工業所有権庁への提供【年度計画】	約80カ国の工業所有権庁に提供	約80カ国	約80カ国	73カ国		
Fターム解説の英訳作成テーマ数【年度計画】	新設された8テーマ程度	29年度: 8テーマ	既存809テーマ	8テーマ		
Fターム解説の新たに改正されたテーマ数【年度計画】	29年度計画では計画目標なし。	—	16テーマ	—		
AIPNにおける辞書の語彙増強数【中期計画、年度計画】	概ね5000語	29年度: 5000語	5000語	5036語		
閲覧室ユーザーアンケート調査【中期目標】	サービス水準が十分に維持されているという回答数が全回答数の90%以上	—	79%(高度閲覧用機器等の端末満足度調査)	99%		
閲覧請求【中期目標、年度計画】	閲覧請求に対して3開館日以内に関覧サービスに供する	29年度: 全件(422件)	全件(581件)	全件(422件)		
検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会開催回数【中期計画、年度計画】	公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。	原則毎月1回開催	12回(月1回の頻度で開催)	12回(月1回の頻度で開催)		
引用文献のデータベース蓄積【中期目標、年度計画】	引用文献の特許庁から受け入れてから3開館日以内に電子化し、データベースに蓄積	29年度: 全件(68,235件)	全件(67,853件)	全件(68,235件)		
出願書類(包袋)貸し出し【中期目標、中期計画、年度計画】	出願書類(包袋)貸し出し請求から2開館日以内に貸し出し	29年度: 全件(3,116件)	全件(3,203件)	全件(3,116件)		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数：29年10月時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	評価
<p>1. 産業財産権情報の提供</p> <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>イノベーション創出の重要な鍵となる知的財産の戦略的権利化と秘匿化及び活用を円滑に実施できるよう、特許等の産業財産権情報がインターネット回線を通じて何時でも何処でも検索・閲覧できる特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を的確に運用するとともに、日・米・欧・中の最新の産業財産権情報を収集・加工し、それらの情報をユーザーに提供し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等での利用促進を図る。また、我が国の公報情報及び審査経過情報等を他国特許庁に提供し、他国特許庁での審査において我が国出願人の権利保護が円滑になされるようにする。</p> <p>これらの産業財産権情報提供事業は、グローバル時代のイノベーション創出において効果的とされるグローバルな事業化出口を見据えた研究開発と知財戦略を策定する上で重要な情報提供インフラであると同時に、出願内容の質の向上と出願の厳選を促す機能を果たし、結果として、特許庁の審査・審判業務のリソースを質の高い出願等へ集約することによる質の向上、さらには登</p>	<p>1. 産業財産権情報の提供</p>	<p>1. 産業財産権情報の提供</p>	<p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーの開催回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上 [指標] 平成29年度は J-PlatPat 等利用促進講習会及びセミナーを全国で20回以上開催。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>(2) J-PlatPat 利用者の検索回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回/年度以上) [指標] 平成29年度は第三期中期目標期間の平均値の107%以上</p> <p>(3) 画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数</p>	<p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーとして J-PlatPat 講習会等を全国各地で計22回開催し、目標を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> この平成29年度の実績値は、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目として妥当な水準と判断できる。 <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>② 上記①のセミナー等の開催に加えて、講習会テキストを受講者が後で他者に対しても説明できる資料となるように改訂し、講師用ノート付きテキストのダウンロードサービスを実施する等の J-PlatPat 利用促進策を実施した結果も相俟って、J-PlatPat 利用者の検索回数の平成29年度実績値は、136,567,958回となった。この実績値は、平成29年度計画の目標値である第三期中期目標期間の平均値の107%(11,330万回に相当)を上回り、平成29年度計画の目標を超過達成(対目標値121%)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、平成29年度の実績値 136,567,958回は、第四期中期目標の目標値である第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回/年度以上)も上回り、第四期中期目標を前倒し達成したことになった。 <p>③ 画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数の平成29年度実績値は、31,795回であり、28年度実績値(28,855回)の110%となり、平成29年度計画目標値(28年度実績値の105%以上)を着実に達成(対目標値105%)し</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>○産業財産権情報の提供の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(1) B(7) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p> <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた産業財産権情報提供サービスの利用促進に関するセミナーを全国各地で計22回開催し、平成29年度の目標(20回以上)を上回り、また、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目として妥当な水準と判断できる。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u></p> <p>(2) 効果指標(アウトカム)として中期目標に掲げられた J-PlatPat 利用者の検索回数については、年度当初はプランがなかったテキストダウンロードサービス等の利用促進策を新たに導入したことにより、年度計画の目標値を大きく上回るとともに、第四期中期目標を前倒し達成した。</p> <p>(3) 平成29年度の画像意</p>	<p>評定</p>

<p>録査定率の向上につながるものである。</p> <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、「工業所有権の保護に関するパリ条約」(以下「パリ条約」という)に基づく「中央資料館」としての業務を安定的に維持・運用する</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>審査に必要な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させ、また、これらの情報を国内ユーザーに閲覧等サービスを通じて安定的に提供する。さらに、審査・審判に必要な情報の提供、データの作成等が遅滞なく行われるよう、更なる業務改善を図りながら、安定的な運用を行う。</p>			<p>[指標]第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度年間実績値の120%以上 [指標]平成29年度は平成28年度の実績値の105%以上</p> <p><その他の指標></p> <p>(4) J-PlatPat の年間稼働率 [指標]99%以上</p> <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p><主な定量的指標></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 閲覧室ユーザーを対象とするユーザーアンケート調査結果 [指標]サービス水準が維持されていると回答する者を全回答者の90%以上</p> <p><その他の指標></p> <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会の開催回数 [指標]原則毎月1回</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><主な定量的指標></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数。 [指標]請求から3開館日以内</p>	<p>た。</p> <p><その他の指標></p> <p>④ J-PlatPat の年間稼働率に影響を与えかねないシステムへの不正アクセス等を適切にコントロールした。こうした取組を強化することにより、平成29年度の年間稼働率の実績値は、100%となり、平成29年度計画の目標(99%以上)を達成した。</p> <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p><主要な業務実績></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 高度検索閲覧機器の台数見直し後に実施した閲覧室利用者を対象とするアンケート調査を行った。その結果によると、全回答者数の99%の者から見直し後もサービス水準は維持されているとの回答が得られ、平成29年度計画の目標値である90%以上を超える結果となった。</p> <p><その他の指標></p> <p>② 公報閲覧室に設置している高度検索閲覧機器の利用講習会は、月1回の頻度で計12回開催した。</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><主要な業務実績></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数については、全件、請求から3開館日以内に実施した。 ② 審査官・審判官が引用した非特許文献については、全件、3開館日以内に、電子文書化して文献データベースに蓄積した。 ③ 出願書類(包装)の貸し出し請求に対しては、全件、請求から2開館日以内</p>	<p>匠公報検索支援ツールの検索回数については、広報等の利用促進策を拡大したことにより、平成29年度計画の目標を達成した。</p> <p><その他の指標に対する達成の観点></p> <p>(4) J-PlatPat の平成29年度年間稼働率は、システムへの不正アクセス等をコントロールしたことにより、100%となり、目標を達成した。</p> <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p><自己評価の根拠></p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 閲覧室利用者を対象とするアンケート調査の結果、全回答者数の99%以上であり、閲覧室機能の見直し前のサービス内容として十分なサービス水準であった。</p> <p><その他の指標の達成の観点></p> <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会について、平成29年度計画の目標値を達成した。</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><自己評価の根拠></p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 全件、請求から3開館日以内に実施し、平成29年度計画の目標を達成した。 (2) 全件、3開館日以内に電子文書化して文献デー</p>	
---	--	--	--	---	--	--

			(2) 審査官・審判官が起案した通知書において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献について、電子文書化して文献データベースに蓄積するまでに要する日数。 [指標] 特許庁から受け入れてから3開館日以内 (3) 出願書類(包袋)の貸し出し請求に対して、貸し出すまでに要する日数 [指標] 請求から2開館日以内	に、貸し出した。	データベースに蓄積し、平成29年度計画の目標を達成した。 (3) 全件、請求から2開館日以内に貸し出し、平成29年度計画の目標を達成した。	
A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実	A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実	A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実				
(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供 ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ 経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ(平成26年2月24日分科会決定)の指摘に基づいて開発し運用を開始した J-PlatPat、文献の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)といった産業財産権情報提供サービスの安定的な運用を行う。その際、情報セキュリティに関する最新情報と最新技術を用いて、サイバー攻撃によるサービス中断を防止する。	(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供 ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ ① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールの安定的な運用を行う。 ② 上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。	(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供 ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ ① 平成28年度に引き続き、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、原則24時間体制で安定的な運用を行う。J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率を99%以上とする。 ② 産業財産権情報を提供する全ての情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行った。また、重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなどの対応を行ったか。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックしたか。	＜評価の視点＞ ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ (1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについて、原則24時間体制で安定的な運用し、J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールは定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率を99%以上としたか。 (2) サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行ったか。 (3) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックしたか。	＜主要な業務実績＞ ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ ① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールは、定期メンテナンス期間を除き、原則24時間体制で運用した。特に、年間稼働率に影響を与えかねないシステムへの不正アクセス等を適切にコントロールし、平成29年度の年間稼働率実績値は J-PlatPat、文献等の一括ダウンロードサービスについて100%、画像意匠公報検索支援ツールについても概ね100%であり、年度目標の99%以上を達成した。なお、J-PlatPat で頻りに発生したロボットアクセスによる大量データの照会とダウンロード行為については、一般の利用者の利便性を低下させる原因になることから、随時アクセス制限を実施した。 ② サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を常時モニタリングする体制を構築し、軽微なインシデントに対しては迅速に対応することにより、安定的なサービス提供を行った。また、重大なセキュリティインシデント発生時の対応マニュアルを作成するなど、インシデント発生時に速やかに障害拡大を防ぐための措置を講じた。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックする体制を構築し、速やかに適切な対策を講じた。 ④ 次期 J-PlatPat の調達にあたっては、外国知財庁が提供しているサービスとの比較を行いつつ、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づいて対応される特許庁の新システムとの連携をとることにより、提供情報の種類の拡大や経過情報のタイムラグ解消等の我が国ユーザーから要望が高い新たなサービス機能の付加・ユーザビリティ向上を図るとともに、後年度の改造や運用等におけるコスト削減が可能となるシステムアーキテクチャー及びデータベース構造の最適化を行った効率的なシステムを構築する等の観点を取り入れた仕様を策定した。当該仕様をもとに、サービス提供事業者の公募を実施し、8月に事業者を選定した。事業者の決定後、直ちにシステムの設計・開発に取り組むとともに、策定したロードマップとマイルストーンに従って	＜評定と根拠＞ 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり ＜世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現＞ (1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービスについては、定期メンテナンス期間を除いた年間の稼働率は100%であり、画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率は概ね100%であり、いずれも数値目標(99%以上)を超過達成した(主要な業務実績の項番①に記載)。 (2) サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、あらゆるインシデントに対して迅速な対応をした結果、高い稼働率を達成した。また、重大なインシデントに対しては、速やかに障害発生を防ぐための措置を講じた(主要な業務実績の項番②に記載)。	

<p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p>	<p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p>	<p>同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切な対応をする。</p> <p>③独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④J-PlatPat については、産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成26年2月24日分科会決定）において示された「諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指し」という方針を踏まえ、外国知財庁が提供しているサービスとの比較を行いつつ、我が国ユーザーからの要望が高い新たなサービス機能の付加、ユーザビリティ向上及び後年度の改造等におけるコスト削減が可能になるシステムアーキテクチャーの実現等を主目的とするシステム更改を、平成28年度に作成したロードマップに基づき、平成31年度に実施することを目指す。このため、平成28年度に鋭意検討を行った次期システムの要件に則って、平成29年度の第2四半期までに次期 J-PlatPat サービス提供事業者を公募・選定し、事業者決定後は、直ちにシステムの設計・開発に取りかかる。設計・開発にあたっては、策定したロードマップとマイルストーンに従って進捗管理を適切に実施する。</p>	<p>特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等のシステムに関する情報を得たときには、速やかに適切な対策を講じたか。</p> <p>(4)J-PlatPat について、外国知財庁が提供しているサービスとの比較を行いつつ、我が国ユーザーからの要望が高い新たなサービス機能の追加、ユーザビリティ向上及び後年度の改善等におけるコスト削減が可能となるシステムアーキテクチャーの実現を、平成31年度に実施するべく、平成29年度の第2四半期までに次期 J-PlatPat サービス提供事業者を公募・選定し、事業者決定後は、直ちにシステムの設計・開発に取りかかったか。また、開発にあたっては、策定したロードマップとマイルストーンに従って進捗管理を適切に実施したか。</p>	<p>進捗管理を適切に実施した。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p>	<p>(3)IPAが提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた（主要な業務実績の項番③に記載）。</p> <p>(4)次期 J-PlatPat サービス提供事業者を平成29年8月に決定後速やかにシステムの設計・開発を実施した。また、策定したマイルストーンに則って進捗管理を適切に実施した（主要な業務実績の項番④に記載）。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況も踏まえつつ、J-PlatPat の機能向上を図る。具体的には、同一発明について海外の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテント・ファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末までにユーザーへ提供する等、産業財産権情報提供の基礎インフラとして備えるべき機能の強化を計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。</p>	<p>① 同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテント・ファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末までに、それぞれサービス提供を開始できるよう、開発の進捗管理を行う。</p> <p>② 上記以外の産業財産権情報提供の基礎インフラとして必要とされる機能改善については、費用対効果を精査した上で計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。</p>	<p>①「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえて、ユーザーからのニーズの高い J-PlatPat の検索機能の向上を平成29年度末までに実施する。また、平成28年度に試験運用を開始した現行 J-PlatPat における公報等の固定アドレスサービスについては、試験運用中の同サービスの利用状況及び J-PlatPat システム全体への影響等の課題に関して問題がないことが確認できたため、平成29年度より同サービスを試験運用から通常運用に移行させるとともに、ユーザーに対する利活用を促進する。</p> <p>②上記以外の J-PlatPat の機能改善については、制度改正等に伴って速やかにサービス提供を行うことが必要な項目に限って実施することとし、遅滞なくサービス提供ができるように適切な進捗管理を行う。</p> <p>③平成31年度にサービス提供開始を目指す次期 J-PlatPat のシステムにおいては、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行うことによって、ユーザーニーズが高い機能向上を実現することとしており、準備段階においても、特許庁との連携を適切に行いつつ開発を進める。</p>	<p>(1)特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のユーザーからのニーズの高い検索機能の向上を29年度末までに実施したか。</p> <p>また、28年度に試験運用開始した J-PlatPat における公報等の固定アドレスサービスについて、29年度より同サービスを試験運用から通常運用に移行させるとともに、ユーザーに対する利活用を促進したか。</p> <p>(2)上記以外の J-PlatPat の機能改善については、制度改正等に伴って速やかにサービス提供を行うことが必要な項目に限って実施することとし、遅滞なくサービス提供ができるように適切な進捗管理を行ったか。</p> <p>(3)次期 J-PlatPat のシステム開発にあたっては、特許庁との連携を適切に行ったか。</p>	<p>① J-PlatPat のユーザーからのニーズの高い検索機能の向上については、特許・実用新案検索機能の刷新(外国公報の英語テキスト検索機能等)を平成30年3月から提供開始した。また、公報等の固定アドレスサービスについては、平成29年度より通常運用に移行させるとともに、セミナー等の周知活動を実施することにより、ユーザーに対する利活用を促進した。</p> <p>② J-PlatPat の機能改善については、ユーザーの要望と費用対効果を勘案しつつ、真に必要なものに限定し、開発の進捗管理を適切に行うことにより、以下に示すように、遅滞なくサービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標国際分類11.1版対応: 平成29年12月から提供開始 経過情報の「標章の詳細な説明(任意)」欄追加対応: 平成29年12月から提供開始 <p>③ 次期 J-PlatPat のシステム開発にあたっては、特許庁担当者と適切に連携して基本設計工程・詳細設計工程を進めるとともに、特許庁側で構築するシステム(情報提供サーバ等)の担当部署との間でプロジェクトマネージャー会議の実施等を通じて、双方の開発状況を把握し適切な進捗管理を行った。</p>	<p>(1)特許・実用新案検索機能の刷新を実施し、外国公報の英語テキスト検索機能の提供等、ユーザーからのニーズの高い検索機能を平成30年3月から提供開始した。また、公報等の固定アドレスサービスについては、29年度より通常運用に移行し、ユーザーに対する利活用を促進した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能改善について、ユーザーの要望と費用対効果を精査した上で、真に必要なものに限定し、平成29年12月に実現した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3)次期特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発にあたっては特許庁との連携を適切に行い、システムの設計・開発等のロードマップに則ってスケジュールどおりに基本設計・詳細設計を終了した(主要な業務実績の項番③に記載)。</p>
<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催の充実を図る。</p>	<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用者のニーズを踏まえたセミナー等の開催計画を各年度の4月までに策定し、必要に応じ経済産業局や知財</p>	<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成29年度は J-PlatPat 等利用促進講習会(パソコンを使った演習も含む)やセミナー(以下「セミナー等」という)を、</p>	<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>(1) J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成29年度に J-PlatPat 等利用促進講習会やセミナーを全国各地で20回以上開催したか。</p>	<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>① J-PlatPat の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、機能と操作方法に関する講習会について、経済産業局や知財総合支援窓口の協力を得て年間開催スケジュールを4月末までに確定し、全国各地で計22回開催した。うち8回については特許・実用新案・意匠・商標のそれぞれのサービス内容に特化した講習会とした。講習会参加者の総数は1159人であった。また、団体や企業等の要請に応じて講師として出向いて説明する個別説明会も計7</p>	<p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大></p> <p>(1)適切な業務管理を実施することにより、J-PlatPat 等利用促進講習会を全国各地で22回開催するとともに、団体・企業等の要請に応じた個別説明会</p>

総合支援窓口等の協力を得つつ、全国各地で計画に則って実施する。

- ② セミナー等の円滑な実施のため、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を策定し、同人材も活用しつつ、セミナー等を実施する。

全国各地で20回以上開催する。受講者は、個人、中小企業等の従業者に加え、中小企業等支援機関の支援担当者、地域や大学等で J-PlatPat 等の利用促進のセミナー等の講師又は指導者を指す者を対象とする。セミナー等のテキストは、誰でも理解しやすい内容とし、受講者が後に他者に対しても説明できる資料とすること、セミナー等の波及効果を高めることとする。また、経済産業局及び沖縄総合事務局(以下、「経済産業局等」という。)や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間開催スケジュール案を4月末までに策定することをマイルストーンとし、セミナー等の参加者数、セミナー等資料の大学、企業内等での利用回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行う。

- ②全国各地域の中小企業、研究開発機関、教育機関等における J-PlatPat の利用促進を目的として、平成29年度の第2四半期までに知財情報の検索・調査に精通した人材を確保する具体計画を策定し、平成29年度の第3四半期までにモデル地域を選定して当該地域を主に担当する知財情報調査指導人材を確保し、平成30年度から実施する同人材による講習会やミニセミナー等の開催とその効果検証に向けた準備を進める。

また、経済産業局等や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間スケジュールを4月末までに策定し、参加者数、セミナー等資料の大学・企業内等での利用回数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を実施したか。

- (2)平成29年度第2半期までに知財情報の検索・調査に精通した人材を確保する具体的計画の策定、第3四半期までにモデル地域を選定して当該地域を主に担当する知財情報調査指導員の確保を行い、30年度から実施する同人材による講習会やミニセミナー等開催とその効果検証に向けた準備を進めたか。

回実施した。

- さらに、テキスト内容について、誰でも理解しやすい内容とし受講者が後で他者に対しても説明できる資料となるように改訂するとともに、講師用ノート付きテキストをユーザーがダウンロードできるサービスを新たに提供し、企業内研修等での利用を目的とするダウンロードが717件あった。ダウンロードした者を対象として実施したアンケート調査結果(回答数213人(回答率38%))によると、同テキストを利用した説明会等の実施回数は146回、受講者数は2610人であり、回答率38%を勘案すると、ダウンロード利用者全体では説明会実施回数は約380回、受講者数は約6800人に及ぶと推計できる。
- J-PlatPat 利用ガイドブックや利用マニュアル等を平成29年度中に2回改訂し、経済産業局特許室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広くユーザーに頒布し普及することによって、利用者拡大を図った。また、特許・情報フェア、グローバル知財戦略フォーラム等の展示会でデモンストレーション及びマニュアル等の配布等の周知活動を実施した。

<J-PlatPat 普及活動実績>

◇ 全国各地で開催した説明会

- J-PlatPat 講習会等: 22回(参加者数計1159名)
- 団体・企業等の要請に応えた個別説明会: 7回
(参加者数計180名) 計29回

◇ 利用マニュアル・ガイドブック配布実績

	H29年11月	H30年3月
J-PlatPat 利用マニュアル	855部	7,500部
J-PlatPat ガイドブック	4,300部	30,000部 (パンフレット)

各経済産業局特許室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広く利用者へ配布。さらに、各展示会等でも配布して周知。

◇ 講師用ノート付きテキストのダウンロード利用実績

- ダウンロード利用件数: 717件(累計)
- 利用者アンケート調査: 回答者数213人(回答率38%)
テキストを利用した説明会等の実施回数: 146回
受講者数: 2610人
- 回答率を勘案したダウンロード利用者全体の推計値
テキストを利用した説明会等の実施回数: 約380回
受講者数: 約6800人

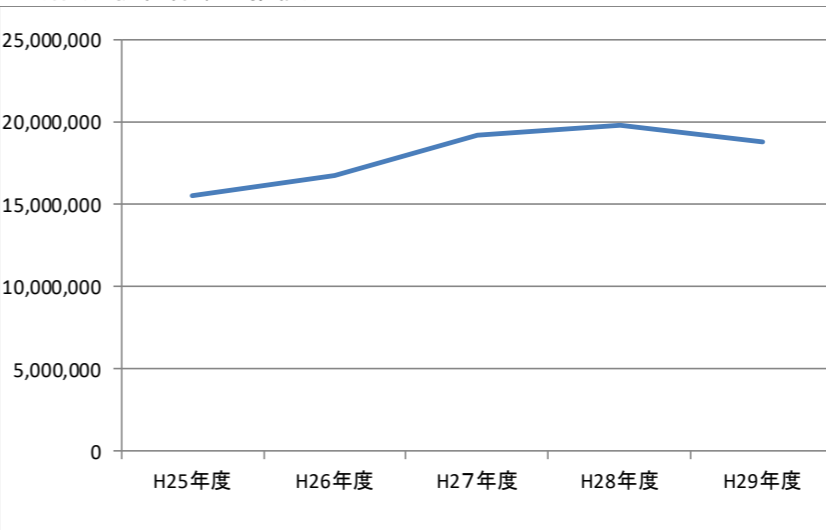
◇ 展示会等でのデモンストレーション

- 「特許・情報フェア」を始め各種展示会等でデモを実施
- 「グローバル知財戦略フォーラム」でも実演ブースを設置
- 「巡回特許庁」(徳島、金沢)でも実演ブースを設置

- これらの利用促進取組を実施した結果、第四期中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げた J-PlatPat 利用者検索回数の平成29年度実績値は136,567,958回となり、平成29年度計画の目標を超過達成(対目標値121%)した。
- また、平成29年度の実績値136,567,958回は、第四期中期目標の効果指標(アウトカム)の目標値である第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回/年度以上)も上回り、第四期中期目標計画期間の最終年度(平成31年度)より2年前に目標値を前倒して達成することとなった。

を実施した。また、講師用ノート付きテキストをダウンロードした者による説明会の実施など、利用者拡大に向けた普及策を実施した。これらの取組を精力的に実施したことにより、効果指標(アウトカム)の目標に掲げられた J-PlatPat 利用者検索回数が、平成29年度計画のみならず、第四期中期目標の目標値を超過達成するという「特筆すべき成果」を生み出した(主要な業務実績の項番①に記載)。

- (2)知財情報調査に精通した人材を確保する計画を策定し、モデル地域を関西として人材を確保し、30年度から実施する同人材による講習会やミニセミナー等開催とその効果検証に向けた準備を実施した(主要な業務実績の項番②に記載)。

<p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>民間の産業財産権情報提供サービス事業者向けに提供してきた整理標準化データの作成事業については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性を損なうことのないよう第四期中期目標期間中に段階的に廃止を進める。</p>	<p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>① 整理標準化データの作成・提供が必要とされる事業年度においては、確実に同データを提供する。</p> <p>② 整理標準化データ作成事業を廃止した場合の影響に関する調査を行い、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないよう、第四期中期目標期間中に同事業の段階的廃止を進める。</p>	<p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>①整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日～17日で民間の特許情報提供事業者等に提供する。</p> <p>②平成28年度に実施した整理標準化データ作成事業の廃止に向けた特許情報提供事業者等への影響調査を踏まえ、同事業の段階的廃止のスケジュールを策定する。</p>	<p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>(1)整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日～17日で民間の特許情報提供事業者等に提供したか。</p> <p>(2)28年度に実施した整理標準化データ作成事業の廃止による特許情報提供事業者等への影響調査の結果を踏まえ、同事業の段階的廃止のスケジュールを策定したか。</p>	 <p>② 知財情報調査に精通した人材を確保する計画を7月に策定し、モデル地域を関西とし、8月に人材を確保した。また、30年2月開催の大阪での講習会において同人材による講師サポート業務等を実施する等、30年度から実施する同人材による講習会やミニセミナー等開催とその効果検証に向けた準備を実施した。</p> <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>① 整理標準化データの作成・提供では、毎週1回のデータ作成・提供ができる体制を維持し、不正データを除き、特許庁が更新するデータの全件について、データ更新日から17日以内に民間の事業者等に提供した。平成29年度に提供された18,741,468件のデータは、特許情報提供事業者等による付加価値が付けられ、ユーザーに提供された。</p> <p>【整理標準化データの作成及び提供実績】 (作成・提供件数の推移)</p>  <p>② 整理標準化データの作成事業の廃止については、廃止後の特許情報提供事業者への影響等を勘案し、特許庁との協議の上、段階的廃止のスケジュールを策定した。</p>	<p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>(1)整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から17日以内に民間の特許情報提供事業者等に提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)整理標準化データ作成事業の廃止について、廃止後の特許情報提供事業者への影響等を勘案し、段階的廃止のスケジュールを策定した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>	
			<p><評価の視点></p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべ</p>	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組以外に、J-PlatPatの利用者拡大のための普及活動だけでなく、民間事業者が提供する特許情報検索用DBサービスのJ-PlatPat トップページでの紹介や、INPIT主催のセミナーで紹介パンフレット</p>		

			<p>き取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>の配布に加え、講師用ノート付きテキストをユーザーがダウンロードできるサービスを新たに提供するなど、民間事業者と連携して特許情報の普及活動を本格的に開始した。</p> <p>② 上記の取組を精力的に実施したことにより、第四期中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられた J-PlatPat 利用者の検索回数に係る目標について、平成29年度実績は、平成29年度計画の目標値のみならず、第四期中期目標の目標値をも超過達成するという「特筆すべき成果」を生み出した。</p>														
<p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>諸外国の産業財産権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請が強い産業財産権情報については、和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じて一般に提供する。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan) を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat に掲載する。また、Fターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とする。</p>	<p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを確実に収集し、適切に保管管理する。</p> <p>② ユーザーからの要請が高い米国、欧州等の産業財産権情報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>① 我が国の公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan) を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等が利用できるようにする。</p> <p>② Fターム解説等の特許分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とする。</p> <p>③ 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づいて、公報書誌データ等を作成し提供する。</p>	<p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データについて我が国特許庁を経由して確実に収集し、適切に保管管理する。</p> <p>② ユーザーからの要請が高い米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>① 外国の工業所有権庁において実体審査等の際に我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、我が国特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan: PAJ) を全件作成し、外国の約80カ国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにする。</p> <p>② 日本の特許分類であるFタームを解説したFターム解説について、新設された8テーマ程度の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>(1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、収集したデータを適切に保管管理したか。</p> <p>(2) 米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供したか。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>(1) 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (PAJ) を全件作成し、外国の約80カ国の工業所有権庁に提供したか。また、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにしたか。</p> <p>(2) Fターム解説(新設8テーマ)を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにしたか。</p> <p>(3) FIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版に実装したか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを我が国特許庁クラウドサービスである「FOPISER」経由で収集し、適切に保管管理した。</p> <p>② ユーザーニーズが高い米国公開特許公報、米国特許公報及び欧州公開公報について、約31万件の和文抄録を作成した。作成した和文抄録は、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に掲載して一般の利用に供した。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>① 外国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が平成29年公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件(約23万件)の英文抄録(PAJ)を作成した。また、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、PAJの提供依頼のあった73カ国・機関の工業所有権庁等にPAJを提供するとともに、英文検索を希望する一般ユーザーがPAJを閲覧できるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の英語版に掲載した。</p> <p>【英文抄録(PAJ)の作成実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PAJ作成件数</td> <td>258,913</td> <td>241,728</td> <td>249,301</td> <td>210,407</td> <td>229,241</td> </tr> </tbody> </table> <p>【英文抄録(PAJ)の外国の工業所有権庁等への提供実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 74(年度初)→73カ国・機関(6月より)に送付(送付先国からの送付停止依頼により減少) <p>② Fターム解説(付与マニュアル)について、平成29年度は新設された8テーマについて英訳を作成した。また、英訳されたFターム解説のデータを、J-PlatPat の英語版に実装し、諸外国のユーザーが利用できるようにした。</p> <p>③ FIを解説したFIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。</p>		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	PAJ作成件数	258,913	241,728	249,301	210,407	229,241	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>(1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、適切に保管管理した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 欧米の公報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>(1) 英文抄録(PAJ)を全件作成し、提供依頼のあった73カ国・機関の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) Fターム解説について新設された8テーマについて英訳を作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) FIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用</p>	
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度													
PAJ作成件数	258,913	241,728	249,301	210,407	229,241													

		<p>③日本の特許分類である FI の解説をした FI ハンドブックについて、新たな改正項目の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。</p> <p>④我が国特許庁が発行する特許・実用新案に関する各種公報及び特許に関する整理標準化データを基に、日米欧の特許庁間が定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。</p>	<p>(4)日米欧の特許庁間が定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供したか。</p>	<p>④ 三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等について、特許庁が発行する公報(公開、公表、登録)全件の書誌データを加工・編集し、加工した書誌データは、欧州特許庁(EPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、ロシア特許庁(Rospatent)、世界知的所有権機関(WIPO)、ドイツ特許商標庁(DPMA)、台湾智慧財産局(TIPO)へ提供した。</p> <p>【特許公報等の書誌データの加工・編集実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公報種別</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公開</td> <td>252,686 件</td> <td>243,145 件</td> <td>220,574 件</td> <td>243,161 件</td> <td>216,410 件</td> </tr> <tr> <td>公表</td> <td>42,891 件</td> <td>36,724 件</td> <td>37,614 件</td> <td>40,080 件</td> <td>39,284 件</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>278,698 件</td> <td>241,699 件</td> <td>198,699 件</td> <td>210,597 件</td> <td>201,487 件</td> </tr> <tr> <td>実用</td> <td>7,391 件</td> <td>7,074 件</td> <td>6,804 件</td> <td>6,482 件</td> <td>6,027 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>581,666 件</td> <td>528,642 件</td> <td>463,691 件</td> <td>500,320 件</td> <td>463,208 件</td> </tr> </tbody> </table>	公報種別	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	公開	252,686 件	243,145 件	220,574 件	243,161 件	216,410 件	公表	42,891 件	36,724 件	37,614 件	40,080 件	39,284 件	登録	278,698 件	241,699 件	198,699 件	210,597 件	201,487 件	実用	7,391 件	7,074 件	6,804 件	6,482 件	6,027 件	合計	581,666 件	528,642 件	463,691 件	500,320 件	463,208 件	<p>できるようにした(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> <p>(4)三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等を作成し、外国の工業所有権庁に提供した(主要な業務実績の項番④に記載)。</p>	
公報種別	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																					
公開	252,686 件	243,145 件	220,574 件	243,161 件	216,410 件																																					
公表	42,891 件	36,724 件	37,614 件	40,080 件	39,284 件																																					
登録	278,698 件	241,699 件	198,699 件	210,597 件	201,487 件																																					
実用	7,391 件	7,074 件	6,804 件	6,482 件	6,027 件																																					
合計	581,666 件	528,642 件	463,691 件	500,320 件	463,208 件																																					
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																						
<p>(3)審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供するシステムについて、サービスを切れ目なく提供するため、システムを安定的に運用する。</p>	<p>(3)審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供する情報システムを安定的に運用することにより、外国の工業所有権庁の審査官等に向けたサービスを切れ目なく提供する。</p> <p>② 上記の情報システムの利用状況を適時モニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズの変化等を調査し、情報システムの増強の必要性</p>	<p>(3)審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>①外国の工業所有権庁において我が国出願人が迅速に権利取得できるよう、我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システムを、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1)我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システム(AIPN)を、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 日本国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の68カ国・機関の工業所有権庁に提供するAIPNシステムを24時間体制で運用した。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1)AIPNについて、安定的に切れ目なくサービス提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>																																					

<p><システムの機能改善> 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強する。</p>	<p>やサービス内容改善を検討・実施する。</p> <p><システムの機能改善> ① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強することとし、概ね5,000語／年の増強を図る。</p>	<p><システムの機能改善> ① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5000語の増強を図る。</p>	<p><システムの機能改善> (1) 機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5000語増強したか。</p>	<p><システムの機能改善> ① AIPNシステムの基本機能である機械翻訳の精度向上を図るため、機械翻訳辞書に5036語の辞書データの追加登録を実施した(累計111,284語登録)。</p>	<p><システムの機能改善> (1) AIPNの機械翻訳システムに5036語の辞書を追加し、翻訳精度の向上を行った(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>																									
			<p><評価の視点></p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>特になし</p>																										
<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>																												
<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供> パリ条約に定められた中央資料館として、内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とする。</p>	<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供> ① 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を果たすため、国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、中央資料館の閲覧機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。 ③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できるとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに応える。</p>	<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供> ① 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。国内公報については、公報発行日に全件閲覧可能にする。また、国内公報のうち特に古い紙公報に関して保存方法を改善する。国外公報については、CD-ROM などの媒体で提供されているものの整理を実施する。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」で定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。 ③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された</p>	<p><評価の視点></p> <p><情報の確実な提供> (1) 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理したか。 国内公報については公報発行日に全件閲覧可能とし、特に古い紙公報に関して保存方法を改善する取組を実施したか。 国外公報については、CD-ROM などの媒体で提供されているものの整理を実施したか。 (2) 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、公報閲覧室において、閲覧に供したか。 (3) 公報閲覧室に、高度検索閲覧機器、CD-ROM 等に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><情報の確実な提供> ① パリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報に関する文献を収集・管理し、我が国の公報情報の提供については、DVD-ROM 等により公報発行日に年間を通して全件即日閲覧に供した。また、国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙箱による保存方法に切り替える取組を実施した。国外の CD-ROM 公報については、データベース化するための媒体による順次蓄積等の整理を実施した。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献について、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、「工業書有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室を通じて利用者への閲覧に供した。 【閲覧可能な内国公報と外国公報の総数】</p> <table border="1" data-bbox="1507 1560 2184 1667"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙</th> <th>CD/DVD</th> <th>マイクロフィルム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内国公報</td> <td>約 12 万冊</td> <td>5,574 枚</td> <td>14,469 巻</td> </tr> <tr> <td>外国公報</td> <td>約 24 万冊</td> <td>37,822 枚</td> <td>9,700 巻</td> </tr> </tbody> </table> <p>【公報閲覧室の利用者実績】</p> <table border="1" data-bbox="1448 1732 2261 1801"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>10,632</td> <td>9,779</td> <td>9,331</td> <td>8,467</td> <td>7,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末と同等性能をもつ)は、特許庁の審査官端末のメンテナンス時期に同期して、常に特許庁審査官端末と同様な高度な検索が可能な状態でユーザーにサービスを提供した。CD-ROM、DVD-ROM 公報閲覧については、最新の公報仕様に合わせた検索ソフトを28年度に引き続き4ライセンスを CD/DVD 閲覧用機器に実装</p>		紙	CD/DVD	マイクロフィルム	内国公報	約 12 万冊	5,574 枚	14,469 巻	外国公報	約 24 万冊	37,822 枚	9,700 巻		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	利用者数	10,632	9,779	9,331	8,467	7,733	<p><評定と根拠> 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><情報の確実な提供> (1) 国内外の公報を確実に収集し、管理した、国内公報については公報発行日に全件閲覧可能にした。国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙箱にとる保存方法の切り替えを実施し、国外の CD-ROM 公報の整理を実施した(主要な業務実績の項番①に記載)。 (2) 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、公報閲覧室において、閲覧に供した(主要な業務実績の項番②に記載)。 (3) 公報閲覧室に高度検索閲覧機器、CD/DVD 閲覧機器を設置して公報閲覧室利用者に提供するとともに、検索指導員を配置</p>	
	紙	CD/DVD	マイクロフィルム																											
内国公報	約 12 万冊	5,574 枚	14,469 巻																											
外国公報	約 24 万冊	37,822 枚	9,700 巻																											
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																									
利用者数	10,632	9,779	9,331	8,467	7,733																									

<p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>中央資料館の機能の1つである産業財産権情報・文献の高度検索が可能な閲覧機能を担う高度検索用閲覧機器(特許庁審査官が使う端末と同等な性能を有する機器)については、ユーザーを対象にサービス水準に関するアンケート調査を行うなど利用状況等の実態を踏まえ、平成29年度中の設置台数の削減を視野に見直しを行う。</p>	<p>④ 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>① 中央資料館の高度検索閲覧機器については、利用状況等の推移等を踏まえつつ、平成29年度中の設置台数の削減も視野に見直しを行う。</p> <p>② 高度検索閲覧機器の設置台数の見直し等の検討を行う前に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行う。</p> <p>③ 高度検索閲覧機器の設置台数の見直しの後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、利用者に対するサービス水準が維持できているかを確認する。</p>	<p>資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に 대응する。</p> <p>④ 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催して新たな利用者の拡大を図るとともに、ユーザーから強い要請がある場合は臨時の講習会も開催する。利用講習会の開催状況(開催回数、受講申込者数、受講者数等)を活動モニタリング指標とし、公報閲覧室の利用促進に関する業務管理を適切に行う。さらに、講習会受講者アンケート調査によって講習会の内容に関する満足度と改善要望等を把握し、内容の改善に努める。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>① 中央資料館の中核的な情報インフラである高度検索閲覧機器については、最近の利用頻度に関する実績データ等にもとづいて平成28年度に検討した必要機器の見積もり台数を踏まえ、設置台数を見直す。</p> <p>② 高度検索閲覧機器の設置台数の見直しの後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、サービス水準が維持できているかを確認する。</p>	<p>迅速に 応えたか。</p> <p>(4) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催したか。</p> <p>また、利用講習会の開催状況(開催回数、受講申込者数、受講者数等)を活動モニタリング指標とし、公報閲覧室の利用促進に関する業務管理を適切に行ったか。</p> <p>さらに、講習会受講者アンケート調査によって講習会の内容に関する満足度と改善要望等を把握し、内容の改善に努めたか。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>(1) 高度検索閲覧機器については、28年度に実施した検討内容を踏まえ、設置台数の見直しを行ったか。</p> <p>(2) 高度検索閲覧機器の設置台数を見直した後、閲覧室利用者を対象にサービス内容及びサービス水準に関するアンケート調査を行い、サービス水準が維持できているかを確認したか。</p>	<p>し、ユーザーに提供した。また、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、年間を通して検索指導員3名体制で利用者に対する検索方法や調査範囲の分類相談等に関する支援及び指導を実施した。</p> <p>【高度情報検索機器の利用者実績】</p> <table border="1" data-bbox="1457 247 2237 384"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度情報検索機器利用者数</td> <td>5,064</td> <td>4,560</td> <td>4,338</td> <td>3,989</td> <td>3,625</td> </tr> </tbody> </table> <p>【CD/DVD 公報閲覧用機器の利用者実績】</p> <table border="1" data-bbox="1457 447 2237 583"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数</td> <td>1,411</td> <td>1,455</td> <td>1,968</td> <td>1,662</td> <td>1,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 閲覧室利用者の検索技能の向上を図るため、検索指導員による「高度な検索が可能な閲覧用機器」の利用講習会を公報閲覧室で12回(月1回の頻度)開催した。</p> <p>講習会の実施に際しては、講習会の開催状況をモニタリングし、講習会の周知、キャンセル時の受講者補充等、業務管理を適切に行った。</p> <p>また、講習会受講者へのアンケート調査を実施し、98%以上の受講者から講習内容が「有意義」「非常に有意義」と評価を受けた。アンケート結果は、検索指導員にもフィードバックすることにより、受講者の意見・要望を次回の講習会に反映し、更なる質の向上を図った。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>① 公報閲覧室に設置している高度検索閲覧機器の設置台数の見直しについては、平成28年度に実施した利用状況と運用経費削減に関する検討結果に基づき、34台から32台に削減した。</p> <p>② 高度検索閲覧機器の設置台数見直し後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施し、全回答者の99%の者からサービス水準が維持できているとの評価を受けた。</p>		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	高度情報検索機器利用者数	5,064	4,560	4,338	3,989	3,625		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数	1,411	1,455	1,968	1,662	1,599	<p>して利用者への支援等を実施した(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> <p>(4) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を公報閲覧室にて毎月1回開催するとともに、利用講習会の開催状況をモニタリングし、利用講習会の周知、キャンセル時の受講者補充等、業務管理を適切に行った。</p> <p>また、講習会受講者へのアンケート調査を実施し、98%以上の受講者から講習内容が「有意義」「非常に有意義」と評価を受けた(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>(1) 高度検索閲覧機器の設置台数の見直しについては、平成28年度に実施した検討内容に基づき、34台から32台に削減した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施し、99%の者からサービス水準が維持できているとの評価を受けた(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																								
高度情報検索機器利用者数	5,064	4,560	4,338	3,989	3,625																								
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																								
CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数	1,411	1,455	1,968	1,662	1,599																								

			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		
<p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>我が国の全種別の公報の発行形態が平成27年度以降はインターネット公報になっていること等を勘案し、中央資料館における今後の閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、必要に応じ速やかなサービス機能の改善を実施する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>中央資料館の機能の再検討とサービス内容の変更については、ユーザーを対象にしたサービス水準に関するアンケート調査を行い、ユーザー利便性の維持・向上が担保される見直しとする。</p>	<p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>① 公報のインターネット化等を踏まえ、平成28年度末を目途に中央資料館における閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、平成29年度以降の年度計画において必要なサービス機能の改善を定めて実施する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>① 公報のインターネット化以降の中央資料館の機能の抜本的な検討結果を踏まえつつ、サービス水準について閲覧室利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の利便性の維持・向上が担保される見直しを行う。</p>	<p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>①平成28年度に実施した今後の閲覧サービス機能の抜本的な検討の結果を踏まえ、平成29年度中に費用対効果比も勘案した上でサービス水準維持・向上に係る基本計画案を策定する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>①公報のインターネット化以降の中央資料館の機能について、利用者に対するサービス水準の確保・向上と効果的かつ効率的な運営とが両立されるよう、利用者の希望を調査し、利用者の利便性の維持・向上に資する課題の有無を整理する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>(1)平成28年度に実施した今後の閲覧サービス機能の抜本的な検討の結果を踏まえ、平成29年度中に費用対効果比も勘案した上でサービス水準維持・向上に係る基本計画案を策定したか。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>(1)中央資料館の機能について、利用者に対するサービス水準の確保・向上と効果的かつ効率的な運営とが両立されるよう、利用者の希望を調査し、利用者の利便性の維持・向上に資する課題の有無を整理したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>① 公報のインターネット化及び外国の工業所有権庁との公報交換のメディアレス化が進んでいる状況等を踏まえ、公報閲覧室利用者への外国公報等の閲覧サービスの改善を始めとする閲覧サービス機能の今後のあり方について検討を進め、平成29年度中に基本計画案を策定した。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>① 公報閲覧室利用者に対するアンケートを実施し(概要は以下のとおり)、このアンケート結果等を踏まえ、利用者の利便性の維持・向上に資する課題の有無を整理した。</p> <p>【公報閲覧室の利用者アンケート調査について】 期 間:平成29年12月26日(火)～平成30年2月2日(金) 場 所:公報閲覧室 対象者:公報閲覧室利用者 回答数:90(回収率84.9%)</p> <p>【利用者アンケート調査で収集した公報閲覧室に対する利用者の意見・要望】 ・閲覧端末に経過情報の閲覧機能があればよい。 ・検索履歴を一定期間残してほしい。 ・操作方法を指導員から丁寧に指導を受けられるので、安心して調査できる。 ・静かに利用したい。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>(1)公報のインターネット化等の状況を踏まえ、中央資料館の閲覧サービス機能の今後のあり方について検討を進め、基本計画案を策定した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p> <p>(1)中央資料館の機能を担う公報閲覧室について、平成29年度計画に則り、閲覧機器の利用状況、閲覧室利用者へのアンケート結果等をもとに、利用者の利便性の維持・向上に資する課題の有無を整理した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

			げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。			
C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等				
<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>収集した技術文献等は、</p>	<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料について最新の資料を収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 収集した技術文献等を蔵</p>	<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については、雑誌の年間契約の開始前に紙媒体からインターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等の公知資料について確実に収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 非特許文献等について</p>	<p><評価の視点></p> <p><技術文献等の収集></p> <p>(1) ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(2) 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(3) 非特許文献等の収集において、インターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図ったか。</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる公知資料を確実に収集し、特許庁審査部に提供したか。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>(1) 非特許文献等について</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許庁の審査・審判において国内外の最新の技術水準を把握できるよう、技術文献、ミニマムドキュメント、カタログの最新の文献及び資料を収集し、特許庁の審査・審判部に提供した。</p> <p>② 特許庁の審査官等を含めた図書選定の担当者会議(年4回)を実施し、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。図書選定の担当者会議にて決定されたタイトルは全て収集し、以下のとおり特許庁に提供した。</p> <p>【内外国図書・雑誌の収集と特許庁への提供実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国図書: 217冊 内国雑誌: 10, 028冊 (449タイトル) ・外国図書: 32冊 外国雑誌: 2, 346冊 (173タイトル) <p>③ 非特許文献の収集にあたっては、特許協力条約(PCT)で規定されているミニマムドキュメント(収集数: 1, 217冊(60タイトル))、特許庁の審査に用いる技術文献等を収集するとともに、電子化されて提供されている技術文献(学術論文等)は、インターネットによる文献提供サービスを使うこととして、重複調達を避け、業務効率化及びコスト削減を図った。</p> <p>④ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じて新製品カタログを収集し、以下のとおり特許庁に提供した。</p> <p>【意匠審査に用いる内外国の意匠カタログの収集と特許庁への提供実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国カタログ: 12, 000件 ・外国カタログ: 3, 000件 <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 非特許文献等については、図書等選定の担当者会議にて決定されたタイト</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>(1) 平成29年度計画に記載された計画に則り、ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 図書等選定担当者会議で決定された非特許文献等のタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) インターネットサービスへの移行が可能な非特許文献等について全て有料閲覧に移行することにより、収集・管理業務の効率化を図った(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等(公知資料)を確実に収集し、特許庁審査部に提供した(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>(1) 図書等選定の担当者</p>	

<p>蔵書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p>	<p>書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p> <p>② 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p>	<p>は、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てが遅滞なく確実に収集されていることを確認するため、収集すべき文献リストと納品された文献リストの照合データ、蔵書検索システム(OPAC)への登録の照合データ等を活動モニタリング指標として業務管理を行う。</p> <p>② 収集した技術文献等をOPACに登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能とする。</p> <p>③ 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p>	<p>は、図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てが遅滞なく確実に収集されていることを確認するため、収集すべき文献リストと納品された文献リストの照合データ、蔵書検索システム(OPAC)への登録の照合データ等を活動モニタリング指標として業務管理を行ったか。</p> <p>(2) 収集した技術文献等をOPACに登録し、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能としたか。</p> <p>(3) 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行ったか。</p>	<p>ルの全てを遅滞なく確実に収集した。また、収集すべき文献リストと納品された文献リストと照合するとともに、蔵書検索システム(Online Public Access Catalog: OPAC)に収集した全文献データが登録されていることをデータ照合して業務管理を行った。さらに、OPACの安定的な運用を行うとともに、データ収集した各種文献・資料のリストはホームページでも月1回最新情報に更新して情報提供した。</p> <p>② 技術文献資料閲覧サービスにおいて、閲覧申請のあった閲覧請求に対して全件3開館日以内に閲覧に供するサービスを維持した。 平成29年度の閲覧申請利用者数・閲覧件数は以下のとおり。</p> <p>【技術文献資料の閲覧申請利用者数及び閲覧件数の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数: 194名(28年度: 255名) ・閲覧件数: 422件(28年度: 581件) <p>③ 情報・研修館主催の特許情報プラットフォーム講習会においてOPACの広報を行った。</p>	<p>会議にて決定された収集すべき文献リストを全て遅滞なく収集するとともに、全文献データをOPACに登録し、安定的な運用を行った(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 閲覧申請のあった閲覧請求に対して全件3開館日以内に閲覧可能にした(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) 情報・研修館主催の特許情報プラットフォーム講習会においてOPACの広報を行った(主要な業務実績の項番③に記載)。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		
<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判で引用した技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。</p>	<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料については、証拠資料として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p>	<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料については、証拠書類として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> <p>② 審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>(1) 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料について、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積したか。</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した拒絶理由通知等において、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに送付するため、受入から3</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 特許庁審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料は、証拠書類として管理するため電子化して文献データベースシステムに蓄積した。</p> <p>② 特許庁の調査員が抽出した重要な非特許文献及び特許庁審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において引用した非特許文献のイメージデータの作成について、依頼から電子文書化までの日数を活動モニタリング指標として適切に業務管理を実施し、全件受入から3開館日以内で行った。 また、Fタームの解説書(日本語)をデータ作成し、特許庁のデータベースに蓄積した。</p> <p>【非特許文献等イメージデータの作成と特許庁への提供実績】</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>(1) 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料の全件について、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した通知書において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献について、適切な業務管理を</p>	

<p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> 出願書類(包袋)について確実に保管し、貸し出しの請求に迅速に対応する。</p>	<p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p>	<p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p>	<p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> (1) 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対して、請求から2開館日以内に貸し出したか。</p>	<table border="1" data-bbox="1537 90 2160 363"> <tr><td>平成29年度累計</td><td>68,235 件</td></tr> <tr><td rowspan="5">内訳)</td><td>調査員抽出論文</td><td>676 件</td></tr> <tr><td>無効審判請求書引用文献</td><td>1,099 件</td></tr> <tr><td>付与後異議引用文献</td><td>539 件</td></tr> <tr><td>国際調査報告書(引用文献)</td><td>11,053 件</td></tr> <tr><td>拒絶理由通知書引用文献等</td><td>54,868 件</td></tr> </table> <p>【非特許文献等書誌データの作成・蓄積】</p> <table border="1" data-bbox="1537 436 2160 621"> <tr><td>平成29年度累計</td><td>12,172 件</td></tr> <tr><td rowspan="4">(内訳)</td><td>無効審判請求書引用文献</td><td>1,099 件</td></tr> <tr><td>国際調査報告書引用文献</td><td>11,053 件</td></tr> <tr><td>実用新案技術評価書</td><td>20 件</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【Fターム解説書の作成実績】</p> <table border="1" data-bbox="1457 684 2237 762"> <tr><td></td><td>H25 年度</td><td>H26 年度</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td></tr> <tr><td>テーマ数</td><td>11</td><td>11</td><td>20</td><td>16</td><td>8</td></tr> </table> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① ユーザーに対する出願書類(包袋)等の受入・保管・管理を確実に実施した。包袋の貸し出し請求に対しては、全て請求から2開館日以内に貸し出しを行った。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>【出願書類(包袋)等の出納・保管実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入件数 21,453 件 出納件数 3,116 件 保管総数 約 234 万件 	平成29年度累計	68,235 件	内訳)	調査員抽出論文	676 件	無効審判請求書引用文献	1,099 件	付与後異議引用文献	539 件	国際調査報告書(引用文献)	11,053 件	拒絶理由通知書引用文献等	54,868 件	平成29年度累計	12,172 件	(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,099 件	国際調査報告書引用文献	11,053 件	実用新案技術評価書	20 件					H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	テーマ数	11	11	20	16	8	<p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> (1) 審査・審判の最終処分が確定した出願書類及び審判記録(包袋)を特許庁から確実に受入・保管するとともに、包袋の貸し出し請求に対して、全て請求から2開館日以内に貸し出した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>	
平成29年度累計	68,235 件																																										
内訳)	調査員抽出論文	676 件																																									
	無効審判請求書引用文献	1,099 件																																									
	付与後異議引用文献	539 件																																									
	国際調査報告書(引用文献)	11,053 件																																									
	拒絶理由通知書引用文献等	54,868 件																																									
平成29年度累計	12,172 件																																										
(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,099 件																																									
	国際調査報告書引用文献	11,053 件																																									
	実用新案技術評価書	20 件																																									
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																						
テーマ数	11	11	20	16	8																																						
			<p><評価の視点> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><特筆すべき取組または成果> 特になし</p>																																							
<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用と業務移管> 特許庁への電子出願を行う際に利用者が使う電子出願ソフトに係る運用支援(サポートセンター)業務は、平成29年末まで確実に管理・</p>	<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)を平成29年末まで確実に管理・運用する。</p>	<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)の事業においては、電子出願ソフトの操作方法等に関</p>	<p><評価の視点> <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> (1) 電子出願ソフトサポートセンターにおいて、電子出願ソフト利用者からの問合せ等に対して迅速・的確に対応するととも</p>	<p><主要な業務実績> <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 「電子出願ソフトサポートセンター」を通じ、電子出願ソフトの設定、操作方法に関する利用者からの質問に特許庁の電子出願ソフト担当部署と連携して迅速・的確に回答するとともに、サポートセンターに寄せられる問い合わせや要望を特許庁担当者にフィードバックを行った。 平成29年12月までの電子出願サポートセンターの相談対応総数は7,34</p>	<p><評定と根拠> 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> (1) 電子出願ソフトサポートセンターにおいて、電子出願ソフト利用者からの全ての問い合わせに対して迅速・的確に対応する</p>																																						

<p>運用した後、業務を特許庁に移管する。</p>	<p>② サポートセンターの管理・運用業務が平成29年末をもって特許庁に移管されるため、同業務についてこれまでに蓄積された資料と運営ノウハウ等も整理し、特許庁に移管する。</p>	<p>する利用者からの問合せ等に迅速・的確に対応するとともに、サポートセンターに寄せられる問合せ等について、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバックする。</p> <p>② サポートセンターの管理運用業務が平成29年末をもって情報・研修館から特許庁に業務移管されることを踏まえ、スムーズな業務移管が実施できるよう、移管計画に則って移管業務を遅滞なく進める。</p>	<p>に、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバックしたか。</p> <p>(2) サポートセンターについて平成29年末の特許庁への移行がスムーズになされるよう、移管計画に則って移管業務を遅滞なく進めたか。</p>	<p>5件(前年同月累計比105%)であった。これらの相談内容は、定期的に整理され、回答内容の精査を経たのち、電子出願ソフトサポートサイトの「よくあるQ&A」に反映させるなど、サービス向上を継続的に行った。</p> <p>② 平成29年12月末をもって、電子出願ソフトに係る運用支援業務を特許庁に業務移管するため、関係部署と連携して移管計画に則って作業を進め、ホームページの移管やコンテンツの変更等遅滞なく業務移管を完了した。</p>	<p>とともに、定期的に整理し、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバックした(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 特許庁への業務移管計画に則って、平成29年12月に業務移管を完了した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
2	知的財産の権利取得・活用の支援		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2017(H29. 5. 16知的財産戦略本部決定) 	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における中堅・中小・ベンチャー企業の「稼ぐ力」の徹底強化、イノベーション・ベンチャーの創出等に、中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の戦略的活用支援の強化と知財マネジメント体制の確立支援等を通じて貢献するため、国等の中堅・中小・ベンチャー企業支援組織と連携して成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における科学技術イノベーションの推進に貢献するため、知的財産の戦略的権利化と産業活用を見据えたマネジメントを支援し、成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知的財産推進計画2015」において、「企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させる」とされたことを踏まえ、重要度を高く設定する。 <p>【難易度：高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標(アウトカム)の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの実作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上」とするには、より優れた競争技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。 	関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業への重点支援【中期目標】	第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援	4年間で100社	24社	20社			予算額(千円)	5,546,838	5,838,858		
知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者の合計実績値【中期目標、年度計画】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】 21,000件【年度計画】	19,502件	19,638件 (100.7%)	19,108件 (98%)			決算額(千円)	4,960,076	5,564,414		
特に、ベンチャー企業の合計実績値【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上	2,229件	2,229件	2,332件 (105%)			経常費用(千円)	4,960,076	5,488,171		
知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計数【中期目標、年度計画】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】 460,000件【年度計画】	428,093件	502,783件 (117.4%)	484,816件 (113%)			経常利益(千円)	5,546,838	5,762,614		
知財相談窓口支援件数【年度計画】	83,000件以上	83,000件	約86,000件	95,257件			行政サービス実施コスト(千円)	4,984,649	5,513,122		
相談支援窓口担当者等への研修回数【年度計画】	年間2回以上	2回	3回	3回			従事人員数	28人	32人		
相談に対する回答期間【年度計画】	対面窓口についてはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内	-	・対面相談: 全件(25,090件)に対し、即座に回答。 ・文書: 全件(3,159件)に対し1開館日以内に回答。	・対面相談: 全件(27,151件)に対し、即座に回答。 ・文書: 全件(4,267件)に対し1開館日以内に回答。							
知財総合支援窓口へ専門家(弁理士、弁護士)を定期的に配置【年度計画】	29年度計画では数値目標なし	-	各窓口へ弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置	各窓口へ弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置							
知的財産戦略アドバイザーによるセミナー及びセミナー終了後	平成29年度は計画なし		全国各地で38回開催	-							

に個別相談を実施【年度計画】						
海外展開知財セミナーの開催回数【年度計画】	30回以上	30回	全国各地で34回開催	INPIT 主催15回 他機関主催47回 合計62回開催		
職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則整備状況【中期目標】	職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了。	—	—	54%		
国内特許出願全体に占める中小企業の割合【中期目標】	国内特許出願全体に占める中小企業の割合を15%	—	15.2%	15.3%		
重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャーのうち、事業成長が認められた事例【中期目標、年度計画】	第四期中期目標期間中20件以上【中期目標】 平成29年度末に7件【年度計画】	20件	1件	28件		
「派遣先選定・評価委員会」の活動評価【中期目標、年度計画】	「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例を、毎年度評価対象案件の70%以上	70%	・知財PD:92% ・産学連携知財AD:100%	・知財PD:100% ・産学連携知財AD:100%		
知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち公開可能な成果事例【中期目標】	第四期中期目標期間の期末までに10件以上を公開	10件	1件 (知財PD:1件)	累積11件 (知財PD:1件、産学連携AD:10件)		
知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの実作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト【中期目標】	第四期中期目標期間の期末までに10件以上	10件	14件(知財PD:7件、産学連携AD:7件)	累積21件 (知財PD:11件、産学連携AD:10件)		
知財PDと産学連携知財ADに対する研修会の開催回数【中期計画】	毎年度2回以上開催	2回	4回	4回		
知財PDを派遣したプロジェクト数【年度計画】	30のプロジェクト	30のプロジェクト	45のプロジェクトに派遣	39のプロジェクトに派遣		
統括知財プロデューサーのプロジェクト訪問【年度計画】	15のプロジェクト	15のプロジェクト	16のプロジェクトを訪問	38のプロジェクトを訪問		

開放特許情報 DB へのアクセス件数【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上	263,781件	199,263件 (76%)	299,705件 (114%)		
同上【年度計画】	第三期中期目標期間最終年度実績値の105%以上	263,781件	199,263件	299,705件 (114%)		
開放特許情報DBへの新規登録件数【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上	1,858件	2,103件 (113%)	2,507件 (135%)		
同上【年度計画】	第三期中期目標期間最終年度実績値の105%以上	1,858件	2,103件	2,507件 (135%)		
新興国等知財情報データベースの利用件数【年度計画】	平成28年度実績値の105%以上	3,144,196件	3,144,196件	4,797,971件(153%)		
地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等の開催【年度計画】	年度内に1回以上実施	1回	1回	1回		
グローバル知財戦略フォーラムの開催実績【中期目標】	毎年度1回以上	1回	1回	2回		
グローバル知財戦略フォーラムの参加者数【年度計画】	1,000名以上	1,000名	1,538名	1,485名		
近畿地域で開催するフォーラムの参加者数【年度計画】	300名以上	300名	—	274名		
特に顕著な効果が認められる事例等を編纂した知財活用事例(電子版)【中期目標】	2年ごとにホームページ等で公開し、第四期中期目標期間中に40件以上作成	40件	—	17件		
知財活用事例(電子版)【年度計画】	特に顕著な効果が認められる事例10件程度含め公開可能な事例の公開件数100件	100件 (うち特に顕著な効果が認められる事例10件)	—	253件 (うち特に顕著な効果が認められる事例17件)		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数：平成29年10月時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	評価
<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>相談支援機能の強化、事業化支援機能の強化、海外展開時の知的財産の的確な保護と活用に関する支援の強化、新たな職務発明制度の導入に関連した諸規定類の整備や営業秘密の保護・活用に関する相談支援機能の強化、中小企業等を支援する諸機関との連携強化を進めることにより、知的財産の戦略的な権利化と活用に関する普及啓発と相談支援を展開し、全国の中堅・中小・ベンチャー企業の成長を促す取組を推進する。特に、日本再興戦略におけるローカル・アベノミクスの推進のため、経済産業局等との連携を強化して支援メニューの多様化と拡大を進め、地域発イノベーションを目指す中堅・中小・ベンチャー企業を対象に重点支援を行う。</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p><u>〈主な定量的指標〉</u></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の合計値 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上 [指標] 平成29年度の目標値は21,000件</p> <p>(2) サービス産業分野を含むベンチャー企業への支援 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上</p> <p>(3) 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p><u>〈主な業務実績〉</u></p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 平成29年度目標に掲げられた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数については、目標値21,000件に対し、19,108件の実績値に留まった。</p> <p>この結果は、知財総合支援窓口の新規相談支援者数の伸びが十分でなかったこと(都道府県別では、28道府県では目標値を達成しているものの、19都県では目標値を達成できなかった)に起因している。平成30年度は、情報・研修館が策定した「V字回復プラン」を実施することにより、新規相談・支援者数の増加に結びつける予定。</p> <p>② サービス産業分野を含むベンチャー企業への支援件数は、成果指標の基礎となる第四期中期目標の初年度である平成28年度の2,229件に比べ、平成29年度は約5%増加し、2,332件であった。</p> <p>中期目標期間の最終年度の目標値(4,458件以上)を達成するため、平成30年度は、これまでの広報に加え、集中的な掘り起こし等を展開する予定。</p> <p>③ 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の相談支援件数及び知財総合支援窓口ポータルサイト、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトに掲載されているFAQの閲覧利用件数の総計は、平成29年度の目標値460,000件に対し、実績値は484,816件となり、平成29年度目標に対し105%の達成率であった。</p> <p>④ 平成29年度は、平成29年7月と30年1月の2回、全国規模でフォローアップ調査を実施して規程等の整備実績状況をモニタリングした。職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち、54%が規程等の整備完了に至った。この実績値は、中期目標の成果指標(アウトプット)の目標値(50%以上)を超える水準であった。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>○知的財産の権利取得・活用の支援の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(5) B(3) C(0) D(0) であった。 以上を総合的に評価すると、「A」に相当する。</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 平成29年度計画の成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の目標値21,000件に対し、実績値は19,108件に留まった。</p> <p>(2) ベンチャー企業の支援は、平成28年度の2,229件に比べ、平成29年度は約5%増加し、2,332件の支援を実施した。</p> <p>(3) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値が、目標値460,000件に対し、105%であった。</p> <p>(4) 平成29年度は年度内に2回フォローアップ調査を行ったところ、職務発明</p>	

			<p>上 [指標]平成29年度の目標値は460,000件</p> <p>(4)職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了する。 [指標]平成29年度は、職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則に関する相談を受け付けた中堅・中小・ベンチャー企業の規程等の整備実績数をモニタリング指標としつつ、中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の達成に向けて適切な業務管理を行ったか。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(5)国内特許出願全体に占める中小企業の割合 [指標]第四期中期目標期間の期末までに15%以上</p> <p>(6)重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャー企業のフォローアップ調査において、事業成長上の効果、が認められた事例 [指標]第四期中期目標期間中20件以上 ※【難易度:高】 効果指標(アウトカム)の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。 [指標]平成29年度は7件以上</p>	<p>効果指標(アウトカム)</p> <p>⑤ 知財総合支援窓口における出願相談企業の掘り起しと中小企業からの出願相談件数の増加等を反映して、平成29年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は、前年に比べ増加し、15.3%となった。</p> <p>⑥ 平成29年度から重点的な支援を拡大したところ、重点的な支援等を受けた支援企業において、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数は、平成28年度実績より27件増加し、28件となった。この値は、平成29年度計画に掲げた目標値(7件)を大幅に超過達成しているだけでなく、第四期中期目標に掲げられている効果指標(アウトカム)の目標値(20件以上)も2年前倒しで達成するものであった。</p>	<p>取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち、54%が規程等の整備完了に至った。この実績値は、中期目標の成果指標(アウトプット)の目標値(50%以上)を越える水準であった。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(5)平成29年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は、15.3%となり、第四期中期目標期間の期末までの目標値(15%以上)の水準を平成29年度末現在で超えた。</p> <p>(6)重点的な支援等を受けた支援企業において、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数は、28件となり、平成29年度計画に掲げた目標値(7件)を大幅に超過達成しただけでなく、第四期中期目標に掲げられている効果指標(アウトカム)の目標値(20件以上)も2年前倒しで達成した。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>公的資金が投入された産学官等研究開発プロジェクトに専門人材を派遣し、知的財産等の成果が円滑に産業化につながるように、的確な権利化と事業化戦略の構築を支援する。</p> <p>また、地方創生等の観点から、地方の中小規模大学において事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進し、また、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行い、産学連携プロジェクト発の事業を創出する。</p>			<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 外部有識者から構成される委員会での活動評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例 [指標] 毎年度評価対象案件の70%以上</p> <p>(2) 知財PD及び産学連携知財AD事業が支援したプロジェクトのうち、公開可能な成果事例 [指標] 第四期中期目標期間の期末までに10以上公開 [指標] 平成29年度は知財PD事業においては4程度の成果事例を公開。産学連携AD事業においては成果事例等の調査を開始。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(3) 第四期中期目標期間の期末までに、知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロ</p>	<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を計39のプロジェクトへ派遣し、研修を年度内に4回実施して知財PDの支援の質の向上を図った結果、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)による知財PDの活動評価では、評価対象プロジェクトの全てが「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価された。産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)の活動評価においても、全て「活動・取組が順調に進捗している」との評価を得た。</p> <p>② 知財PD派遣事業では、戦略的な知財支援を実施した計39プロジェクトの中から、新たに公開可能な5プロジェクトを選定し、知的財産プロデューサー支援事例集(8事例)を編纂した。8事例には、企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの1事例(28年度に編纂、大学等に配布済み)が含まれる。産学連携知財AD派遣事業については、「産学連携知財AD支援事例集」(17事例、企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれた2事例、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至った8事例を含む)を編纂し派遣先大学、関係企業等に配布した。以上をまとめると、28年度及び29年度において、企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれた支援プロジェクト3事例(知財PD派遣事業1事例、産学連携知財AD派遣事業2事例)、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至った8事例(産学連携知財AD派遣事業8事例)の計11事例について派遣先大学、関係企業等に配布したこととなり、期待される水準以上の成果となっている。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>③ 知財PDの支援活動により、2年間で、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが4件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが7件生み出された。産学連携知財ADの支援活動により、2年間で、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが2件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが8件生み出された。以上をまとめると、商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受</p>	<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)において支援活動の評価を実施したところ、平成29年度計画で掲げた目標値(70%以上)を大幅に越える評価であった。</p> <p>(2) 知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)派遣事業では、公開可能な5プロジェクトを選定し、知的財産プロデューサー支援事例集(8事例)を編纂した。産学連携知財アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)派遣事業では、10件の成果事例が生み出され、「産学連携知財AD支援事例集」(計17事例)として配布した。第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(成果事例を10以上公開)に対し、平成28～29年度に大学等へ配布した成果事例は計11件(知財PD派遣事業1事例、産学連携知財AD派遣事業10事例)となり、期待される水準以上の成果となっている。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(3) 商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトは、中期目標期間(4年間)の2年度目となる平成29年度までに、知</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システム、開放特許情報データベースや新興国等知財情報データバンク等の情報サービスインフラの整備と運用を行う。その際、サイバー攻撃に対して堅固なシステムとするとともに、ユーザーの利便性を向上させる。</p>			<p>ジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト [指標]10件以上 ※【難易度:高】 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ」の製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上」とするには、より優れた競合技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) 知的財産プロデューサー派遣事業における支援プロジェクト数 [指標]30以上 [指標]知財PDIによる知財支援活動によるアウトプット</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 開放特許情報データベースへのアクセス件数及び新規登録件数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上 [指標]平成29年度は、第三期最終年度実績値の105%以上</p>	<p>注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトは、中期目標期間(4年間)の2年度目となる平成29年度までに、知財PD派遣事業で11件、産学連携知財AD派遣事業で10件、総計では21件となり、効果指標(アウトプット)の目標値(10以上)を2年前倒しで11件上回る結果となった。うち、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計6件となるなど、知財PDや産学連携知財ADによる戦略的な知財支援の効果は大きいことが実証された。</p> <p>〈その他指標〉</p> <p>④ 知財PD派遣事業における支援プロジェクト数は、平成29年度は39件となり、平成29年度計画の目標値(30件以上)を越えるプロジェクト支援を実施した。</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 平成28年度末に刷新した開放特許情報データベースは、ユーザビリティが高まるとともに、新たな開放特許の登録活動を強化して新規登録を2,507件追加したことにより、総アクセス件数は299,705件と、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約114%の水準にまで伸びた。</p> <p>この、平成29年度のアクセス件数は、平成29年度計画に掲げた目標値に対して108%であり、年度計画目標を着実に達成するとともに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)に対しても、期待される水準以上の成果となっている。</p> <p>また、平成29年度の新規登録件数も、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約135%の水準にまで伸び、平成29年度計画に掲げた目標値に対して128%の達成度であり、さらに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の</p>	<p>財PD派遣事業で11件、産学連携知財AD派遣事業で10件、総計では21件となり、効果指標(アウトプット)の目標値(10以上)を2年前倒しで11件上回る結果となった。うち、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計6件となるなど、知財PDや産学連携知財ADによる戦略的な知財支援の効果は大きいことが実証された。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(4) 知財PD派遣事業における支援プロジェクト数は39件であり、平成29年度計画の目標値(30件以上)を大幅に越える支援を実施した。</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 開放特許情報データベースへのアクセス件数は第三期中期目標期間の最終年度実績値の114%を達成し、平成29年度計画で掲げた目標を上回る(対目標値108%)とともに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)に対しても、期待される水準以上の成果となっている。また、平成29年度の新規登録件数も、第三期中期目標期間の最終年度実</p>
--	--	--	---	--	--

<p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>我が国の企業等における知財活用戦略の高度化に資する情報提供を進めるため、フォーラムの開催、特に顕著な効果が認められた知財活用事例の普及等を行う。</p>			<p>〈その他の指標〉</p> <p>(2) 新興国等知財情報データベースの利用件数 [指標] 平成28年度実績値の105%以上</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) グローバル知財戦略フォーラムの開催回数、参加者数 [指標] 各年度1回開催 【指標】平成29年度は、1000名以上の参加者</p> <p>(2) 特に顕著な効果が認められる事例等を編纂した活用事例(電子版) [指標] 2年毎にホームページ等で公開し、第四期中期目標期間中に40件以上作成する。平成29年度は特に顕著な効果が認められる事例10件程度を含め公開可能な事例の公開件数が100件以上となることを目標とする。</p>	<p>120%以上)をも上回っている。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>② 広報の拡大、コンテンツの充実を進めたことにより、平成29年度の新興国等知財情報データベースの利用件数(総アクセス数)は、4,797,971件となり、前年度実績値3,144,196件の153%に増加し、平成29年度計画の目標値(105%以上)を大幅に超えた(対目標値145%)。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① グローバル知財戦略フォーラムを1回開催し、参加者は1,485名であった。特別講演2件と6つのパネルセッションを設けたところ、全ての特別講演とパネルセッションにおいて、80%以上の参加者から「有意義な考え方や情報が多く得られた」「有意義な考え方や情報がある程度はあった」との回答があった。</p> <p>② 中小企業等における知財活用事例等については、情報・研修館が管理する知財ポータルサイトやホームページ等に、平成29年度は計253件掲載し、中小企業等の参考に供した。そのうち、特に顕著な効果が認められた事例は計17件であった。これらの実績値は、いずれも平成29年度計画に掲げた目標値の約2倍であった。特に顕著な効果が認められた事例の掲載件数は、第四期中期目標に掲げられた成果指標の目標値(40件以上)に対しても、妥当な水準であった。</p>	<p>績値に対し、約135%の水準にまで伸び、平成29年度計画に掲げた目標を大きく上回る(対目標値128%)とともに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)をも上回っている。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(2) 広報の拡大、コンテンツの充実を進めたことにより、新興国等知財情報データベースの利用件数は28年度の実績値の153%に増加し、平成29年度計画の目標値(105%以上)を大幅に超えた(対目標値145%)。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) グローバル知財戦略フォーラムを年1回開催し、1,400名を超える参加者を集め、参加者の80%以上から、有意義なものであったと評価を受けた。</p> <p>(2) 中小企業等における知財活用事例等について、ホームページ等への掲載件数は253件、うち特に顕著な効果が認められた事例の掲載件数は17件であり、いずれも平成29年度計画に掲げた目標値の約2倍であった。また、特に顕著な効果が認められた事例の掲載件数は1第四期中期目標に掲げられた成果指標の目標値(40件以上)に対して、妥当な水準であっ</p>
---	--	--	---	--	--

			<p>〈その他の指標〉</p> <p>(3) 地方創生と知的財産をテーマとし近畿地域で開催するフォーラム [指標]300名以上の参加者</p>	<p>〈その他の指標〉</p> <p>③ 近畿地域(大阪)において、地方創生と知的財産をテーマとした「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」を開催し、参加者は274名であった。特別講演2件と6つのパネルセッションを設けたところ、全ての特別講演とパネルセッションにおいて、85%以上の参加者から「有意義な考え方や情報が多く得られた」「有意義な考え方や情報がある程度はあった」との回答があった。</p>	<p>た。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(3) 平成29年10月11日に、地方創生と知的財産をテーマとした「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」を近畿地域(大阪)で開催し、274名の参加があった。</p>									
A. 相談サービスの充実	A. 相談サービスの充実	A. 相談サービスの充実												
<p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>地域の知財相談の拠点として、全国47都道府県に知的財産についてのワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口を平成28年4月から設け、地域の中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財相談を受け付け、的確な回答を提供する。</p>	<p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 全国47都道府県にワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口を設置する。</p> <p>② 知財総合支援窓口にて、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談と支援に対応できる基本能力と基本知識をもつ相談支援担当者を複数名配置する。</p> <p>③ 相談支援担当者の相談対応力を向上するため、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力等を育成する研修会(2回/年度)への参加を義務づけ、ワンストップサービスの提供機能を強化する。</p>	<p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 平成28年度期初に特許庁から情報・研修館に業務移管された知財総合支援窓口事業では、特許庁の「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日決定)に基づき決定された平成31年度の中央レベルのKPI(相談件数:95,000件、専門人材による支援件数:15,000件、よろず支援拠点との連携件数:1,500件)及び平成31年度の都道府県レベルのKPI(平成28年12月28日決定)を踏まえて定めた、平成29年度の中央レベルのKPI(相談件数:83,000件、専門人材による支援件数:13,000件、よろず支援拠点との連携件数:1,000件)及び平成29年度の都道府県レベルのKPIを踏まえ、特許庁等関係者や知財総合支援窓口の代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に関する連絡会議(仮称)」(年2回開催)等を通じ適切な業務マネジメントを行う。また、窓口業務の効率化に資す</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>(1) 地域活性化行動計画に基づき決定された平成31年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを踏まえて定めた、平成29年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを達成するため、「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議」(年2回開催)等を通じ適切な業務マネジメントを行ったか。</p> <p>また、窓口業務の効率化に資する措置について、実効性が高く、費用対効果比も高いものから順に検討し、実施したか。</p> <p>(2) 中央で採用される相談支援担当者及び各窓口で採用される相談対応者だけでは、支援サービスの量的拡大が平成29年度中に早晚限界に達すると判断される窓口に対しては、相談対応者の増員等の措置を講じたか。</p> <p>(3) 知財総合支援窓口の事業責任者の適切な業務マネジメント、相談支援担当者と相談対応者のス</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 情報・研修館では、特許庁の「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日決定)を適切に実施するため、特許庁が年2回開催する「地域・中小企業の知財支援に関する連絡会議」においてKPIの項目別到達状況に関する中間報告をするとともに、会議終了後に情報・研修館主催の「窓口事業責任者連絡会議」等において、窓口事業の目標管理、優れた取組の共有、課題解決策の討議等を行い、窓口業務マネジメントが適切に機能するようにした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出席者</th> <th>会議・研修会の名称</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての都道府県窓口の事業責任者</td> <td>窓口事業責任者連絡会議(平成29年4月開催)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 業務管理における基本原則 経費管理における基本原則 窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント 窓口スタッフの業務及び労務マネジメント 情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事 平成28年度の中央レベルと都道府県レベルのKPIの結果に関する詳細説明と意見交換 窓口業務の総合的かつ適切な管理に関する意見交換 </td> </tr> <tr> <td>情報・研修館は、理事長、理事、センター長、窓口事業担当者</td> <td>ブロック単位連携会議(平成29年10~11月にかけて地域ブロックごとに順次開催)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度KPIの到達状況の中間報告と意見交換 窓口からのマネジメント課題の聴取と意見交換 下半期の業務マネジメントに関する意見交換 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、窓口業務の効率化を図るため、各知財総合支援窓口にてセキュリティの安全性が担保されたUSBメモリを配布し、相談記録の情報管理システムへの入力作業を効率化した。</p>	出席者	会議・研修会の名称	テーマ	全ての都道府県窓口の事業責任者	窓口事業責任者連絡会議(平成29年4月開催)	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理における基本原則 経費管理における基本原則 窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント 窓口スタッフの業務及び労務マネジメント 情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事 平成28年度の中央レベルと都道府県レベルのKPIの結果に関する詳細説明と意見交換 窓口業務の総合的かつ適切な管理に関する意見交換 	情報・研修館は、理事長、理事、センター長、窓口事業担当者	ブロック単位連携会議(平成29年10~11月にかけて地域ブロックごとに順次開催)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度KPIの到達状況の中間報告と意見交換 窓口からのマネジメント課題の聴取と意見交換 下半期の業務マネジメントに関する意見交換 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>(1) 平成29年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを達成するため、「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議」(年2回開催)等を通じ適切な業務マネジメントを行った。</p> <p>また、窓口業務の効率化を図るため、各知財総合支援窓口にてセキュリティの安全性が担保されたUSBメモリを配布し、相談記録の情報管理システムへの入力作業を効率化した。</p> <p>(2) 中央で採用される相談支援担当者及び各窓口で採用される相談対応者だけでは、支援サービスの量的拡大が平成29年度中に早晚限界に達すると判断される窓口に対しては、相談対応者の増員等の措置を講じた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 知財総合支援窓口の事業責任者を対象に、窓口業務の総合的かつ適</p>
出席者	会議・研修会の名称	テーマ												
全ての都道府県窓口の事業責任者	窓口事業責任者連絡会議(平成29年4月開催)	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理における基本原則 経費管理における基本原則 窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント 窓口スタッフの業務及び労務マネジメント 情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事 平成28年度の中央レベルと都道府県レベルのKPIの結果に関する詳細説明と意見交換 窓口業務の総合的かつ適切な管理に関する意見交換 												
情報・研修館は、理事長、理事、センター長、窓口事業担当者	ブロック単位連携会議(平成29年10~11月にかけて地域ブロックごとに順次開催)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度KPIの到達状況の中間報告と意見交換 窓口からのマネジメント課題の聴取と意見交換 下半期の業務マネジメントに関する意見交換 												

る措置についても、実効性が高く、費用対効果比も高いものから順に検討し、実施に移していく。

②平成29年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIにおける相談支援の量的拡大に対応するため、47都道府県の知財総合支援窓口のうち、平成28年度に配置した相談支援担当者(中央採用で各窓口に配置する者)と相談対応者(各窓口採用で窓口に配置する者)だけでは地域企業等への支援サービスの量的拡大が平成29年度中に早晚限界に達すると判断される一部の窓口に対しては、相談対応者の増員等の措置を講じる。

③知財総合支援窓口の事業責任者の適切な業務マネジメント、相談支援担当者と相談対応者のスキルアップのため、以下の会議や研修会を実施する。
・窓口の事業責任者を対象として、窓口業務の総合的かつ適切な管理(例えば、窓口業務管理における基本原則、経費管理における基本原則、窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント、窓口スタッフの業務及び労務マネジメント、情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事等)について、年度始めに事業責任者連絡会議を開催する。
・窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識の提供、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための相談事例研究、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理等に関する研修会を年2回開催する。なお、弁理士、弁護士、デザイン・ブ

キルアップのため、窓口の事業責任者を対象として、窓口業務の総合的かつ適切な管理について、年度始めに事業責任者連絡会議を開催したか。

窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識の提供、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための相談事例研究、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理等に関する研修会を開催したか。

研修では、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門家や専門人材との連携による取組事例の紹介、グループワークによる事例研究と意見交換の機会を研修会のプログラムに取り入れたか。

(4)平成29年度計画に掲げた取組及び情報・研修館による窓口事業の定期的なマネジメントを確実に実施し、都道府県レベルのKPIを集計した中央レベルのKPIについて、目標値を越える成果を達成したか。

② 支援サービスの量的拡大によって相談対応者の負荷が過重になった5つの窓口(東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府)の相談対応者を10月に増員した。

③ 知財総合支援窓口の事業責任者の業務マネジメントについては、項番①の表に示した会議を開催して事業責任者の適切なマネジメントを促し、相談支援担当者と相談対応者のスキルアップについては、以下の研修会を実施し、地域中小企業等へのサポート機能の充実を行った。

出席者	研修会の名称	テーマ
全ての都道府県窓口の相談支援担当者 情報・研修館は、理事長または理事長、センター長、窓口事業担当者、専門窓口の担当者	スタートアップ研修(平成29年4月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度窓口KPI 専門家の活用 他支援機関との連携
	相談支援担当者研修会(平成29年5月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> 最新の知財関連施策等の提供 相談支援実務に役立つ事例研究 秘匿すべき情報の適切な管理 窓口の相談支援担当者や派遣専門家等との連携取組事例の紹介 グループワークによる事例研究
	相談支援担当者研修会(平成29年9～10月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> 最新の知財関連施策等の提供 相談支援実務に役立つ事例研究 営業秘密管理、海外展開支援等における情報・研修館の専門窓口との連携事例の紹介等

④ 項番①～③の取組、及び情報・研修館による定期的なマネジメントによって、平成29年度の知財総合支援窓口の取組が拡大し、都道府県レベルのKPIを集計した中央レベルのKPIは、下に示すような結果となった。いずれも年度計画を大幅に上回ったばかりでなく、平成31年度KPIをも超過達成した。

項目	平成29年度 KPI(目標)	平成29年度 KPI(実績)	平成31年度 KPI(目標)
相談支援件数	83,000件	95,257件 達成率は115%	95,000件
専門人材による支援件数	13,000件	16,661件 達成率は128%	15,000件
よろず支援拠点との連携件数	1,000件	2,141件 達成率は214%	1,500件

知財総合支援窓口の新規相談者及び新規支援者数の平成29年度実績値は18,572件に留まり、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者と合わせた平成29年度目標(目標値21,000件)の達成に貢献できなかった。

切な管理について会議を開催し、事業責任者の適切な業務マネジメントを促した。

・知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識、秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための研修会を年3回開催し、相談支援担当者の能力向上を図った。
・知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門人材との連携による取組事例の紹介、意見交換の機会を設けた。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4)平成29年度計画に掲げた取組の確実な実施、及び情報・研修館による定期的なマネジメントの実施によって、都道府県レベルのKPIを集計した中央レベルのKPIは、いずれも年度計画を大幅に上回ったばかりでなく、平成31年度KPIをも超過達成した(主要な業務実績の項番④に記載)

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

専門性の高い相談や支援要請に応じる窓口として、「産業財産権相談窓口」(出願・権利化手続等の相談に対応)、「営業秘密・知財戦略相談窓口」(営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に対応)、「海外展開知財支援窓口」(海外展開における知的財産の保護と活用に関する事案に対応)を設置し、的確な回答や支援を提供する。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口を設置する。
- ② 情報・研修館に設置する上記窓口に、高度な知識、豊富な経験、柔軟な対応力をもつ相談担当者、知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサー、さらには弁護士等の専門家を配置する。

ランド専門家、中小企業診断士等の専門家、情報・研修館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口等の専門人材、さらには中小企業庁が47都道府県に設置する中小企業の経営相談所であるよろず支援拠点等において経営相談に応じる専門人材との連携活動を強化するため、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門家や専門人材との連携による取組事例の紹介、グループワークによる事例研究と意見交換の機会を研修会のプログラムに取り入れる。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に設置され、従来から専門的な相談支援サービスを全国規模で展開してきた3つの窓口(産業財産権の出願及び権利化の手続等に関する相談に応じる産業財産権相談窓口、営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に応じる営業秘密・知財戦略相談窓口及び中小企業が海外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の海外展開知財支援窓口)に加え、平成29年度は、中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に近畿統括本部を、第2四半期中に大阪市内に開設し、近畿統括本部に知財戦略支援、営業秘密管理支援、海外展開支援等を担当する専門人材を配置する知財戦略支援窓口－関西(仮称)を開設し、当該地域の企業等支援サービスを強化する。

② 情報・研修館に設置する

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- (1) 平成29年7月に開設した近畿統括本部(大阪)においても、知財戦略支援、営業秘密管理支援、海外展開支援等を担当する専門人材を配置し、企業等支援サービスを開始したか。

近畿統括本部の専門窓口設置に伴い、従来から情報・研修館におく専門窓口の担当エリアを整理し、引き続き、全国の企業等支援サービスの充実を図ったか。

- (2) 情報・研修館に設置される各専門窓口には、企業からの相談支援要請に応えることができる適正な数の専門人材を配置し、さらに弁理士や弁護士による支援も受けられる体制を整備したか。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に設置している専門性の高い相談や支援要請に応じる窓口である、「産業財産権相談窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口」、「海外展開知財支援窓口」に加え、平成29年7月に開設した近畿統括本部に新たに「関西知財戦略支援専門窓口」を設置し、主として近畿地域企業の海外展開支援、営業秘密管理支援、知財戦略支援に関する各種支援サービスを開始した。
- 「関西知財戦略支援専門窓口」の設置とサービス開始に伴い、従来は、全国各地の企業支援を行ってきた「海外展開知財支援窓口」と「営業秘密・知財戦略支援窓口」のサービス提供エリアから近畿地域を外し、「海外展開知財支援窓口」と「営業秘密・知財戦略支援窓口」との担当エリア分担を明確にしたうえで、全国の企業向け支援サービスを実施する体制に変更した。
- ② 各専門窓口における企業等からの相談件数、支援実施件数等に関する過去数年間の推移を参考にして専門性の高い相談支援人材の数について検討し、下に示すような人数の専門人材を再配置した。

窓口の名称	新規の相談支援件数
47都道府県の知財総合支援窓口	18,572件
営業秘密・知財戦略相談窓口	265件
海外展開知財支援窓口	271件
総計	19,108件

専門窓口の名称 (設置場所)	相談支援の形態	専門人材の配置数
産業財産権相談窓口 (東京)	電話相談、文書相談、FAXによる相談、電子メールによる相談、窓口での対面相談等	常勤者 10名
営業秘密・知財戦略相談窓口 (東京)	電話相談、窓口での対面相談、出張訪問支援等	常勤者 4名
海外展開知財支援窓口 (東京)	出張訪問支援、電話相談等	常勤者 6名
関西知財戦略支援専門窓口 (大阪)	出張訪問支援、電話相談等	常勤者 4名
		計24名

【注】 非常勤者であるが、必要なときに支援をする弁理士1名、弁護士1名を

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- (1) 情報・研修館におく専門性が高い相談や支援要請に応じる窓口(営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口)に加え、平成29年7月に開設した近畿統括本部(大阪)においても、知財戦略支援、営業秘密管理支援、海外展開支援等を担当する専門人材を配置した「関西知財戦略支援専門窓口」を開設し、近畿地域企業の海外展開支援、営業秘密管理支援、知財戦略支援に関する各種支援サービスを開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 各専門窓口には配置する専門人材の必要数を検討し、適正な数の専門人材を配置するとともに、弁理士や弁護士による支援が受けられる体制も維持し、専門性の高い相談支援案件にも対応できるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

情報・研修館はこれらの複数の窓口を総合的かつ一体的に管理し、個別の利用者の要望・要請へきめ細かく対応する等により、サービス水準の向上を図る。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

① 情報・研修館の知財活用支援センターは、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の統括的なマネジメントを実施し、利用者に対するサービス水準の向上を図る。

② 知財活用支援センターは、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則って、全ての窓口における相談又は支援の記録等を適切に管理する。

③ 知財活用支援センターは、各窓口に対する相談状況に関する月次報告等をもとに、各窓口のパフォーマンスを把握し、各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。

④ 知財活用支援センターは、各窓口における相談受付データ等を分析し、相談内容の動向等についての分析結果等の特許庁や経済産業局と共有するとともに、相談が効果的な結果につなが

産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び知財戦略支援窓口ー関西(仮称)には、それぞれの業務が円滑に遂行できるように適正な数の専門人材を配置し、企業等からの相談支援要請に応える。さらに弁理士や弁護士による支援も受けられる体制とする。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

① 知財活用支援センターは、センター長による統括的な業務マネジメントの下、センター傘下の地域支援部が所掌する知財総合支援窓口業務、相談部が所掌する産業財産権相談窓口業務、知財戦略部が所掌する営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化を図り、相互のシナジー効果の創出を促すことによりユーザーサービスの質の向上を図る。また、知財活用支援センターは、上記の四つの窓口の支援事例に加え、近畿統括本部に設置される知財戦略支援窓口ー関西(仮称)の支援事例も含めて把握し、主導的立場で管理・活用して、適切かつ効果的に発信することによって、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるようにする。

② 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、それぞれが所掌する窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録等の適切な管理状況(例えば、機密性水準の適切な設定状

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

(1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の相互のシナジー効果の創出するため、窓口間の相互案件紹介を促し、ユーザーサービスの質の向上を図った。センターは支援事例を把握し、主導的立場で管理・活用し、適切かつ効果的に発信して、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるように必要な措置をとったか。

(2) 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録の適正な管理を確実に実施するための業務管理を行ったか。また、情報・研修館の各窓口は、相談内容票(相談記録)を、施錠できる書庫に保管するとともに、相談データベースへアクセスする者を制限する等の措置を厳正に実施し、相談者の個人情報及び機密情報を適切に管理し

配置し、専門性の高い相談支援案件にも対応できる体制としている。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

① 知財活用支援センターは、47都道府県におく知財総合支援窓口と情報・研修館におく4つの専門相談支援窓口との間の相互シナジー効果を創出するため、平成28年度から窓口間の相互案件紹介を促し、ユーザーサービスの質の向上を図った。

平成29年度の主な実績は、下の表のとおりであり、下半期に「営業秘密管理体制の整備支援強化期間」を実施したこともあって、特に、「知財総合支援窓口から営業秘密・知財戦略相談窓口への紹介件数が約150%に伸長した。

相談支援案件の窓口間での紹介ルート(主なもの)	紹介件数
知財総合支援窓口 → 営業秘密・知財戦略相談窓口	147件
知財総合支援窓口 → 海外展開知財支援窓口	144件
産業財産権相談窓口 → 知財総合支援窓口	2,729件
産業財産権相談窓口 → 営業秘密・知財戦略相談窓口 → 海外展開知財支援窓口	12件

知財活用支援センターは、以下のイベントにおいてブース出展し、支援事例と併せて支援メニュー等を適切かつ効果的に発信することによって、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるようにした。

イベントの名称	主催者	開催日
イノベーション・ジャパン2017	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)	平成29年 8/31~9/1
新価値創造展	独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)	平成29年 11/15~17

また、知財活用支援センターは、窓口の新たな支援メニューや新たな取組等を中堅・中小・ベンチャー企業に発信するため、従来からの広報手段に加え、プレス発表等を活用することとし、以下の取組を実施した。

月/日	プレス発表等の概要	報道
9/8	営業秘密管理体制の整備支援強化期間のお知らせ	9/8 日刊工業新聞(朝刊)

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

(1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化を図り、ユーザーサービスの質の向上を図った。また、支援事例等を含め、適切かつ効果的に発信することによって、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるよう必要な措置をとった。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、情報セキュリティ監査を実施し、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用が確実に実施されているか、相談者の個人情報及び機密情報が適切に管理されているかについての確認を行った。

知財総合支援窓口を所掌する知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、47都道府県の知財総合支援窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムの

	<p>た事例を抽出し、フォローアップ調査の対象候補とする。</p> <p>⑤ 知財活用支援センターは、全ての窓口が行う利用者アンケートの調査結果を分析し、随時、改善策を提示することにより、各窓口の機能改善等を促す。</p> <p>⑥ 知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者と経済産業局との密接な情報交換にもとづき、地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。</p>	<p>況、設定された機密性に則った取扱いの状況等)を活動モニタリング指標とし、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用を確実に実施する業務管理を行う。情報・研修館の各窓口及び近畿統括本部の知財戦略支援窓口(関西(仮称)では、相談内容票(相談記録)については、当該文書を施錠できる書庫に保管するとともに、相談データベースへアクセスする者を制限する等の措置を厳正に実施することにより、相談者の個人情報及び機密情報を適切に管理する。</p> <p>・知財総合支援窓口を所掌する知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、情報統括監の統括的なマネジメントのもとに、47都道府県の知財総合支援窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムの機能強化とセキュリティ保護機能の一層の強化を目的とする新たな情報管理システムの仕様策定に向けた検討を平成29年度から本格的に開始する。</p> <p>③ 知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口</p>	<p>たか。</p> <p>・知財総合支援窓口を所掌する知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、情報統括監の統括的なマネジメントのもとに、47都道府県の知財総合支援窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムの機能強化とセキュリティ保護機能の一層の強化を目的とする新たな情報管理システムの仕様策定に向けた検討を平成29年度から本格的に開始したか。</p> <p>(3) 知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口</p> <p>④ 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。</p> <p>(5) 知財活用支援センター</p>	<table border="1" data-bbox="1448 92 2237 422"> <tr> <td>10/3</td> <td>INPIT フォーラム、関西で初開催「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/24</td> <td>セミナー開催(大阪)のお知らせ「中小企業のリアルな事例から学ぶ経営のための知財セミナー」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12/25</td> <td>「地域知財活性化行動計画」に基づく「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を決定(取材協力)</td> <td>12/25 日刊工業新聞(朝刊)</td> </tr> <tr> <td>1/5</td> <td>グローバル知財戦略フォーラム2018開催案内</td> <td>1/5 産経新聞(首都圏版)</td> </tr> </table> <p>以上のほか、センターは、農水知財基本テキスト編集委員会が取りまとめた、「攻めの農林水産業のための知財戦略 ～食の日本ブランドの確立に向けて～ 農水知財基本テキスト」に寄稿し、具体事例を紹介した。</p> <p>② 知財総合支援窓口では、平成28年度より、企業からの相談を受けた際、企業が未公開技術情報や営業秘密に関する情報を開示するケースがあるため、相談内容の要点を記録するデータベースを、日常的な業務(メール、資料作成等)に使うネットワークと完全に分離して、インターネット接続しない閉域ネットワークに移行し、情報の適切な管理を行ってきた。</p> <p>・情報・研修館では、平成31年度以降も引き続き閉域ネットワーク内で安全に情報管理が行えるよう、最新の技術を使った情報システムにするため、平成29年12月より調達支援業者とともに検討を開始した。産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略支援窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口では、相談内容票(電子版も含む)は施錠できる書庫に保管する等の措置をとっている。</p> <p>平成30年3月、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略支援窓口、海外展開知財支援窓口において、情報管理が適切に実施されているかを、知財活用支援センター内で再点検し、適正に管理されていることを確認した。</p> <p>③ 知財活用支援センターは、各窓口の相談支援件数及びFAQ閲覧件数の目標値を設定し、月次データをモニタリングしてデータを共有することによって、目標達成型のPDCAマネジメントを実施した。近畿統括本部においても、定期的に関西知財戦略支援窓口の支援状況を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。</p> <p>④ 情報・研修館からは役員、センター長、窓口担当者が、特許庁からは中小企業戦略支援総合調整官、普及支援課長、関係担当者が参加する「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」(原則、毎月開催)において、相談支援の動向及び四半期ごとに行う分析結果も特許庁と共有した。地域経済産業局の知財室長には、必要に応じ、特許庁から情報共有された。</p> <p>⑤ 各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施したところ、全ての窓口で相談回答または支援内容に対し「満足」または「有益」と回答した利用者は85%以上、「やや満足」も含めると91%以上であったが、改善が必要な課題も認められたため、今後、各窓口のPDCAマネジメントが実施できるよう、アンケート結果の分析と課題等の抽出・把握を行った。</p> <p>⑥ 知財活動支援センターは、情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者を集めた連絡会議(毎月1回開催)を開催し、地域ブロック担当者から知財総合支援窓口の活動状況・課題等に関する報告を受け、改善課題については、地域ブロック担当者を通じて、知財総合支援窓口</p>	10/3	INPIT フォーラム、関西で初開催「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」		10/24	セミナー開催(大阪)のお知らせ「中小企業のリアルな事例から学ぶ経営のための知財セミナー」		12/25	「地域知財活性化行動計画」に基づく「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を決定(取材協力)	12/25 日刊工業新聞(朝刊)	1/5	グローバル知財戦略フォーラム2018開催案内	1/5 産経新聞(首都圏版)	<p>仕様策定に向けた検討を平成29年度から本格的に開始した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 知財活用支援センターは、第四期中期計画期間中の単年度毎に、各窓口の相談支援件数及びFAQ閲覧件数の目標値を設定し、月次報告を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。また、近畿統括本部においても、定期的に関西知財戦略支援窓口の支援状況を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」(原則、毎月開催)において、相談支援の動向等について特許庁等と分析結果等を共有した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するため、利用者アンケートの調査分析、各窓口の現状と課題の抽出・把握を行った。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(6) 情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者を集めた連絡会議(毎月1回開催)を開催し、各地域ブロックの知財総合支援窓口の実情等を的確に把握するとともに、地域ブロック担当者を介して各窓口に対する適切な業務マネジメント、有用情報の提供等を実施した。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p>	
10/3	INPIT フォーラム、関西で初開催「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」																	
10/24	セミナー開催(大阪)のお知らせ「中小企業のリアルな事例から学ぶ経営のための知財セミナー」																	
12/25	「地域知財活性化行動計画」に基づく「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を決定(取材協力)	12/25 日刊工業新聞(朝刊)																
1/5	グローバル知財戦略フォーラム2018開催案内	1/5 産経新聞(首都圏版)																

		<p>施する。</p> <p>④知財活用支援センター及び近畿統括本部は、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、知財戦略支援窓口ー関西(仮称)における相談支援状況等を四半期ごとに分析し、相談支援の動向等について特許庁や経済産業局等と分析結果等を共有する。</p> <p>⑤知財活用支援センターは、各窓口を所掌する部署が独自に実施する利用者アンケートまたは利用者ヒヤリングの結果を総合的に分析し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。</p> <p>⑥知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告等を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。</p>	<p>は、各窓口がそれぞれ実施する利用者アンケートの結果を分析し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。</p> <p>(6)知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施したか。</p>	<p>等のマネジメントを実施した。例えば、出願企業リスト等の顧客拡大に資する情報を提供するなど、知財総合支援窓口の新規相談者開拓に役立つ資料提供なども行った。</p>										
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、知財総合支援窓口の活動に関連する統計データと情報・研修館での分析結果等を活用した窓口事業責任者連絡会議の開催、窓口支援担当者のスキルアップ研修の開催、情報・研修館による47都道府県の知財総合支援窓口に対する定期的なマネジメント、情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者による窓口への助言や有用情報の提供、情報・研修館が設置する4つの専門窓口との連携強化等の取組みを強化したこと等が挙げられる。</p> <p>これらの取組を的確に実施したことにより、特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」のKPIについても、平成29年度計画を大幅に上回る成果が生み出され、平成31年度中央レベルKPIも超過達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1738 2264 1902"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度 KPI(目標)</th> <th>平成29年度 KPI(実績)</th> <th>平成31年度 KPI(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援件数</td> <td>83,000件</td> <td>95,257件 達成率は 115%</td> <td>95,000件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度 KPI(目標)	平成29年度 KPI(実績)	平成31年度 KPI(目標)	相談支援件数	83,000件	95,257件 達成率は 115%	95,000件		
項目	平成29年度 KPI(目標)	平成29年度 KPI(実績)	平成31年度 KPI(目標)											
相談支援件数	83,000件	95,257件 達成率は 115%	95,000件											

				<table border="1"> <tr> <td>専門人材による支援件数</td> <td>13,000件</td> <td>16,661件 達成率は 128%</td> <td>15,000件</td> </tr> <tr> <td>よろず支援拠点との連携件数</td> <td>1,000件</td> <td>2,141件 達成率は 214%</td> <td>1,500件</td> </tr> </table> <p>また、これらの取組は、相談支援の量的拡大のみならず、「専門的な支援、知財を切り口とした経営的な支援」による、企業等へのサービスの質的向上にもつながった。</p>	専門人材による支援件数	13,000件	16,661件 達成率は 128%	15,000件	よろず支援拠点との連携件数	1,000件	2,141件 達成率は 214%	1,500件				
専門人材による支援件数	13,000件	16,661件 達成率は 128%	15,000件													
よろず支援拠点との連携件数	1,000件	2,141件 達成率は 214%	1,500件													
<p>(2) 窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>情報・研修館の各窓口が軸となって、経済産業局をはじめとする地域の各種機関、団体の協力を得て、地域のニーズを踏まえた知的財産に関する各種レベルのセミナーを開催するとともに、ポータルサイトの充実や成功事例等の公表、及び訪問型の活動の強化等によって、知的財産の権利取得や活用に新たに取り組もうとする中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。その際、特許庁及び経済産業局と相談支援に関する現状などを相互に情報共有しつつ、効果的かつ効率的なすそ野拡大活動を実現する。</p>	<p>(2) 窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 知財活用支援センターは、各窓口と経済産業局との連携、さらには地方自治体、商工団体、金融機関等の協力を得て、知的財産活用に関するセミナーを開催する。</p> <p>② 知財活用支援センターは、ポータルサイト等の充実、成功事例等の公表と普及活動等によって、知的財産の権利化や活用に新たに取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。</p> <p>③ 知財総合支援窓口においては、企業訪問による御用聞き等を実施することにより、知的財産の権利化や活用に新たに取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。</p>	<p>(2) 窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 知財活用支援センターは、傘下の知財戦略部が実施計画を作成する営業秘密管理や海外展開における知財活用等に関するセミナー等の実施において、各地域の経済産業局等や近畿統括本部との連携、さらには地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力が得られるよう、適切なマネジメントを行う。また、他の企業等支援機関（例えば、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等）が主催するセミナーでの講師派遣要請に対しても可能な限り要請に応じる。</p> <p>② 知財活用支援センターは、平成28年度まで個別に整備・運用されてきた三つの情報提供サイト（産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト及び海外知的財産活用ポータルサイト）を統合した知的財産相談・支援ポータルサイト（平成29年4月にリリース）で提供される情報の充実を図るため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充</p>	<p><評価の視点></p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、傘下の知財戦略部が実施計画を作成する営業秘密管理や海外展開における知財活用等に関するセミナー等の実施において、各地域の経済産業局等や近畿統括本部との連携、さらには地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力が得られるよう、適切なマネジメントを行ったか。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等が主催するセミナーの講師派遣要請に対して、可能な限り要請に応えたか。</p> <p>(2) 知財活用支援センターは、知的財産相談・支援ポータルサイトで提供する情報の充実を図るため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成し、下半期に順次コンテンツを充実したか。また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では、支援事例等の抽出作業を第2四半期中に行い、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 知財活用支援センターは、経済産業局との連携、地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力も得て、情報・研修館主催セミナー等の計画を策定し、全国の主要都市で計140回実施した。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等が主催するセミナーへの講師派遣依頼に対し、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門家（知的財産戦略アドバイザー）や海外展開知財支援窓口の専門家（海外知的財産プロデューサー）を講師として派遣することとし、平成29年度の派遣回数は、計113回に及んだ。</p> <p>② 知的財産相談・支援ポータルサイトのコンテンツの見直し・改訂・充実プランを上半期に策定し、順次コンテンツの改訂等を進めた。</p> <p>また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の支援事例の抽出作業を第2四半期末に終え、公開可能な支援事例を、コンテンツ化してポータルサイト等に掲載した。平成29年度に公開した支援事例は計14件、教材・資料の公開件数は計4件であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サイト名</th> <th colspan="2">支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数</th> </tr> <tr> <th>支援事例等の抽出 (第2四半期)</th> <th>支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略）</td> <td>10件の支援事例候補を抽出</td> <td>1月：支援事例10件を公開 3月：支援事例 2件を公開</td> </tr> <tr> <td>知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援）</td> <td>3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定</td> <td>11月：支援事例1件を公開 3月：支援事例1件を公開 3月：eラーニング教材3編を公開 3月：資料1件を公開</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 従来は特許庁が実施してきた「知的財産権制度説明会（初心者向け）」について、平成29年度から、情報・研修館が特許庁と共催の形で開催することとなり、平成29年7月上旬から10月上旬にかけて、全国47都道府県において計59回開催した。本説明会の参加者は、計7,982名であった。</p>	サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数		支援事例等の抽出 (第2四半期)	支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)	知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略）	10件の支援事例候補を抽出	1月：支援事例10件を公開 3月：支援事例 2件を公開	知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援）	3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定	11月：支援事例1件を公開 3月：支援事例1件を公開 3月：eラーニング教材3編を公開 3月：資料1件を公開	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、経済産業局との連携、地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力も得て、情報・研修館主催セミナー等の計画を策定し、全国の主要都市で計140回実施した。</p> <p>また、知的財産活用に関するセミナーや講演会等に、知的財産戦略アドバイザーを66回、海外知的財産プロデューサーを47回、講師として派遣した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>(2) 産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直し・改訂・充実プランを策定し、実施した。営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では支援事例等を抽出し、とりまとめた。</p> <p>・ 「知的財産権制度説明会（初心者向け）」を特許庁等と共催で、全国47都道府県において計59回開催し、計7,98</p>
サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数															
	支援事例等の抽出 (第2四半期)	支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)														
知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略）	10件の支援事例候補を抽出	1月：支援事例10件を公開 3月：支援事例 2件を公開														
知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援）	3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定	11月：支援事例1件を公開 3月：支援事例1件を公開 3月：eラーニング教材3編を公開 3月：資料1件を公開														

<p><産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化></p> <p>先行文献調査等に関する</p>	<p><産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化></p> <p>① 先行文献調査等に関する</p>	<p>プランを作成し、下半期に順次コンテンツを充実していく。また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では、支援事例等の抽出作業を第2四半期中に行い、第3四半期の早い時期に公開可能になるように支援事例を整理して、下半期に予定する営業秘密管理規程整備支援強化期間の案件掘り起こしに役立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財活用支援センター及びその傘下の相談部は、企業等において知財部門に新しく配属された者などの初心者等を対象として、知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等を分かりやすく丁寧に説明する初心者向け説明会を特許庁等と共催(平成28年度までは特許庁で実施)で全国47都道府県において開催する。 <p>③知財総合支援窓口において新たに知的財産の権利取得と活用に取り組む中小企業等を拡大するため、知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実する。特に、中小企業からの相談頻度が高い相談のFAQ欄への掲載、支援成果事例の充実を進める。他方、相談発掘が特に重要と判断される知財総合支援窓口については企業訪問による相談発掘活動に重点的に取り組むこととし、訪問企業数と新規相談企業数を活動モニタリング指標とし、中小企業等の相談発掘活動を適切にマネジメントする。</p>	<p>第3四半期の早い時期に公開可能になるように支援事例を整理して、下半期に予定する営業秘密管理規程整備支援強化期間の案件掘り起こしに役立てたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等を分かりやすく丁寧に説明する初心者向け説明会を特許庁等と共催で全国47都道府県において開催したか。 <p>(3)知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実するとともに、特に、中小企業からの相談頻度が高い相談のFAQ欄への掲載、支援成果事例の充実を進めたか。相談発掘が特に重要とされる知財総合支援窓口については、訪問企業数と新規相談企業数を活動モニタリング指標とし、中小企業等の相談発掘活動を適切にマネジメントし、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)、知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数において、平成29年度目標値(21,000件)の達成に知財総合支援窓口の実績値は十分な貢献をしたか。</p>	<p>③ 知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実し、支援事例を566件掲載するとともに、職務発明規定の整備に関するFAQの掲載等を進めた。</p> <p>中小企業等の相談発掘活動については、中小企業等の相談発掘活動をモニターして適宜マネジメントを実施したものの、新規相談企業数は18,572社であり、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口と合わせて21,000件という平成29年度計画に掲げた目標の達成に貢献できなかった。</p> <p><産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化></p> <p>① 産業財産権相談窓口寄せられる先行文献調査等に関する相談に対して</p>	<p>2名の参加者があった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実した。知財総合支援窓口の中小企業等の相談発掘活動をモニターして適宜マネジメントを実施したものの、新規相談企業数の実績値は、18,572社であり、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口と合わせて21,000件という平成29年度計画に掲げた目標の達成に貢献できなかった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p><課題と対応></p> <p>(1)平成29年度の第4四半期に、理事長は、知財総合支援窓口の新規相談者及び新規支援者数の「V字回復プラン(具体方策付)」の早急な検討・策定と早期の実施を指示し、知財活用支援センターと傘下の地域支援部では、新規相談者の獲得が順調な窓口と停滞している窓口の活動分析、情報・研修館として提供できるマーケティングに役立つ各県ごとの各種参考資料の提供等について検討した。</p> <p>上記の検討作業によって策定した「V字回復プラン」の具体方策は、平成30年度の第1四半期から実施に移し、平成30年度はV字回復を目指す。</p> <p><産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化></p> <p>(1)産業財産権相談窓口</p>
---	---	---	--	--	--

相談に対しては、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に実施し、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努める。

出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担当者が共有できる体制にするとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施する。対面又は電話によるものはその場で、電子メール等の文書によるものに対しては原則1開館日以内に、的確な回答を提供する。

る相談に対しては、相談者とともに J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に行うことにより、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努めつつ、適切な助言を行う。

② 出願手続等に関する相談に対しては、迅速かつ的確な回答が求められるため、相談回答例を随時データベースに蓄積して産業財産権相談窓口の各相談担当者が共有するとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施する。

③ 出願手続等に関する対面又は電話による相談に対してはその場で、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に的確な回答を提供し、顧客満足度の向上を図る。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

知的財産分野や中小企業の知財支援に精通した弁理士、弁護士等やデザイン専門家等の各種専門家を知財総合支援窓口や中小企業等に派遣する体制を整備し、

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 知財総合支援窓口に寄せられる知的財産の戦略的な活用等に関する相談に対応するため、当該分野に精通した専門家(弁理士、弁護士、中小

権相談窓口寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言や指導を行えるようにする。

② 産業財産権相談窓口寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにする。また、相談担当者に対してはCS研修の受講を義務づけるとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加によって、相談担当者の相談対応力と知識の向上を図る。

③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度の向上を図る。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、知財総合支援窓口専門家を(弁理士、弁護士)を配置する。

寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言や指導を行ったか。

(2) 産業財産権相談窓口寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにしたか。

また、産業財産権相談窓口の相談担当者はCS研修を受講するとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加等によって、相談対応力と知識の向上を図ったか。

(3) 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度が向上したか。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

(1) 知財総合支援窓口弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置するとともに、登録専門家(弁理士、弁護士、中小企業診断士等)を派遣し、地

は、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当間で共有して、全ての相談担当者が適切な助言・指導ができるようにした。

② 産業財産権相談窓口寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、相談データベースに蓄積し、全ての相談担当者が相談内容を共有して、迅速かつ的確な回答ができるようにした。なお、産業財産権相談窓口寄せられた相談の件数は以下のとおり。

相談の形態	相談件数 ()内は対前年度比
窓口での対面相談	6,093件 (102.2%)
電話による相談	21,058件 (110.1%)
文書による相談	354件 (132.1%)
FAXによる相談	3,217件 (161.9%)
電子メールによる相談	696件 (77.0%)
計	31,418件 (111.2%)

産業財産権相談窓口の相談担当者は、情報・研修館が実施するCS研修に出席するとともに、相談担当者勉強会を計89回開催して相談対応力の向上を図った。

③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持した。これらの取組によって、以下に示すように、顧客満足度が向上した。

平成29年度顧客アンケート調査結果の概要	
相談員の接客態度:	93.8% (前年度より1.6ポイント上昇)
相談員の言葉遣い:	91.9% (前年度より1.9ポイント上昇)
相談員の対応内容:	91.5% (前年度より0.4ポイント上昇)

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容に応じて専門家の支援を仰げるよう、全国の知財総合支援窓口弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置した。また、窓口の支援担当者配置専門家だけでは対応が困難なケースに対応できるようにするため、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家等の専門家をあらかじめ登録し、これらの登録専門家を派遣して地域企業等の支援要請に応えた。

寄せられる先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を使った調査方法等について助言・指導を行うとともに、調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当間で共有して、全ての相談担当者が適切な助言・指導ができるようにした。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 相談内容を相談データベースに蓄積して、相談内容の情報共有を図り、相談担当者による迅速な回答ができるようにした。また、CS研修への参加、勉強会(89回開催)への参加等によって、相談担当者の相談対応力を向上させた。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 相談に対する回答は平成29年度計画に掲げた期限内に相談者に回答し、顧客満足度は前年度に比べ上昇した。(主要な業務実績の項番③に記載)

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

(1) 知財総合支援窓口定期的に弁理士・弁護士等の専門家を配置して専門的な相談に対応するとともに、地域中小企業からの支援要請に対応して、

全国の知財総合支援窓口
寄せられる高度な相談や支
援要請に対応する。

企業診断士等)を派遣す
るなど、窓口の相談対応
力を補強する。

② 意匠活用方針、ブランド
構築方針等のデザイン・
ブランド戦略に関する相
談に対しては、デザイン
専門家等を派遣する体
制を構築・運用し、全国
各地の中堅・中小・ベン
チャー企業からの相談へ
の対応力を強化する。

また、地域企業等から知
財総合支援窓口寄せら
れる相談のうち、同窓口
の相談支援担当者と窓口
の配置専門家だけでは相
談支援対応が困難な相談
に対応できるよう、あらか
じめ登録している派遣専
門家(弁理士、弁護士、中
小企業診断士等)を知財
総合支援窓口へ派遣し、
地域企業等の支援要請に
応える。

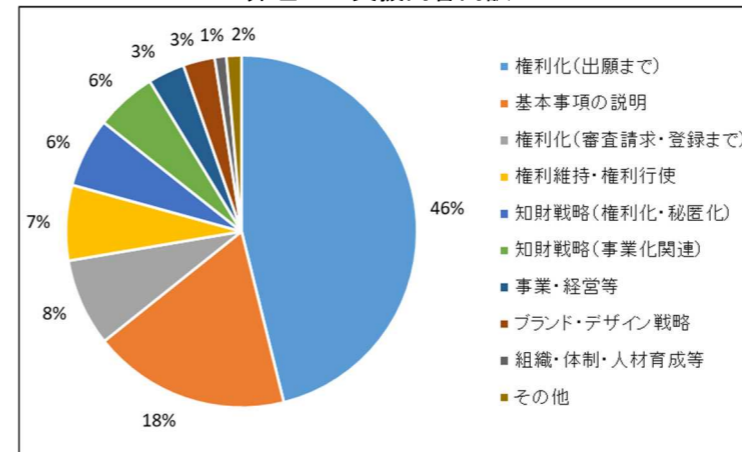
②意匠活用方針、ブランド構
築方針等のデザイン・ブラン
ド戦略に関する相談に
対しては、デザインやブラン
ド等の専門家を派遣す
る体制を構築・運用し、全
国各地の中堅・中小・ベン
チャー企業等からの相談
への対応力を強化する。

域企業等の支援要請に
応えたか。

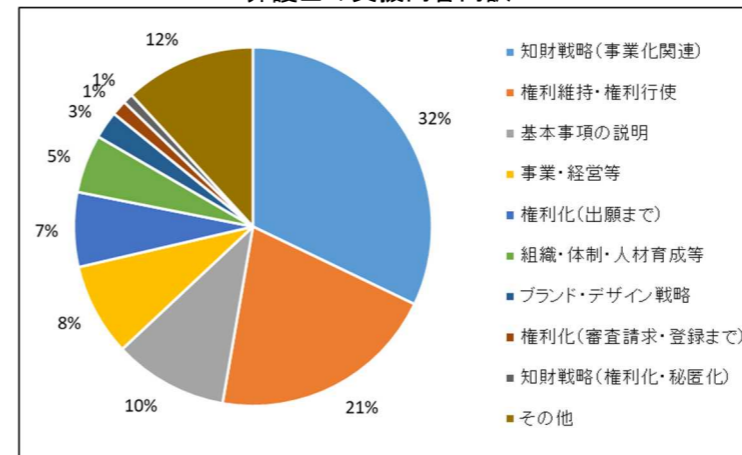
(2)知財総合支援窓口にて
デザインやブランド等の専
門家を派遣する体制を構
築・運用し、全国各地の
中堅・中小・ベンチャー企
業等からの相談への対
応力を強化したか。

専門家	配置及び派遣回数(対前年度比)
配置弁理士 登録弁理士	配置回数: 全国で延べ7,512回 派遣回数: 5,511件 計: 13,023件(110%)
配置弁護士 登録弁護士	配置回数: 全国で延べ1,090回 派遣回数: 673件 計: 1,763件(115%)
中小企業診断士	派遣回数: 266件(189%)
デザイン専門家(意匠・商標)	派遣回数: 718件(228%)
その他	派遣回数: 891件(184%)
支援件数の合計値	16,661件(116%)

弁理士の支援内容内訳



弁護士の支援内容内訳



② 意匠の活用方針やデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対して、デザイン・ブランド専門家を718回(前年度比:約228%)派遣した。

<新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備
等に関する専門的な相談
への対応力強化>

新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備

新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備
等に関する専門的な相談への
対応力強化>

① 知財総合支援窓口で受け
付ける新たな職務発明

<新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備
等に関する専門的な相談
への対応力強化>

①地域の中小企業等におけ
る職務発明規程等の整備

<新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備
等に関する専門的な相談
への対応力強化>

(1)平成29年度も職務発
明規程整備支援強化期

<新たな職務発明制度の導入
に関連する社内規程の整備
等に関する専門的な相談
への対応力強化>

① 平成29年7月に職務発明規定の整備に関するフォローアップ調査を行い、

適切な専門家を派遣し
た。(主要な業務実績の
項番①に記載)

(2)意匠の活用方針やデザ
イン・ブランド戦略に関す
る相談に対しては、デザ
インやブランド等の専門
家を派遣する体制を構
築・運用し、全国各地の
中堅・中小・ベンチャー企
業等からの支援要請に対
して、デザイン・ブランド専
門家を派遣した。(主要な
業務実績の項番①、②に
記載)

<新たな職務発明制度の
導入に関連する社内規程
の整備等に関する専門的な
相談への対応力強化>

(1)職務発明規程の整備に
関するFAQを作成し広

備等に関する相談に対しては、知財総合支援窓口で相談を受け付け、弁護士等の専門家派遣体制を構築・運用する等の機能強化を図り、適切な回答や支援を提供する。

制度に関連する社内規程の整備等に関する相談に対しては、弁護士等の専門家を派遣する等により適切な回答等を提供し、支援強化を図る。

② 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、フォローアップ調査によって規程等の整備状況を把握する。

を促進するため、平成28年度に実施した職務発明規程の整備支援強化期間（平成28年11月から4ヶ月間実施）の取組内容と支援実績等を踏まえ、平成29年度も同様な支援強化期間を設定し、職務発明規程の整備を支援する。その際、出願・権利化の経験がある中小企業等を重点対象とし、職務発明規程整備のメリットが十分に伝わるよう工夫した広報も強化する。また、企業からの要請に応じて弁護士等による支援も提供するなど、規程整備に至るまでの一貫した支援を実施する。

②職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成29年度下期にフォローアップ調査を行い、相談対応や支援要請に応じた企業における規程整備状況を把握する。

間を設定し、職務発明規程の整備を支援したか。その際、出願・権利化の経験がある中小企業等を重点対象とし、職務発明規程整備のメリットが十分に伝わるよう工夫した広報も強化したか。また、企業からの要請に応じて弁護士等による支援も提供するなど、規程整備に至るまでの一貫した支援を実施したか。

(2)職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成29年度下期にフォローアップを行い、社内規程等の整備状況を把握したか。

整備状況を把握し、弁護士等による規程整備支援を継続的に行った。平成29年12月には、知財ポータルにおいて、中小企業者にも分かりやすい職務発明規程整備に関するFAQを掲載し、さらに、平成30年1月には、再度フォローアップを実施し、整備状況の把握及び弁護士等による規程整備に至るまでの一貫した支援を行った。

② 平成29年度は、7月と1月の計2回、職務発明規程整備状況に関するフォローアップ調査を実施し、規程の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業を特定して、必要な支援を行った。

報を強化した。また、2回のフォローアップなどで規程整備に至るまで弁護士等による一貫した支援を行った。（主要な業務実績の項番①に記載）

(2)職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成29年度に2回フォローアップ調査を実施し、社内規程等の整備状況を把握するとともに、規程整備を支援した。（主要な業務実績の項番②に記載）

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

営業秘密情報の保護・活用体制の構築に関する相談、特許化／秘匿化等の知財戦略に関する相談等に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口で相談を受け付け、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確な回答や支援を提供する。

また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

① 営業秘密の管理体制整備と営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談については、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付け、「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック」（経済産業省）等を活用しながら、同窓口の知的財産戦略アドバイザーと弁護士、弁理士が的確な回答を提供する。

② 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容によっては相談者の意向を踏まえ、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

①情報・研修館の営業秘密・知財戦略相談窓口は、不正競争防止法で保護される営業秘密の管理体制の構築、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、営業秘密の漏えい事案等に関する相談等に応じ適切な回答と支援を行う。このため、47都道府県に展開する知財総合支援窓口での営業秘密に関連する相談において、適切な営業秘密管理がもたらすメリットが十分に理解できるように工夫した資料の配布と簡単な説明ができるようにするなど、知財総合支援窓

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

(1)営業秘密・知財戦略相談窓口は、知財総合支援窓口での営業秘密に関連する相談の掘り起こし等に役立つ資料を作成して配布したか。知財総合支援窓口と営業秘密・知財戦略相談窓口の連携体制を強化したか。また、近畿統括本部の関西知財戦略支援専門窓口においても専門人材を配置し、企業における営業秘密の適切な管理体制を構築等の支援を実施したか。

(2)営業秘密管理規程の整備支援強化期間を平成29年度下期に設定し、期

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

① 営業秘密等に関する相談は、窓口対面相談、電話相談、出張訪問相談の3つの形態で対応しているが、平成29年度も前年度に引き続いて出張訪問相談が最多であった。

年度	窓口対面相談件数	電話相談件数	出張相談件数	総件数
平成29年度	33件	98件	299件	430件
平成28年度	49件	111件	290件	450件
平成27年度	43件	158件	49件	250件

(注)平成29年度の相談件数は、知財総合支援窓口でも簡単な相談対応ができるようにしたため、営業秘密・知財戦略相談窓口の件数は、前年度比95.6%と微減した。

平成29年度の営業秘密・知財戦略相談窓口での相談内容の内訳は、下記のとおり。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

(1)営業秘密・知財戦略相談窓口は、営業秘密に関連する相談の掘り起こし等に役立つ資料を作成して、知財総合支援窓口と協力して営業秘密管理についての普及啓発や体制整備支援を進めつつ、営業秘密に関する専門性の高い相談を受付けた。

・平成29年7月に開設した近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口に知財戦略エキスパート4名を配置し、近畿地域の企業からの営業秘密管理体制構築支援は主として関西知財戦略支援専門窓口が行う体制

し、営業秘密の流出や漏えいの再発防止を図る。

へ必要な情報を取り次ぎ、相談者が独立行政法人情報処理推進機構／警察庁への相談を行いやすくなるように支援する。

③ 営業秘密・知財戦略相談窓口での相談受付動向等については、営業秘密官民フォーラム等において情報を提供し、最新情報を業界団体等と共有することによって、企業等における営業秘密漏えいの未然防止に役立っている。

口と営業秘密・知財戦略相談窓口の連携体制を強化する。また、平成29年度は、近畿統括本部の知財戦略支援窓口－関西(仮称)に、営業秘密の適切な管理体制の構築等の支援を行う専門人材を配置し、中小企業等の集積度が高い近畿地域における支援体制を強化する。

- 営業秘密管理規程等の整備を進めるため、営業秘密管理規程の整備支援強化期間を平成29年度下期に設定し、期間中の規程整備取組企業数と整備企業数を活動モニタリング指標とし、規程整備支援を着実に進める。
- 知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援においては、当該企業の事業戦略とリスク対応戦略等を踏まえた適切な助言と支援を行うこととし、中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大する。
- 全国各地のワンストップ相談窓口である知財総合支援窓口へ寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、地方での啓発や相談掘り起こし活動における知財総合支援窓口との連携活動を強化する。なお、知財活用支援センターにおいて、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援が必要な案件については、知財総合支援窓口と協力しつつ、営業秘密・知財戦略相談窓

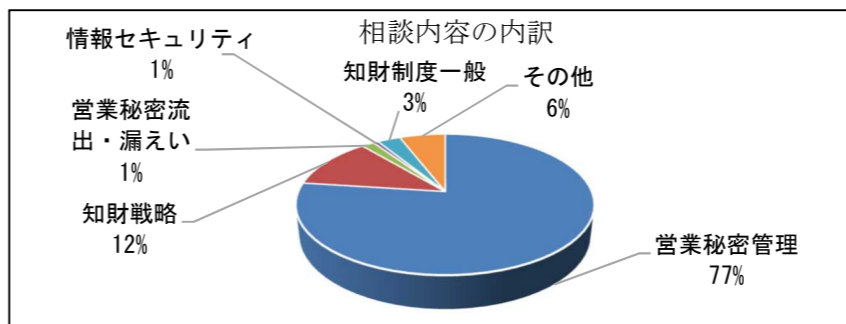
間中の規程整備取組企業数と整備企業数を活動モニタリング指標とし、規程整備支援を着実に進めたか。

(3) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大したか。

(4) 知財総合支援窓口へ寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、知財総合支援窓口との連携活動を強化したか。また、知財活用支援センターにおいて、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援が必要な案件については、営業秘密・知財戦略相談窓口の相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供したか。

(5) 中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止するため、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化したか。

(6) 営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政



- 情報・研修館は、平成29年7月に開設した近畿統括本部に関西知財戦略支援専門窓口を設置し、知財戦略エキスパート4名を配置し、近畿地域の企業の営業秘密管理体制構築支援は、関西知財戦略支援専門窓口にも当たらせることとした。
- ② 平成29年9月から12月にかけて営業秘密管理体制の整備支援強化期間を設定し、知財総合支援窓口の協力のもと、管理規程整備等の重要性についての啓発資料を用いた広報活動を展開するとともに、具体的な体制整備の支援を実施した。
- ③ 営業秘密・知財戦略相談窓口では、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせなどの知財戦略に関する相談も受け付けるとともに、中小企業等における営業秘密管理規程の整備から営業秘密管理体制の構築・運用に関するハンズオン支援を、平成28年度下期から本格的に開始した。平成29年度にハンズオン支援を受けた企業は計32社であった。
- ④ 知財総合支援窓口との連携活動を進めるため、知財総合支援窓口での啓発活動で利用する資料を提供するとともに、知財総合支援窓口の全ての相談支援担当者を対象に、営業秘密管理等に関する研修を行った。そうした取組等の結果、平成29年度の営業秘密・知財戦略相談窓口における相談支援活動での知財総合支援窓口との連携が197件になるなど、効果が現れてきた。
- 営業秘密・知財戦略相談窓口では、知財総合支援窓口と協力しつつ、全国各地でセミナーを16回開催し、セミナー終了後に参加者からの個別相談も受け付けるなど、きめ細かな対応も行った。
- ⑤ 知的財産戦略アドバイザーと海外知的財産プロデューサーとの合同セミナーを開催(4回)する等の連携促進取組を進めた。
- ⑥ 営業情報の窃取については、警察庁主催の研修会への参加(1回)、情報・研修館主催のセミナー等への警察庁からの講師招聘(8回)、情報処理推進機構からの講師招聘(2回)も含め、連携強化を進めた。警察と連携を行った営業秘密の窃取事案(従業者や外部者による窃取等)の相談が1件あり、適切に対応した。
- ⑦ 平成29年6月14日に開催された営業秘密官民フォーラムにおいて、相談事例や窓口相談案件の分析結果等の情報を提供した。

とした。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 営業秘密管理規程の整備支援強化期間を設定し、知財総合支援窓口と協力して規程整備支援を進めた。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大した。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4) 営業秘密・知財戦略相談窓口のスタッフ及び知的財産戦略アドバイザー等は、知財総合支援窓口の相談支援担当者に対する研修会で講師等として情報を提供し、知財総合支援窓口による相談案件の掘り起こし活動を促した結果、両窓口間の連携取組が197件に増えた。(主要な業務実績の項番④に記載)

(5) 営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する取組を展開した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)

(6) 営業秘密情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行った。(主要な業務実績の項番⑥に記載)

<p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>海外展開に伴って生じる知的財産に関連する課題への支援要請に対しては、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサー等の専門人材による支援を提供する。</p> <p>また、海外知的財産プロデューサーを増員するなど支援体制を強化するとともに、海外展開に伴う知的財産に関連した事案等を紹介するセミナー等の開催、ポータルサイト等の充実等を通じて、海外展開に関心を持つ</p>	<p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>① 国内とは異なる法制度と商慣行をもつ新興国等へ海外展開を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対し、海外での豊富な知財経験をもつ海外知的財産プロデューサーを派遣し、支援を行う。</p> <p>② 海外知的財産プロデューサーを増員し、同プロデューサーを補佐する海外知的財産アドバイザーとともに、個々の中堅・中</p>	<p>口の相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止するため、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する。 <p>② 営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、管理された営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構や警察庁と緊密に連携し、的確かつ迅速な相談対応を行う。</p> <p>③ 窓口に寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供することにより、官民をあげた営業秘密保護に関する取組に貢献する。</p>	<p>法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行ったか。</p> <p>(7) 窓口に寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供したか。</p>	<p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>① 海外展開知財支援窓口では、全国各地の海外展開を目指す中小企業等の知的財産権活用、海外ビジネスにおける知財面のリスク低減等を含む戦略面の支援を実施した。</p> <p>平成29年7月に開設した近畿統括本部に関西知財戦略支援専門窓口を設置し、近畿地域の海外展開を目指す中小企業等に対する支援は、関西知財戦略支援専門窓口に移管し、両窓口が分担・協力して全国の海外展開を目指す中小企業等の支援を展開した。</p> <p>② 平成29年度は、海外展開支援を担当する専門人材を4名増員し、計10名(海外展開知財支援窓口に6名、平成29年7月に設置した関西知財戦略支援専門窓口に4名)の専門人材による支援体制を構築し、企業集積が高い関東・甲信越地域、近畿地域を中心に全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開に係る知財面の支援を強化した。地域別の支援企業数と支援回数は以下のとおり。</p>	<p>(7) 窓口に寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供した。(主要な業務実績の項番⑦に記載)</p> <p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>(1) 海外展開知財支援窓口では、海外展開を目指す中小企業の多様な課題の解決のための支援を行った。</p> <p>近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口においても専門人材を配置し、海外展開を目指す中小企業等に対して知財面からの支援を実施した(主要な業務実績の項番①及に記載)</p> <p>(2) 海外展開支援を担当す</p>
--	--	---	---	---	--

中堅・中小・ベンチャー企業等への支援の拡大にも努める。

小・ベンチャー企業等の海外展開における知財戦略策定、知財契約、秘密管理、模倣品対策等の支援を強化する。

③ 海外展開知財セミナー等の開催、ポータルサイトでの情報提供の充実、海外展開支援施策の普及等により、海外展開支援のすそ野拡大を図る。

ける知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援等)を行う。また、平成29年度は、近畿統括本部の知財戦略支援窓口ー関西(仮称)に、海外展開を目指す中小企業等に対する知財面からの支援を行う専門人材を配置し、中小企業等の集積度が高い近畿地域の支援体制を強化する。

② 平成29年度は、500件以上の支援が行えるよう、東京と大阪に配置される海外知的財産プロデューサー等の専門人材を増員し、中堅・中小・ベンチャー企業等の実情に即した支援を強化する。

③ 海外展開知財セミナーの開催等により全国で30回以上セミナーを実施するとともに、知的財産相談・支援ポータルサイトにおける情報提供を充実すること、知財総合支援窓口等との連携を強化することにより、海外展開支援のすそ野拡大を図る。また、知財総合支援窓口のみならず、経済産業局等、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化して海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘する。

目指す中小企業等に対して知財面からの支援を実施したか。

(2) 平成29年度中に500件以上の支援が行えるよう、東京と大阪に配置される専門人材を増員し、海外展開を目指す中小企業等の支援を拡大できる体制を構築したか。

(3) 海外展開知財セミナー等を全国で30回以上開催したか。
知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化等により、海外展開支援のすそ野拡大が図られ、新規支援依頼が増えたか。
また、地域経済産業局、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化し、海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘したか。

企業所在地域	支援企業数	複数回支援を行った企業数	支援回数
北海道地域	10社	4社	12回
東北地域	19社	9社	27回
関東・甲信越地域	85社	31社	131回
中部地域	35社	13社	55回
近畿地域	100社	29社	145回
中国地域	21社	11社	41回
四国地域	31社	8社	42回
九州・沖縄地域	36社	16社	73回
計	337社	121社	526回

(注) 支援回数は前年度比116%。

③ 平成29年度は、情報・研修館主催及び他機関主催セミナーへの講師派遣等の回数が62回となり、平成29年度計画の目標値(全国で30回以上)の2倍を越えた。地域別のセミナー回数は以下のとおり。

開催地	情報・研修館主催セミナーの開催回数	他機関主催セミナーへの講師派遣回数	計
北海道地域	1回	2回	3回
東北地域	2回	0回	2回
関東・甲信越地域	4回	17回	21回
中部地域	2回	6回	8回
近畿地域	3回	3回	6回
中国地域	1回	2回	3回
四国地域	0回	7回	7回
九州・沖縄地域	2回	10回	12回
計	15回	47回	62回

知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化を進め、海外展開支援のすそ野拡大を図ったものの、新規の支援企業は271社(前年度比98%)に留まった。

地域の経済産業局、自治体及びその関連機関、地域金融機関との連携活動は、それぞれ、18件、13件、3件となり、各地域で海外展開支援を必要としている中堅・中小・ベンチャー企業等の発掘に貢献した。

る専門人材を4名増員し、計10名の専門人材が海外展開を目指す中小企業等の支援を拡大できる体制を構築した結果、支援件数は500件を超えた。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 海外知的財産プロデューサーによる海外展開知財セミナー等を62回開催(平成29年度計画の目標値30回の206%)した。
知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化を進め、海外展開支援のすそ野拡大を図ったものの、新規の支援企業は271社(前年度比98%)に留まった。
地域経済産業局、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携活動は拡大し、各地域で海外展開支援を必要としている中堅・中小・ベンチャー企業等の発掘に貢献した。(主要な業務実績の項番③に記載)

〈課題と対応〉

(1) 海外展開支援を必要としている中堅・中小・ベンチャー企業等の掘り起こしが課題となっている。平成29年度取組の分析により、新規支援者数の掘り起こしには、知財総合支援窓口、経済産業局、地域の金融機関(地方銀行、信用金庫等)との連携拡大が有効な手段となりうることから、平成30年度はこの点に注力する予定。

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

〈中小企業等支援機関との連携強化〉

<p>情報・研修館の各窓口は、他の中小企業等の支援拠点、特に中小企業庁が各都道府県に設置している「よろず支援拠点」や独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化する。具体的には、各窓口の専門性を横断的に必要とする場合には、各窓口が連携・相互補完して顧客を“つなぐ”ことにより、顧客ニーズに即したサービスを提供するとともに、よろず支援拠点と各窓口がそれぞれ実施している担当者研修に相互に講師を派遣する等の連携も強化する。</p> <p>また、独立行政法人日本貿易振興機構など海外進出企業の支援を行う諸機関と相互に機能補完ができる支援を行う等の連携を強化するとともに、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織とも連携を強化する。</p>	<p>① 中堅・中小・ベンチャー企業等の経営相談窓口として中小企業庁が各都道府県に設置する「よろず支援拠点」、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、相談対応における各窓口の相互利用を推進する。</p> <p>② 海外展開知財支援窓口と在外日系企業支援等を行う独立行政法人日本貿易振興機構の機能は相互補完関係にあり、それぞれの特徴を活かす連携を強め、中堅・中小・ベンチャー企業等の事業発展に資する支援を行うとともに、地域の農政局の知的財産総合相談窓口との連携を進める。</p> <p>③ 事業戦略にリンクした効果的な知財戦略、知的財産権や営業秘密の効果的な活用、デザイン・ブランド戦略の効果的な展開等の支援には、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織との協力が効果的であるため、これら組織との連携強化のための意見交換等を定期的に実施する。</p>	<p>① 中小企業庁が各都道府県に設置する経営相談所である「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口との連携を強化するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとのKPIに対する実績値を各四半期末にモニターし、適切なマネジメントを行う。また、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用を推進する。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進する。</p> <p>② 情報・研修館の海外展開知財支援窓口と独立行政法人日本貿易振興機構との連携を強化するため、両機関における支援事例に関する情報交換、セミナー等での講師の相互派遣等を推進する。また、海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援を量と質の両面から強化する。</p> <p>・地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談</p>	<p>(1)「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口との連携を強化するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとのKPIに対する実績値を各四半期末にモニターし、適切なマネジメントを行ったか。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と「知財総合支援窓口」及び「海外展開知財支援窓口」との相互利用を推進したか。</p> <p>さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進したか。</p> <p>(2) 情報・研修館海外展開知財支援窓口及び独立行政法人日本貿易振興機構の両機関における支援事例に関する情報交換、セミナー等での講師の相互派遣等を推進したか。</p> <p>海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援を量と質の両面から強化したか。</p> <p>地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談対応におけ</p>	<p>① 中小企業からの経営相談に対して総合的・先進的経営アドバイスを行う「よろず支援拠点」(各都道府県に設置)と情報・研修館が設置する知財総合支援窓口の連携強化のため、各都道府県レベルで関係機関が参加する連携会議の開催及び連携活動の促進を図りつつ、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとの実績値を各四半期末にモニターして適切なマネジメントを行ったところ、都道府県レベルで「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口の連携が拡大し、連携支援件数は前年度比で130%に増加した。</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用拡大を図った。連携支援の拡大を目指して、平成29年度は、セミナー等における講師の相互派遣の拡大を進めた。(海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化の項番③に記載)</p> <p>② 海外展開知財支援窓口では、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が主催するセミナーへの講師派遣を4回行った。また、JETROが事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」に参加する機関として、同コンソーシアムのコンシェルジュ等から紹介された1社に対し支援を行った。</p> <p>県ごとに開催した「連携会議」における農政局担当者の依頼講演を契機に、各県の農業普及指導員や水産業普及指導員が参加する会議において知財総合支援窓口担当者が窓口事業の説明をする機会が拡大するなど、地域の農商工分野における協力・連携体制の構築が進んだ。</p> <p>③ 平成29年度は、日本弁理士会とは計4回、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)とは計2回の意見交換会を開催し、知財総合支援窓口の配置専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った。</p>	<p>(1) セミナー等における講師の相互派遣、各都道府県レベルでの関係強化を図り、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとの実績値を各四半期末にモニターして適切なマネジメントを行ったところ、よろず支援拠点との連携件数が前年度比130%に増加した。</p> <p>「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との連携支援の拡大を目指して、セミナー等における講師の相互派遣の拡大を進めた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 海外展開知財支援窓口では、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)主催セミナーへの講師派遣を4回行った。</p> <p>また、JETROが事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家(コンシェルジュ)から紹介された1社に対し支援を行った。</p> <p>さらに、地域の農商工分野における協力・連携体制の構築を進めた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換会を定期的に行い、窓口の支援内容の改善・向上を図った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>
--	---	---	--	---	--

<p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>統合的な相談ポータルサイトを構築・提供し、その利用促進のための広報等の取組を進める。また、ポータルサイト中に「よくある質問と回答(FAQ)」を設け、掲載項目数を逐次増加させる。</p>	<p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>① 中堅・中小・ベンチャー企業等の相談者の課題に応える手段として、相談ポータルサイトを平成29年度中に刷新して新たなポータルサイトを構築し、利用者に対する情報提供サービスを拡充する。</p> <p>② 相談ポータルサイトでは、利用者がいつでもどこでも検索して適切な回答が得られるように、FAQの掲載項目数を逐次増やす。</p> <p>③ 相談ポータルサイトの利用状況を定期的に把握し、相談ポータルサイトの利用促進のための広報等の取組も進め、利用者や相談窓口の両者にとって効率的な課題解決手段を提供する。</p> <p>④ 相談ポータルサイトに対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>⑤ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性</p>	<p>対応における窓口の相互利用を推進する。</p> <p>③引き続き、日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換と意見交換を定期的実施して支援人材間の連携強化を図ることにより、中小企業等の多様な相談に対する対応力を強化する。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>①知的財産相談・支援ポータルサイト(平成29年4月にリリース)の情報コンテンツの充実のため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成して下半期に順次コンテンツを充実していく。</p> <p>②Web上に搭載する検索機能付のFAQは、対面相談や電話相談の際に相談者に示すことにより相談の効率化が図られるだけでなく、簡単な相談においてはFAQを相談者が事前に検索・閲覧してソリューションを得るケースが増えていることから、引き続き、知的財産相談・支援ポータルサイト等のFAQの項目増と長期間にわたって掲載されてきたFAQの内容の改訂等も必要に応じ進めていく。</p> <p>③知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報について、さらなる充実を図る。</p> <p>④知的財産相談・支援ポータルサイトのデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視するとともに、予期せぬ重大なインシデントに</p>	<p>る窓口の相互利用を推進したか。</p> <p>(3)日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換と連携強化を進めたか。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>(1)知的財産相談・支援ポータルサイトの情報コンテンツの充実のため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成して下半期に順次コンテンツを充実したか。</p> <p>(2)知的財産相談・支援ポータルサイト等のFAQの項目増及び長期間にわたって掲載されてきたFAQの内容の改訂等について、必要に応じ実施したか。</p> <p>(3)知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報について、さらなる充実を図ったか。</p> <p>(4)知的財産相談・支援ポータルサイトのデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視するとともに、予期せぬ重大なインシデントに対しては迅速かつ適切な措置を講じることにより、ユーザーサービスの中断等が最小限になるよう努めたか。</p> <p>(5)独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する警告や注意喚起情報に迅</p>	<p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>① 産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトを統合した知的財産相談・支援ポータルサイトを平成29年4月からリリースし、以下のようにコンテンツの充実を進めた。(以下の表は再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1457 835 2258 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サイト名</th> <th colspan="2">支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数</th> </tr> <tr> <th>支援事例等の抽出 (第2四半期)</th> <th>支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略)</td> <td>10件の支援事例候補を抽出</td> <td>1月:支援事例10件を公開 3月:支援事例 2件を公開</td> </tr> <tr> <td>知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)</td> <td>3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定</td> <td>11月:支援事例1件を公開 3月:支援事例1件を公開 3月:eラーニング教材3編を公開 3月:資料1件を公開</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 知的財産相談・支援ポータルサイトに掲載されてきたFAQについて、修正が必要と認知されたFAQは、適宜、修正して公開するとともに、最近増えている相談の中から利用者にとって役立つものは、新たなFAQとして追加した。</p> <p>③ 新たな統合ポータルサイトのアクセスログデータ等にもとづき、効果的な周知方法、効率的な課題解決手段の提供方法等に関する検討を行い、平成30年1月に、それら検討を踏まえたサイトの一部改善を行った。</p> <p>④ サイバー攻撃への監視は継続的に行っている。重大インシデント発生時のシミュレーションを行い、インシデント発生時の対応シナリオをシステムの管理運営事業者に共有した。</p> <p>⑤ システムの管理運営事業者に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する情報を常時閲覧させ、情報を的確に把握したうえで迅速に対応するよう再度指示した。平成29年度は緊急対策が必要な事象はなかった。</p>	サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数		支援事例等の抽出 (第2四半期)	支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)	知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略)	10件の支援事例候補を抽出	1月:支援事例10件を公開 3月:支援事例 2件を公開	知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)	3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定	11月:支援事例1件を公開 3月:支援事例1件を公開 3月:eラーニング教材3編を公開 3月:資料1件を公開	<p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p> <p>(1)知的財産相談・支援ポータルサイトの情報コンテンツの充実のため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成して下半期に順次コンテンツを充実した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)修正が必要と認知されたFAQは、適宜、修正して公開するとともに、新たなFAQも追加した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)新たな統合ポータルサイトのアクセスログデータ等を使って検討した結果にもとづき、平成30年1月にサイトの一部改善を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4)サイバー攻撃への監視は継続的に行っているところ。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5)システムの管理運営事業者に、専門機関から発信される脆弱性等に係る情報を常時閲覧させているところ。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p>	
サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数																
	支援事例等の抽出 (第2四半期)	支援事例の取りまとめと公開 (第3～4四半期)															
知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略)	10件の支援事例候補を抽出	1月:支援事例10件を公開 3月:支援事例 2件を公開															
知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)	3件の支援事例候補を抽出 4件の教材・資料の作成計画を策定	11月:支援事例1件を公開 3月:支援事例1件を公開 3月:eラーニング教材3編を公開 3月:資料1件を公開															

<p>等に関する最新情報をチェックし、相談ポータルサイトに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>⑤独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する警告や注意喚起情報に迅速に対応する。</p> <p>① 窓口利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を収集・公開し、中堅・中小・ベンチャー企業が知財活動に関心を持つ契機として利用する。また、中堅・中小・ベンチャー企業の窓口利用による事業成長への効果も調査する。</p>	<p>① 窓口利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査する。</p> <p>② 特に効果的な事例については、窓口利用者の了解の下に事例集として編集し、中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動促進の普及に利用する。</p>	<p>① 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、知財戦略支援窓口-関西(仮称)のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例(各窓口が窓口利用記録から定期的に抽出・整理したもの)を第2四半期末と第4四半期の早い時期に抽出し、必要に応じフォローアップ調査を実施する。</p> <p>② 事業展開におけるステップアップや事業上の具体効果が認められた事案については、それぞれの窓口において、企業へのヒヤリング・インタビューなどを平成29年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめる。</p>	<p>速に対応したか。</p> <p>① 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略専門窓口のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を抽出し、必要に応じて利用者のフォローアップ調査を実施したか。</p> <p>② 事業展開上の効果が認められた具体的な事案については、各窓口それぞれにおいて、企業へのヒヤリング・インタビューなどを平成29年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめたか。</p>	<p>速に対応したか。</p> <p>① 窓口利用者のフォローアップ調査を第2四半期と第4四半期に実施し、利用者にとって効果的に機能した事例を調査・抽出した。</p> <table border="1" data-bbox="1439 737 2252 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">窓口の名称</th> <th colspan="2">フォローアップ調査件数</th> <th rowspan="2">事例抽出数</th> </tr> <tr> <th>第2四半期末</th> <th>第4四半期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財総合支援窓口</td> <td>上期に効果的に機能した事例全案件</td> <td>下期に効果的に機能した事例全案件</td> <td>253件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>上期の全相談支援案件の33%</td> <td>下期の全相談支援案件の33%</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>0社</td> <td>54社</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td></td> <td></td> <td>267件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事業展開上の効果が認められた事案については企業ヒヤリングやインタビューを行い、公開可能な事案については事例を公開した。なお、企業が公開を望まない事案については公開していない。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1230 2226 1367"> <thead> <tr> <th>窓口の名称</th> <th>公開した事例の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財総合支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: 253件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: 12件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: 2件</td> </tr> </tbody> </table>	窓口の名称	フォローアップ調査件数		事例抽出数	第2四半期末	第4四半期末	知財総合支援窓口	上期に効果的に機能した事例全案件	下期に効果的に機能した事例全案件	253件	営業秘密・知財戦略相談窓口	上期の全相談支援案件の33%	下期の全相談支援案件の33%	12件	海外展開知財支援窓口	0社	54社	2件	総計			267件	窓口の名称	公開した事例の件数	知財総合支援窓口	企業が公開可としたもの: 253件	営業秘密・知財戦略相談窓口	企業が公開可としたもの: 12件	海外展開知財支援窓口	企業が公開可としたもの: 2件	<p>① 各窓口において利用者のフォローアップ調査を行い、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を調査・抽出した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>② 事業展開上の効果が認められた具体的な事案について、企業へのヒヤリングを実施し、効果的な事例のうち、企業が公開可とした事案を公開し、他企業の参考になるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
窓口の名称	フォローアップ調査件数		事例抽出数																																	
	第2四半期末	第4四半期末																																		
知財総合支援窓口	上期に効果的に機能した事例全案件	下期に効果的に機能した事例全案件	253件																																	
営業秘密・知財戦略相談窓口	上期の全相談支援案件の33%	下期の全相談支援案件の33%	12件																																	
海外展開知財支援窓口	0社	54社	2件																																	
総計			267件																																	
窓口の名称	公開した事例の件数																																			
知財総合支援窓口	企業が公開可としたもの: 253件																																			
営業秘密・知財戦略相談窓口	企業が公開可としたもの: 12件																																			
海外展開知財支援窓口	企業が公開可としたもの: 2件																																			
<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																
<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>③ 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業へ</p>	<p>〈評価の視点〉</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A</p>																															

<p>の重点的な支援</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>全国8カ所の各地域ブロックに情報・研修館の地域ブロック担当者等を配置し、経済産業局及び知財総合支援窓口と密接な情報共有と連携強化を図り、他の支援機関とも連携し、地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業を第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援する。</p>	<p>への重点的な支援</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>① 各地域ブロックでの情報・研修館の企業等支援体制を強化するため、経済産業局との密接な情報交換と連携強化を図る。</p> <p>② 地域において地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動を重点的に支援する。</p> <p>③ 重点的な支援を受ける地域の中堅・中小・ベンチャー企業の支援内容に対する満足度調査を行う。</p>	<p>への重点的な支援</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>① 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援については、平成28年度上期に行った関係機関との意見交換、企業ニーズ聴取及び知財調査・分析の実施体制に係るフィージビリティ調査の結果を踏まえて、事業成長ポテンシャルを秘めた地域の中堅・中小・ベンチャー企業を主たる対象に、当該企業が描く事業成長シナリオの実現に係る知財面からの重点的な支援(例えば、事業成長シナリオの実現に資する戦略的な権利化シナリオの策定支援、海外展開に伴う知財戦略策定支援、標準化戦略の策定における知財情報の分析支援等)として位置づけることとし、同下期からは専門人材または専門人材チームによる試行事業を開始した。平成29年度は、引き続き、各地域の経済産業局等からの推薦、海外展開知財支援窓口、知財総合各支援窓口の企業支援に係る情報等にもとづいて重点的な支援の候補企業を選び支援すると同時に、重点的な支援を受けることを希望する企業の拡大を進める。</p> <p>・ 中小企業等における権利化を支援するため、出願前の研究開発段階、審査請求前の段階等において必要となる先行文献調査と特許マップの作成・提供等に関する中小企業等支援事業(平成28年度まで特許庁が実施)を情報・研修館に移管し、確実に実施する。</p>	<p>への重点的な支援</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>(1) 平成28年度に引き続き、各地域の経済産業局等からの推薦、海外展開知財支援窓口、知財総合各支援窓口の企業支援に係る情報等に基づき、重点的な支援の候補企業を選び支援すると同時に、重点的な支援を受けることを希望する企業の拡大を進めたか。</p> <p>・ 研究開発段階、審査請求前の段階等において必要となる先行文献調査と特許マップの作成・提供等に関する中小企業等支援事業を特許庁から情報・研修館に移管し、確実に実施したか。</p> <p>(2) 重点的な支援を受ける企業の潜在的なニーズをヒヤリングで把握し、支援メニューの多様化に向けた検討を進めていくと同時に、支援メニューの有効性等を高める方策等についても検討したか。</p> <p>(3) 重点的な支援を受ける企業には支援内容に対する満足度調査を、窓口等の支援機関には支援メニューの拡大・多様化等に係る希望調査をそれぞれ実施し、重点的な支援の支援内容や支援体制の改善等に係る課題の抽出、支援メニューの拡大等に関する情報収集を進めたか。</p> <p>また、支援内容や支援体制の改善等に係る課題について、次年度以降に順次改善できるよう、具体対応方針を検討したか。</p>	<p>への重点的な支援</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>① 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援メニューの多様化と拡大を図るため、経済産業局・自治体及び関連支援団体等との意見交換等を行い、重点的な支援を受けることを希望する企業の拡大を進めた。</p> <p>例えば、「中小企業知財金融促進事業」(特許庁事業)を活用した知財ビジネス評価書の作成支援を受けた企業(約180社)も重点的な支援候補企業に加える等の取組を実施した。</p> <p>・ 中小企業等特許情報分析活用支援事業(特許庁から情報・研修館に事業移管され、平成29年度から実施する事業)についても、広報、公募、特許マップ作成等の必要な事業を確実に実施した。</p> <p>② 重点的な支援は、(A)支援対象候補企業掘り起しと実情把握、(B)経営層の抱く事業成長シナリオ及び支援ニーズ等の聴取・把握、(C)当該事業成長シナリオの実現に資する戦略策定支援及び知財調査・分析の実施体制の検討等に関する現地ヒアリングを行ったうえで、支援を進めた。</p> <p>海外展開知財支援窓口では、これまでの支援企業の中で、重点的な支援を必要とする案件を抽出し、知財競争力分析、ハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を展開した。</p> <p>上記のように、支援企業のニーズに応じた支援メニューの多様化を進めつつ、支援メニューの有効性等を高める方策についても検討を行い、柔軟性をもって支援を行った。</p> <p>③ 重点的な支援を受けている企業に対して、平成29年度内に支援内容等に関する満足度調査を実施し、支援メニューの改善・拡大等に関するニーズを収集したところ、例えば、知財情報にもとづく競合者の調査・分析、知財クリアランスのための競合技術特許の調査・分析などのニーズが高いことがわかったことから、これらの調査・分析の実施に要する経費等も検討した上で、支援メニューに加えることにした。</p>	<p>根拠は以下のとおり</p> <p>＜経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援＞</p> <p>(1) 重点的な支援候補企業の選定について、経済産業局・自治体及び関連支援団体等との意見交換等を踏まえ、重点支援を希望する企業の拡大を進めた。</p> <p>・ 中小企業等特許情報分析活用支援事業を確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 企業の潜在的なニーズをヒアリングで把握し支援メニューの多様化を進めつつ、支援メニューの有効性を高める方策についても検討を行い、柔軟性をもって支援を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 重点的な支援を受ける企業の満足度調査を実施し、支援メニューに関するニーズを把握し、経費等を含めた検討を行った上で、支援メニューの改善・拡大等を図った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>
--	---	--	---	--	---

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

知的資産経営力強化による中堅・中小・ベンチャー企業の持続的成長を支援するため、事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業を重点支援する際の支援メニューの多様化を図り、その効果を検証しながら、より一層の支援の充実に努める。

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

- ① 事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業に対する知財関連支援メニューの多様化、例えば、事業競争力を高める標準化等の知財戦略策定のための知財調査、SWOT分析をはじめとする知財競争力分析等の支援メニューに対する企業ニーズを調査・把握する。
- ② 企業等のニーズが高い支援メニューについては平成28年度下期から支援体制の構築を進め、平成29年度から新たな支

②重点的な支援に係る支援メニューは、企業の多様な要請に応える過程で拡大・多様化が進むことが予想されるため、平成29年度からは重点的な支援を受ける企業の潜在的なニーズをヒヤリングで把握し、支援メニューの多様化に向けた検討を進めていくと同時に、支援メニューの有効性等を高める方策等についても検討する。

③重点的な支援を受ける企業には支援内容に対する満足度調査を、窓口等の支援機関には支援メニューの拡大・多様化等に係る希望調査をそれぞれ実施し、重点的な支援の支援内容や支援体制の改善等に係る課題の抽出、支援メニューの拡大等に関する情報収集を進める。支援内容や支援体制の改善等に係る課題については具体対応方針を検討して、次年度以降に順次改善していくこととする。

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

- ①事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業に対する知財関連支援メニューの多様化、例えば、事業競争力を高める標準化等の知財戦略策定のための知財調査、SWOT分析をはじめとする知財競争力分析等の支援メニューに対する企業ニーズを調査・把握する。
- ② 企業等のニーズが高い支援メニューについては平成28年度下期から支援体制の構築を進め、平成29年度から新たな支

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

- (1) 重点的な支援の支援メニューをはじめ、特許庁や情報・研修館が提供する各種支援メニューについて、全国各地で情報・研修館が開催する各種セミナー等において説明する機会を設けたか。また、説明会等において企業が拡充あるいは新たに実施を求める支援メニューについてアンケート調査を行い、今後の支援メニューの拡充と多様化に係る企業ニーズを収集したか。
- (2) 企業等のニーズが極め

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援メニューの多様化を図るため、全国各地で情報・研修館が開催するセミナー等において、特許庁及び情報・研修館が提供する中堅・中小・ベンチャー企業向けの各種支援メニューについて、説明または説明資料の配布を行った。

説明会等の名称	場所・回数	参加者数
知的財産権制度説明会(初心者向け)	全国47都道府県 59回開催	7,982名
営業秘密管理・知財戦略セミナー	全国主要都市 16回開催	638名
海外展開知財セミナー	全国主要都市 15回開催	428名
グローバル知財戦略フォーラム	東京 1回開催	1,485名
ビジネス×知財フォーラム in KANSAI	大阪 1回開催	274名

上記の説明会等では、アンケート調査もを行い、企業ニーズ等を収集し今後の支援メニューの拡充に関する検討用資料として活用した。

＜中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化＞

- (1) 支援メニューの多様化を図るため、全国各地で情報・研修館が開催する説明会やセミナー等において各種支援メニューの説明または説明資料の配布を行った。アンケート調査も実施し、企業ニーズ収集、今後の支援メニューの拡充について検討した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 知財情報にもとづく競合者の調査・分析、知財クリアランスのための競合技術特許の調査・分析などの調査・分析の支援

<p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p>	<p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> <p>② 調査結果に基づき、企業等の理解が得られる事例については、ヒヤリング調査を踏まえて事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、普及する。</p>	<p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> <p>② 調査結果に基づき、企業等の理解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、平成30年度以降の普及啓発活動に活用する。</p>	<p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が期待できる事例については詳しいヒヤリング調査を行う。</p>	<p>重点的な支援を受けた中小企業等を中心に、フォローアップ調査及びヒヤリング調査等を平成29年度第4四半期から開始し、事業成長上の効果(例えば、国内売上額の増加、海外売上額の増加、または設備投資額の増加等)が認められた事例として計28社の事例を抽出した。抽出した事例の概要は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1448 768 2264 1409"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>具体的な効果</th> <th>会社数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">事業拡大</td> <td>事業拡大、従業員規模拡大</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>売り上げ増、利益拡大</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>新規事業化</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>売上増、新工場設備投資</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>共同開発、上市、売上・販路拡大開始</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>量産化のための製造委託、特許実施許諾契約</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>ブランド戦略に伴う販売促進活動</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>大手取引</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>計28社</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">海外展開</td> <td>売り上げ増</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>増産のため新工場建設と雇用創出</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>合弁会社設立、フランチャイズ事業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>大手からの引き合い</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>米国現地法人との大型取引締結、利益の向上</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>ライセンス契約、海外出店</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>商品化、新工場稼働、担当者増員</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>大手企業と特許権実施許諾契約締結</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>中国圏へ販売展開</td> <td>1社</td> </tr> </tbody> </table> <p>② フォローアップ調査とヒヤリング調査の結果から抽出した事例のうち、企業等の理解が得られる事例を事例集として平成29年度末までに取りまとめることとしていたが、企業との調整をすべて終えることはできなかったため、調整の終わった一部だけを公開した。平成30年度の上半期に普及啓発活動での利活用を進める予定。</p>	分類	具体的な効果	会社数	事業拡大	事業拡大、従業員規模拡大	5社	売り上げ増、利益拡大	3社	新規事業化	2社	売上増、新工場設備投資	1社	共同開発、上市、売上・販路拡大開始	1社	量産化のための製造委託、特許実施許諾契約	1社	ブランド戦略に伴う販売促進活動	1社	大手取引	1社	計28社		海外展開	売り上げ増	5社	増産のため新工場建設と雇用創出	1社	合弁会社設立、フランチャイズ事業	1社	大手からの引き合い	1社	米国現地法人との大型取引締結、利益の向上	1社	ライセンス契約、海外出店	1社	商品化、新工場稼働、担当者増員	1社	大手企業と特許権実施許諾契約締結	1社	中国圏へ販売展開	1社	<p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> <p>② フォローアップ調査の結果から抽出した事例のうち、企業等の理解が得られる事例については、年度末までに事例集として取りまとめることとしていたが、企業との調整をすべて終えることはできなかったため、調整の終わった一部だけを公開した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
分類	具体的な効果	会社数																																													
事業拡大	事業拡大、従業員規模拡大	5社																																													
	売り上げ増、利益拡大	3社																																													
	新規事業化	2社																																													
	売上増、新工場設備投資	1社																																													
	共同開発、上市、売上・販路拡大開始	1社																																													
	量産化のための製造委託、特許実施許諾契約	1社																																													
	ブランド戦略に伴う販売促進活動	1社																																													
	大手取引	1社																																													
	計28社																																														
海外展開	売り上げ増	5社																																													
	増産のため新工場建設と雇用創出	1社																																													
	合弁会社設立、フランチャイズ事業	1社																																													
	大手からの引き合い	1社																																													
	米国現地法人との大型取引締結、利益の向上	1社																																													
	ライセンス契約、海外出店	1社																																													
	商品化、新工場稼働、担当者増員	1社																																													
	大手企業と特許権実施許諾契約締結	1社																																													
	中国圏へ販売展開	1社																																													
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げている取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組として、下記の取組が挙げられる。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1829 2264 1894"> <tr> <td>目標達成に貢献した特筆すべき取組</td> </tr> <tr> <td>1. 平成28年度から重点的な支援を開始し、平成29年度には重点的な支</td> </tr> </table>	目標達成に貢献した特筆すべき取組	1. 平成28年度から重点的な支援を開始し、平成29年度には重点的な支																																									
目標達成に貢献した特筆すべき取組																																															
1. 平成28年度から重点的な支援を開始し、平成29年度には重点的な支																																															

			<ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>援を拡大した。</p> <p>2. この取組により、平成29年度のフォローアップ調査で事業成長上の効果が28件(28年度は1件)となり中期目標を2年前倒しで上回るアウトカムが生み出された。</p> <p>3. なお、上記28件の事例の中には、売り上げが支援前と比較して三倍増となったものや、海外展開が実現し増産のため新工場の稼働による雇用の創出などといった顕著な成果につながったものも含まれている。</p>																						
B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援	B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援	B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援																								
<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p> <p>研究開発プロジェクトの成果が産業化につながるよう、研究開発の早い段階から産業化の出口を見据えた知的財産の管理・権利化等を実現する知的財産戦略を構築・展開するため、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を研究開発機関等に派遣する。</p>	<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p> <p>① 公的資金が投入される大型の産学官研究開発プロジェクトに知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、知財戦略策定等を支援する。</p> <p>② 知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを置き、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先プロジェクトへ訪問することによって、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望を聞き取り、知財PDの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p> <p>① 大型の公的資金が投入される産学官研究開発プロジェクトを対象として実施する公募を経て、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)で採択とされたプロジェクトに対し、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣(原則3年間)し、当該プロジェクトから生まれる成果を社会実装する上で重要となる知財戦略の策定と知財戦略に基づく具体活動等の支援を行ったか。</p> <p>(2) 統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知的財産プロデューサーが提出する月次活動報告を通じて活動状況を把握するとともに、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、知財PDの活動改善のための指導・助言を行ったか。</p>	<p><評価の視点></p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p>	<p><主要な業務実績></p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p> <p>① 国等の大型研究開発資金が投入されている研究開発プロジェクトに対し、知財PDを派遣し、研究開発段階から事業化を見据えた知的財産の戦略的な権利化と活用シナリオの策定等の支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財PDの派遣は、事業推進委員会の審査を経て行い、平成29年度は、過年度に派遣決定したものも含めて、計39件となり、平成29年度計画に掲げた目標値30件に対し130%の実績となった。知財PDを派遣したプロジェクト及び知財PDの支援活動は下記のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R&D 資金提供機関</th> <th>国等の研究開発プログラムの名称</th> <th>知財PD派遣機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>JST</td> <td>戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>NEDO</td> <td>次世代人工知能・ロボット中核技術開発等</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>AMED</td> <td>医工連携事業化推進事業等</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>経産省、文科省等の各種プログラム</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計39件</td> </tr> </tbody> </table> <p>知財PDの主要な支援活動項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業展開領域、事業化シナリオに対応した知財調査に係る支援 研究開発の対象分野の特許マップ作成に係る支援 研究開発成果の出願戦略の策定に係る支援 研究内容の把握と知財化可能な成果の掘り起こしに係る支援 発明者の発明内容の把握と機関による承継手続き等に関する支援 知的財産の活用(ライセンスを含む)に係る活動の支援 その他、研究開発リーダーの要請に基づく知財戦略に係る支援 <p>② 情報・研修館に常駐する統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)</p>	R&D 資金提供機関	国等の研究開発プログラムの名称	知財PD派遣機関数	内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	4件	JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	16件	NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	7件	AMED	医工連携事業化推進事業等	8件	その他	経産省、文科省等の各種プログラム	4件			計39件	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援></p> <p>(1) 研究開発プロジェクトに対する知財PD派遣事業において、平成29年度計画で掲げた取組を全て確実に実施し、派遣先の数は39となり、目標値(30)に対し、130%の実績であった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 知財PDの派遣効果を高めるため、統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDの派遣先での活動を定期的にモニタリングするとともに、派遣先に計画を上回る38回訪問し、派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、知財PDの活動改善のための指導・助言等を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトリーダー等を対象にアンケート調査を実施し</p>
R&D 資金提供機関	国等の研究開発プログラムの名称	知財PD派遣機関数																								
内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	4件																								
JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	16件																								
NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	7件																								
AMED	医工連携事業化推進事業等	8件																								
その他	経産省、文科省等の各種プログラム	4件																								
		計39件																								

<p>④ 知財PDの派遣支援を終了したプロジェクトのうち、有望な成果が生まれそうなものに対しては、フォローアップ支援を行う。</p>	<p>を通じてその活動状況を把握するとともに、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、必要に応じ知財PDの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財PDの活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定する。</p> <p>④ 知財PDの派遣(原則3年間)が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトに対しては、事業推進委員会における審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行う。</p> <p>⑤ 研究の初期段階から研究成果の活用を見据えた知財戦略の重要性に関する理解の増進を図るため、プロジェクトにおける事業化を見据えた知財支援活動の状況(例えば、事業化を見据えた適切な権利化状況、知財ポートフォリオの形成状況、事業化に適した適切な知財管理の確立状況、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ)の製作等の状況、新事業の立ち上げ状況等を第3四半期末までに把握し、第4四半期末までに成果事例として</p>	<p>(3) 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施したか。</p> <p>また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財PDの活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定したか。</p> <p>(4) 知財PDの派遣が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトに対しては、事業推進委員会での審議結果を踏まえて、フォローアップ支援を行ったか。</p> <p>(5) 知財PDによる事業化を見据えた支援活動による効果(例えば、事業化を見据えた適切な権利化状況、知財ポートフォリオの形成状況、事業化に適した適切な知財管理の確立状況、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作等の状況、新事業の立ち上げ状況等)を第3四半期末までに把握し、第4四半期末までに成果事例として公開可能な候補の選定作業を進めたか。</p>	<p>DJ)という。)は、平成29年度計画に掲げた項目とスケジュールに則って、各プロジェクトを訪問して活動状況を把握し、派遣されている知財PDの活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた(29年度訪問実績:38件)。</p> <p>統括知財PDが、知財PD派遣先の活動を適切にマネジメントしたことによって派遣効果が高まり、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。</p> <div data-bbox="1454 283 2240 777" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>派遣先機関のプロジェクトリーダー等からのコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトからのベンチャー企業設立に向け、基盤となる知的財産の取り扱い等に関して、関係部門を巻き込んで課題を整理していただき、ベンチャー企業の創業を具体化するうえで大きく貢献した。 プロジェクト終了後を見据えた知財コンソーシアムについて、管理団体のあり方やコンソーシアムの知財管理ルールの方針を進めているが、当該コンソーシアムの設立に大きく貢献してもらっている。 知財戦略の調整と実行では、事業化戦略との整合性が重要であるが、プロジェクトの技術的詳細と知財戦略を熟知した知財PDの役割は大きく、今後もご支援いただきたい。 現場の研究担当メンバーが苦手な特許調査を支援してもらうことで、無駄のないプロジェクト進行、事業化への橋渡し戦略の立案に大きく寄与。さらに継続的に知財研修をしてもらうことで、メンバーの意識を高めると共に、こまめなフォローアップをしていただいた結果、特許出願が増えつつあることも高く評価。 </div> <p>③ 知財PDの支援活動について、全部で19項目にわたるアンケート票を派遣先に送り、アンケート調査を行った。その結果は下に示すとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1454 871 2240 976"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">アンケート調査結果 (概要)</td> <td>大いに役に立っている</td> <td style="text-align: right;">49%</td> </tr> <tr> <td>役に立っている</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> <tr> <td>役に立っていない</td> <td style="text-align: right;">1%</td> </tr> </table> <p>また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財PDの活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定した。</p> <p>④ 事業推進委員会において、平成28年度に作成した「フォローアップ支援ガイドライン」に基づき、具体審議を行い、平成29年3月末に派遣の終期となった5プロジェクト、平成29年9月末に派遣の終期となった1プロジェクトに対し、フォローアップ支援を開始するとともに、平成29年度末評価では2プロジェクトがさらなるフォローアップ支援の必要があるとされ、知財PDのフォローアップ派遣を決定した。</p> <p>⑤ 事業化を見据えた知財支援活動について、公開可能な内容に限って記述した「知的財産プロデューサー活動事例集」(8事例、企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれた1事例含む)(平成29年1月作成)を、平成29年度までに全ての派遣先プロジェクトリーダー、研究開発資金提供機関等に配布した。</p> <div data-bbox="1469 1522 2240 1753" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>知的財産プロデューサー活動事例集(平成29年1月作成)の内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 特許・市場調査に基づく知財戦略の策定 プロジェクト研究成果の事業化シナリオの策定 知的財産管理・活用体制の整備・強化 知的財産ポリシー・知的財産規程の整備 知的財産マインド向上・人材育成 プロジェクト終了後の管理・運用・活用に関する活動 等 </div> <p>平成29年度は、28年度の「活動事例集」の中から3事例、新たに知財PD派遣プロジェクトの中から5事例を選定し、公開可能な支援事例集(8事例(平成29年度末において、経済効果が生まれた1事例、商品等の試作、試</p>	アンケート調査結果 (概要)	大いに役に立っている	49%	役に立っている	50%	役に立っていない	1%	<p>た。</p> <p>また、派遣効果の評価、派遣の継続または中断等については、事業推進委員会において審議・決定し、評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) フォローアップ支援の要否については、事業推進委員会で「フォローアップ支援派遣ガイドライン」に基づき審議し、決定した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 平成29年度は、28年度の「活動事例集」の中から3事例、新たに知財PD派遣プロジェクトの中から5事例を選定し、公開可能な支援事例集(8事例(平成29年度末において、経済効果が生まれた1事例、商品等の施策、試作品の顧客評価段階に至った3事例を含む))として編纂した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p>
アンケート調査結果 (概要)	大いに役に立っている	49%									
	役に立っている	50%									
	役に立っていない	1%									

<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>産学連携プロジェクトに対し、特許情報の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を行う、産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を大学に派遣し、事業化等を支援する。</p>	<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>① 産学連携プロジェクトを創出し、推進する大学に産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を派遣し、事業化のための知財戦略策定又は産学連携プロジェクトの創出(知財管理体制整備等も含む)を支援する。</p>	<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>① 平成28年度から開始した本事業については、平成28年度第4四半期に実施した派遣大学における産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)の活動内容に関する派遣先選定・評価委員会(事業推進委員会の前身)での個別評価と総括的な評価の結果を踏まえ、平成29年度の第1四半期に事業推進委員会で産学連携知財ADの支援業務の改善点等を審議した上で公募要領等を改訂し、上期中に若干数の派遣先の追加公募を行う。事業推進委員会で採択される大学には産学連携知財ADを派遣する。</p>	<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>(1) 平成29年度第1四半期に、事業推進委員会において、産学連携知的財産アドバイザーの支援業務の改善点等を審議した上で公募要領等を改訂し、上期中に若干数の派遣先の追加公募を行ったか。</p>	<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>① 平成29年度は、事業推進委員会において産学連携知財ADの支援内容等の拡充・改善点について審議し、以下に示す拡充・改善点を盛り込んだ改訂公募要領等を用いて、平成29年上期中に派遣先追加公募を開始した。</p>	<p style="text-align: center;"><u>知的財産プロデューサー支援事例集(平成29年度末編纂)</u> <u>新規掲載プロジェクト</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ImPACT 超高機能構造タンパク質による素材産業革命 2. COI STREAM 『食と健康の達人』拠点 3. 磁気ナノ粒子によるセンチネルリンパ節の特定とがん転移の迅速診断法の開発 4. ACCEL 元素間融合を基軸とする物質開発と応用展開 5. ALCA 次世代蓄電池研究加速プロジェクト 	<p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p>	<p>(1) 中期計画で掲げる取組を確実に実施しつつ、平成29年度計画に掲げた産学連携知財ADの支援内容の改善を進めたいうえで、派遣先の追加公募を上期中に開始し、1大学を選定し、追加支援を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>
			<p>② 産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザーを置き、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先大学へ訪問することによって、産学連携知財ADの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望を聞き取り、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行う。</p>		<p>② 産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財AD」という。)は、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、産学連携知財ADの活動に関する派遣先の評価や要望を聞き取り、必要に</p>		<p>(2) 統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財AD」という。)は、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じて活動状況を把握するとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、派遣先の評価や要望を聞き取り、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行ったか。</p>	<p>支援内容等の拡充・改善点の主なポイント、種別「プロジェクト支援型」と種別「プロジェクト形成型」の支援メニューは、それぞれ以下のとおり。</p>	<p style="text-align: center;"><u>支援内容等の拡充・改善点の主なポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの知的財産マネジメントに関する支援に加え、大学のパートナー企業における事業化プランの実現に役立つ支援も拡充 ➢ 大学とパートナー企業の間軸足を置き、大学知財スタッフとの連携を強めつつ、事業化出口を目指す産学連携支援活動を推進 		<p>(2) 産学連携知財ADの派遣効果を高めるため、統括産学連携知財ADが産学連携知財ADの活動を定期的にモニタリングするとともに、全ての派遣先大学の関係者へのヒヤリング等を行い、それらを踏まえて、適宜、産学連携知財ADに対する指導や助言を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>③ 複数年にわたって産学連携知財ADを派遣している派遣先大学の責任者等を対象に、産学連携知財ADの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。</p>		<p>③ 平成29年度第4四半期に事業推進委員会を開催し、事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財ADの活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図ったか。また、事業推進委員会の</p>		<p style="text-align: center;"><u>拡充・改善後の種別「プロジェクト支援型」における支援メニューの例</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すでに産学の連携関係が形成されつつあるプロジェクトにおける大学・企業間のコンフリクトの整理・解消、共同研究契約の締結に向けた支援 2. 事業化を目指す産学連携プロジェクトの推進基盤の構築 3. 産学で共有すべき事業化構想やビジネスプランに関する支援 4. 産学協働プロジェクトから生まれる知的財産の権利化、ポートフォリオ形成、PCT出願、技術ノウハウの管理等に係る支援 5. 大学から企業への知財権及び関連する技術ノウハウ等のライセンス契約に関する支援 6. 顧客候補セグメントの絞り込み、さらには具体顧客候補への打診等の段階での情報開示レベルのあり方や秘密保持契約等に関する支援 7. 商品プロトタイプの前段階での特許クリアランスに関する調査 8. マーケティング段階での知財権の確保、技術ノウハウ等の秘密情報の適切な管理等に関する支援 		<p>(3) 産学連携知財ADの活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図った。また、事業推進委員会において、派遣効果の評価が行われ、審議の結果、全ての派遣先の継続が妥当と判断されている。</p>			
			<p>④ 産学連携知財ADの派遣</p>									

	<p>支援を終了した派遣先大学のうち、有望な成果が生まれそうなプロジェクトに対しては、フォローアップ支援を行う。</p>	<p>応じて産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③平成29年度の第4四半期に事業推進委員会を開催し、事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財ADの活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図る。また、事業推進委員会の評価によって今後の支援活動の効果が期待できないと判断された案件については、派遣中断または産学連携知財ADの交代等の措置をとる。</p> <p>④複数年にわたって産学連携知財ADを大学に派遣したものは、派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査を実施し、産学連携知財ADの活動内容に対する要望等を収集し、推進委員会での報告と審議を経て、改善措置等を講じる。</p>	<p>評価によって今後の支援活動の効果が期待できないと判断された案件については、派遣中断または産学連携知財ADの交代等の措置をとったか。</p> <p>(4)複数年にわたって産学連携知財ADを大学に派遣したものは、派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査を実施し、産学連携知財ADの活動内容に対する要望等を収集し、推進委員会での報告と審議を経て、改善措置等を講じたか。</p>	<p style="text-align: center;">契約の締結に向けた支援</p> <p>派遣先大学からの要望等の聴取結果も踏まえ、一定の要件を満たす派遣先大学に対しては、支援終了後も1年間の追加支援ができる仕組みを事業推進委員会での審議を経て決定した。その要件は下記のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">追加派遣(1年間)の要件</p> <p>(ア)製造及び販売に係るパートナー企業が確保され、ビジネスモデルが明確であること (イ)商品プロトタイプのベースとなる試作品の製作を進めていること (ウ)追加支援開始後1年終了時点において顧客候補の評価を得るレベルに達する可能性が高いといえる状況にあること A) 試作品の大幅な設計変更の可能性の有無(1年超の対応の要否) B) 顧客セグメントの的確な把握の有無 C) 市場規模算定根拠情報の有無</p> </div> <p>② 情報・研修館に常駐する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財AD」という。)は、各大学に派遣された産学連携知的財産アドバイザーの活動内容等を毎月定期的にモニタリングするとともに、第2四半期末までに全ての派遣先大学を訪問して支援活動の状況を把握したうえで、適切な指導や助言を行った。</p> <p>統括産学連携知財ADが、産学連携知財ADの派遣先大学での活動を適切にマネジメントしたことによって派遣効果が高まり、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">派遣先大学からのコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係企業と調整しながらビジネスモデルプランニングの策定とその実施について支援頂き、特に、侵害調査結果の分析をしつつ今後の周辺技術開発にもなうリスク対応を事前に関係企業間と情報共有できた点は今後の国内外での事業展開を進展させるうえで重要な機会となった。 • 学会発表時の市場評価から得られた改善点等を基にした改良案検討に参加してもらい、ビジネス上の効果を鑑みた、販売方針の決定等に貢献して頂いた。 • 会社訪問を含め連携企業から直接ヒヤリング等の対応をして頂き、連携企業からも感謝の言葉もあり、大変有益な活動を行って頂いていると考える。 • 試作品作製企業との実施許諾契約交渉についても継続的な支援を受け、当該企業との実施許諾契約締結に向けた検討を進めることができた。 • 特許調査を実施して頂き、ライセンスによる事業化や製品改良が安心して行えるようになった。今後の周辺特許の出願可能性の検討も担って頂いており、きめ細かい対応を頂いています。 </div> <p>③ 事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財ADの活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、平成30年度以降の支援活動の改善を図った。</p> <p>事業推進委員会において、産学連携知財ADの追加支援の可否について評価を実施し、全ての派遣先大学に対し、派遣継続が妥当と判断されたため、平成30年度も派遣を継続することとなった。</p> <p>④ 複数年にわたって産学連携知財ADを派遣している大学に対し、産学連携知財ADの支援活動について、全10項目にわたるアンケート票を送り、アンケート調査を行った。その結果は下に示すとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">アンケート調査結果</td> <td style="width: 30%;">大いに役に立っている</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">34%</td> </tr> </table>	アンケート調査結果	大いに役に立っている	34%	<p>(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4)派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査の結果、大いに役に立っている又は役に立っているとの評価が93%であった。(主要な業務実績の項番④に記載)</p>	
アンケート調査結果	大いに役に立っている	34%							

(概要)	役に立っている	59%
	役に立っていない	7%

＜知的財産プロデューサー等に対する研修の充実＞

① 知財PD及び産学連携知財AD(以下「知財PD等」という。)の能力向上を目的とし、外部有識者や専門家による講演と質疑応答から構成される研修会(研修テーマは、研究開発戦略、知的財産戦略及び事業戦略等に関するもの)を年4回(対目標値200%)開催し、知財PD等による支援の質の向上を図った。

平成29年度に実施した研修講義タイトル
<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントと情報セキュリティについて ・ベンチャー・キャピタルからみた知的財産事業化の課題について ・ビックデータの法務課題と対応の方向性 ・ライフサイエンス分野の研究開発動向 ・ビジネスモデルから知財を語る～事業開発の罅に陥らないために ・事業プロデューサーの活動について 等

② 知財PD等の支援の質を向上するため、「知財PD等連絡会議」を年4回開催し、各知財PD等が担当するプロジェクトの支援活動の概要、特筆すべき取組、現場における課題等を基に討議を行い、支援内容の質を向上する取組を実施した。研修では、グループ討議による実効性の高い研修とするなど、研修効果の向上に留意した。

＜有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント＞

① 知財PD等の派遣先の選定は、外部有識者委員から構成される事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定した。

② 知財PD等の派遣効果の評価、支援継続の可否判断も、事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定した。

③ 事業推進委員会による知財PDの活動評価は、通常派遣(3年間)の終了間近なプロジェクト(9プロジェクト)での知財PDの活動及び取組内容の評価を中心に実施した。その結果、下記のように、全件が「活動・取組が順調に進捗している」「おおむね順調に進捗している」と評価され、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値70%以上を大きく越える結果となった。

＜知的財産プロデューサー等に対する研修の充実＞

(1)知財PD等の能力向上を目的とした研修を年度計画の数値目標(2回以上)を大きく上回る4回開催した。(主要な業務実績の項番①、②に記載)

＜有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント＞

(1)事業推進委員会において支援活動の評価を実施し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が知財PD派遣事業及び産学連携知財AD派遣事業について100%、といずれも年度計画の数値目標70%以上)を大きく上回る評価が

遺継続の可否判断等を行う。

③知財PD派遣事業では、事業推進委員会において知財PDの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。特に複数年の派遣支援を続けたプロジェクトにおける知財PDの活動評価においては、支援によって生まれた具体成果や波及効果等に関するファクトデータに基づいた評価を行う。このため、知財PDの支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財PD等が中心となって着実に実施する。

④平成28年度から開始された産学連携知財AD派遣事業では、事業推進委員会において産学連携知財ADの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とし、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財AD等が中心となって実施する。

(3)知財PD派遣事業では、事業推進委員会において知財PDの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となったか。特に複数年の派遣支援を続けたプロジェクトにおける知財PDの活動評価においては、支援によって生まれた具体成果や波及効果等に関するファクトデータに基づいた評価を行ったか。また、知財PDの支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財PD等が中心となって着実に実施したか。

(4)産学連携知財AD派遣事業では、事業推進委員会において産学連携知財ADの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となったか。また、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財AD等が中心となって実施したか。

事業推進委員会による評価結果

活動・取組が順調に進捗している	5プロジェクト	56%
活動・取組がおおむね順調に進捗している	4プロジェクト	44%
活動・取組の一部改善が求められる	0プロジェクト	0%
活動・取組の大幅改善または派遣中止が必要	0プロジェクト	0%

事業推進委員会における代表的な評価コメント

- 知財PDの関与により、知財活動の基盤整備が十分行なわれ、知財活動自体も活発に行なわれている状態となっている。
- プロジェクト終了後の手立てについて具体的に検討が進められている点が優れていると評価。
- 本プロジェクトは知財PDの貢献が大であり、プロジェクトの知財意識の高さもあり、優れたモデルとなり得る活動となっている。

- 研究開発の早い段階から事業化を見据えた、知財PDによる戦略的な知財支援活動で生まれた成果(アウトプット)は、以下のとおり。

知財PDの支援による直接的な成果の評価項目	実績値		
	27FY	28FY	29FY
(1)特許件数	27件	81件	82件
(2)ライセンス件数	51件	18件	40件
(3)特許出願件数	209件	241件	357件
(4)発明の掘り起こし件数	33件	64件	73件
(5)出願戦略の策定件数	44件	45件	39件
(6)その他、支援取組の件数	66件	130件	166件

(注) 知財PDを派遣している39プロジェクトの平成29年度の実績値

- 知財PDによる戦略的な知財支援活動で生まれた成果(アウトプット)を、事業化の観点から分析・評価するために定めた指標(平成27年度策定)を用いて、ファクトデータを整理したところ、以下のように、事業化に必要な特許ポートフォリオ形成が知財PD派遣によって着実に向上していることが認められた。

水準	成果(アウトプット)を分析・評価するために定めた指標	該当数		
		27FY	28FY	29FY
5	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許の出願がほぼ完了した支援プロジェクト	2件	2件	5件
4	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね70%出願された支援プロジェクト	1件	5件	3件
3	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね50%出願された支援プロジェクト	5件	3件	7件
2	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね30%出願された支援プロジェクト	2件	8件	6件
1	事業化シナリオの実施に必要とされる特許が定められ、重要な基本特許の出願が進められ始めた支援プロジェクト	8件	10件	5件

- 知財PDによる戦略的な知財支援活動による効果を、事業化(アウトカム)に至るプロセスの到達段階を分析・評価するために定めた指標(平成27年度策定)を用いて、ファクトデータを整理したところ、以下に示すように、水準5の件数が3件増えるとともに、水準4の件数も増えており、事業化(アウトカム)に向けて確実にステップアップしていることが認められた。

水準	事業化に向けた段階を分析・評価するために定めた指標	該当数	
		28FY	29FY

得られた。(主要な業務実績の項番③、④に記載)

- (2)知財PD等の活動による効果を評価するため、「活動評価表」を作成し、統括知財PD等による内容確認を経て、事業推進委員会において定量的な検証・評価を実施した。(主要な業務実績の項番③、④に記載)

〈課題と対応〉

産学連携知財ADの支援活動内容については、平成29年度の活動内容と支援成果の評価を踏まえ改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図ることが課題となっている。

5	企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの	1件	4件
4	企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの	6件	7件
3	企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの	3件	3件
2	企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの	3件	5件
1	企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの	6件	7件

• 統括知財PDは、上記の各種指標を用いて測定した知財PDの支援活動の成果や効果を適宜モニターしながら、平成29年度計画に掲げた項目とスケジュールに則って、各プロジェクトを訪問して実際の活動状況を把握し、知財PDの活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた。

④ 事業推進委員会による産学連携知財ADの支援活動に関する評価の結果は以下のとおりであり、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値70%以上を大きく越える結果となった。

事業推進委員会による評価結果		
活動・取組が順調に進捗している	4大学	100%
活動・取組がおおむね順調に進捗している	0大学	0%
活動・取組の一部改善が求められる	0大学	0%
活動・取組の大幅改善または派遣中止が必要	0大学	0%

事業推進委員会の有識者委員からの代表的な評価コメント

- 産学連携知財AD派遣事業の目指すところ、支援手法が拡大したことにより、産学連携プロジェクトの目的や開発スケジュール等が明確となり、プロジェクトとしての成果が順調に出ていると判断する。
- 知財の権利化支援、企業と大学間、企業間等の契約締結に関する支援など、産学連携知財ADとして適切な活動をしており、評価できる
- 産学連携知財ADの支援により、大学の自己負担により行われたPCT出願、JST支援によるPCTの米国移行の実現など、グローバルな視点で行った支援も効果的である。
- 平成29年度から導入したビジネスモデル・キャンパスの利活用が極めて効果的で、その活用の仕方もよく、事業化が加速される効果が大きかった。
- ビジネスモデル・キャンパスを使った事業プランの可視化と産学での事業化シナリオの共有、さらにはビジネスモデル・キャンパスの記載内容が時間経過とともに具体的となることで、中小事業者や大学研究者の事業化マインドが高まるなど、事業化を見据えた戦略的な知財活用支援が行われている。
- 統括産学連携知財ADの指導・助言の効果も大きく、産学連携知財ADの支援活動のレベル向上、大学の前向きな対応等に結びついている。

• 産学連携知財AD派遣事業についても、事業化(アウトカム)に至るプロセスの到達段階を分析・評価するために定めた指標(平成27年度策定)を用いて、ファクトデータを整理したところ、以下のように水準5の件数が2件生まれた。

水準	事業化に向けた段階を分析・評価するために定めた指標	該当数	
		28FY	29FY
5	企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの	2件	2件
4	企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの	5件	8件
3	企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの	2件	5件
2	企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの	3件	3件

				<table border="1" data-bbox="1448 90 2249 157"> <tr> <td data-bbox="1448 90 1537 157">1</td> <td data-bbox="1537 90 2071 157">企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの</td> <td data-bbox="2071 90 2160 157">5件</td> <td data-bbox="2160 90 2249 157">2件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 統括産学連携知財ADは、各大学に派遣された産学連携知財ADの活動内容を毎月定期的にモニタリングするとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、平成29年度計画に掲げられた項目とスケジュールに則って適切なマネジメント及び助言指導等を行った。 <p>統括産学連携知財ADは、産学連携知財ADの支援活動の質の向上、支援活動の評価項目の見直し等の検討を行うワーキンググループを設置し、同ワーキンググループ(計9回開催)において、産学連携知財ADの支援活動の把握、共通課題の抽出等を行い、討議を進めることで支援内容の質の向上、平準化等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目であるため、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の目標値と平成29年度末までの実績値から到達点と今後の達成可能性等を、以下のとおり検討した。 <table border="1" data-bbox="1448 674 2249 1094"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)には、「第四期中期目標期間の期末までに、知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上とする。」とある。 平成29年度までの実績値は、知財PD派遣事業で11件、産学連携知財AD派遣事業で10件、総計では21件となった。 上記21件のうち、6件は売り上げ等の経済効果にまで至っている。 このように、平成29年度までに行った戦略的な知財支援の度重なる取組改善によって、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件以上)を2年前倒して11件上回る結果となっただけでなく、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計6件となり、戦略的な知財支援の効果は大きいことが実証された。 </td> </tr> </table>	1	企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの	5件	2件	<ul style="list-style-type: none"> 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)には、「第四期中期目標期間の期末までに、知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上とする。」とある。 平成29年度までの実績値は、知財PD派遣事業で11件、産学連携知財AD派遣事業で10件、総計では21件となった。 上記21件のうち、6件は売り上げ等の経済効果にまで至っている。 このように、平成29年度までに行った戦略的な知財支援の度重なる取組改善によって、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件以上)を2年前倒して11件上回る結果となっただけでなく、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計6件となり、戦略的な知財支援の効果は大きいことが実証された。 		
1	企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの	5件	2件								
<ul style="list-style-type: none"> 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)には、「第四期中期目標期間の期末までに、知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上とする。」とある。 平成29年度までの実績値は、知財PD派遣事業で11件、産学連携知財AD派遣事業で10件、総計では21件となった。 上記21件のうち、6件は売り上げ等の経済効果にまで至っている。 このように、平成29年度までに行った戦略的な知財支援の度重なる取組改善によって、第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件以上)を2年前倒して11件上回る結果となっただけでなく、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計6件となり、戦略的な知財支援の効果は大きいことが実証された。 											
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組として、下記の取組がある。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 知財PD派遣事業では、目標を上回る39プロジェクトを支援。 (イ) 産学連携知財AD派遣事業では、12の幹事大学とその参画大学を支援。 (ウ) 産学連携知財AD派遣事業では、従来の支援内容の拡充・改善を実施。 (エ) 知財PD派遣事業及び産学連携知財AD派遣事業の両事業に共通して、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 権利化支援、ノウハウ管理、事業化での知財活用に係る支援 ➢ 成果(アウトプット)の可視化と活用 ➢ 効果(アウトカム)の可視化と活用 ➢ 分析・評価のために定めた各種指標を使ったマネジメント等を実施。 (オ) 統括知財PD、統括産学連携知財ADによる指導・助言。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組としては、以下の取組がある <ul style="list-style-type: none"> (ア) 産学連携知財AD派遣事業の事業化出口を見据えた支援を一層強化するため、ビジネスプラン・キャンパス等によって可視化される事業化プランと整合性のある戦略的な知財支援を実施。 (イ) その他、研究開発資金提供機関との協力等 <table border="1" data-bbox="1448 1843 2249 1904"> <tr> <td> <p>項番①、②に記載した取組の効果</p> <p>1. 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件)</p> </td> </tr> </table>	<p>項番①、②に記載した取組の効果</p> <p>1. 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件)</p>						
<p>項番①、②に記載した取組の効果</p> <p>1. 第四期中期目標に掲げられた効果指標(アウトプット)の目標値(10件)</p>											

				<p>以上)を2年前倒しで11件上回る21件が生まれた。</p> <p>2. そのうち、6件については企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれた。</p>		
C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用	C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用	C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用				
<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムを開発し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を行う。本システムの開発に際しては、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限とするよう、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入する。</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>① 営業秘密として管理されている電子文書に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプ・トークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステムを、平成28年度末までに開発し、利用者へのサービスを開始する。</p> <p>② 本システムの開発に際しては、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にする。</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>① 営業秘密として管理されている電子文書等に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプトークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じてタイムスタンプトークン預入証明書を発給するシステム(平成28年度末から運用開始)の運用開始後に寄せられる利用者からの運用改善やシステムの機能改善等に関する要望については、真に必要性が高いと認められる要望を選別し、運用改善や次年度以降のシステムの一部改造に反映する。</p> <p>② 本システムによる利用者サービスを安定的に提供するため、運用開始後も情報セキュリティの専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、対象となるソフトウェアの改修等が必要な場合は迅速に措置を講じる。</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	<p><評価の視点></p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>(1) 営業秘密タイムスタンプ保管システムの利用者からの運用改善やシステムの機能改善等に関する要望について、真に必要性が高いと認められる要望を選別し、運用改善や次年度以降のシステムの一部改造に反映したか。</p> <p>(2) システム運用開始後も情報セキュリティの専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、対象となるソフトウェアの改修等が必要な場合は迅速に措置を講じたか。</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	<p><主要な業務実績></p> <p><システムの開発・整備・運用></p> <p>① 営業秘密タイムスタンプ保管システムに対する改善要望については、ヘルプデスクへの問い合わせ及び関連セミナー、ユーザーヒアリング等を通じて情報の収集・蓄積を行っている。要望を選別した結果、真に必要性が高いと認められるものは見当たらなかった。</p> <p>② 営業秘密のタイムスタンプ保管システムにおいては、システムに関するインシデント情報についてベンダーとの契約に基づき常に監視を行い、脆弱性が発見された際は重要度に応じて速やかに措置を講じたこととした。なお、平成29年度はソフトウェアの改修等が必要な事態は起こらなかった。</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>(1) 営業秘密タイムスタンプ保管サービスを着実に実施しつつ、さらなる改善に向け、改善要望について情報収集、要望の選別を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) セキュリティ情報を常にチェックし、脆弱性が発見された際は重要度に応じて速やかに措置を講じているが、平成29年度はソフトウェアの改修等が必要な事態は起こらなかった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p>	

<p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃を監視し、攻撃によるシステムの障害発生を最小化する。企業等で営業秘密の管理に従事する者に本システムの周知活動を行い、その利用促進を図る。</p>	<p>① タイムスタンプ保管システムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、タイムスタンプ保管システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>③ 企業等の営業秘密管理者に対する広報を展開することにより、タイムスタンプ保管システムの利用促進を図る。</p>	<p>① タイムスタンプ保管システムは、タイムスタンプトークンの紛失や改ざんを防止し、長期間にわたって安定的にタイムスタンプ情報を保管することが必要であることから、サービス中断やデータ改ざんの恐れがあるインシデントに備える必要がある。そのため、システムの稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントに対しては適切に対応することとする。</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を構築するとともに、サイバー攻撃を検知したときは、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じることとする。</p> <p>③ タイムスタンプ保管システムの利用者拡大を図るため、さまざまな情報媒体を活用して企業等に対する周知活動を展開する。</p>	<p>(1) タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築したか。</p> <p>(2) 情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができる体制を構築するとともに、タイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃が生じたときに、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じる体制を構築したか。</p> <p>(3) タイムスタンプ保管システムの利用者拡大を図るため、さまざまな情報媒体を活用して企業等に対する周知活動を展開したか。</p>	<p>① 営業秘密のタイムスタンプ保管システムにおいては、システムを管理・運用する事業者との契約にもとづき、稼働状況とアクセス状況の監視を常に行い、インシデント発生時の対応については障害管理マニュアルに基づき体制が構築されている。また、運用の段階で発見された課題については障害管理マニュアルの改訂を行うことで対応を行った。平成29年9月に発生した短時間のサービス一時停止の際には、障害管理マニュアルに基づき速やかに情報共有、ユーザーへの周知を行い、ユーザーの混乱を回避した。</p> <p>② タイムスタンプ保管システムにおいては、独立行政法人情報処理推進機構等の専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を整えている。また、サイバー攻撃等の不正アクセスの有無を監視し、毎週、理事長、理事(CIO)、情報統括監に報告している。</p> <p>③ タイムスタンプ保管システムの利用者の拡大を図るべく、以下の取組を実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">利用者の拡大のための取組</p> <p>ア. INPIT 主催タイムスタンプセミナーを3回実施(東京、大阪、福岡)。他に営業秘密・知財戦略セミナーにおける事業説明、及び関係機関、業界団体等が主催するセミナー講師として事業説明を実施(6回)。</p> <p>イ. タイムスタンプ及びタイムスタンプ保管サービスの活用事例収集及び事業周知のための企業ヒヤリングを実施(6社)。</p> <p>ウ. 同サービスのチラシ・簡易マニュアルを作成、企業6,000社以上にDM送付(4月)。</p> <p>エ. 同サービスのパンフレットを作成、タイムスタンプ事業者等を通じて配布(8月)。</p> </div> <p>これらの取組により、下期の預入トークン数の伸び率は上期の伸び率の2倍以上になった。</p>	<p>(1) タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等のインシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築し、運用の段階で発見された課題については障害管理マニュアルの改訂を行うことで対応を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を整えている。タイムスタンプ保管システムに対する不正アクセスの有無を常時監視し、毎週、情報・研修館の役員等にも報告している。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 第3四半期からタイムスタンプ保管システムに関する各種広報を順次拡大し、企業等に対する周知活動を展開して、タイムスタンプ保管システム利用促進を図り、預入トークン数の伸び率が2倍以上となった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		

<p>(2)知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>利用者の意見等も踏まえ、開放特許情報データベースシステムの検索機能等のユーザーインターフェースを平成28年度末までに改善し、利用者の利便性を向上させるとともに利用促進に向けた周知活動を強化する。リサーチツール特許データベースシステムに関しては、予算の制約も勘案し、必要最低限の改善を行う。両システムに対するサイバー攻撃を監視し、安定的なシステム運用を行う。</p>	<p>(2)知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>①平成28年度末までに開放特許情報データベースシステムのユーザーインターフェースを改善し、利用者の利便性を向上する。</p> <p>②リサーチツール特許データベースシステムに関しては、必要最低限の改善を行う。</p> <p>③開放特許情報データベースシステム等に対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>④独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、開放特許情報データベースシステムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>⑤知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を強化する。</p>	<p>(2)知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>①平成28年度末からサービス提供を開始した開放特許情報データベースの新システムについては、新システムの特徴と利用者メリットを記載した資料等を広範に配付し、新システムを利用する者の拡大を図る。</p> <p>②開放特許情報データベースと同時にサービス提供を開始したリサーチツール特許データベースの新システムは、必要最低限の刷新に留めたものの、利用者のユーザビリティは改善されたことを踏まえ、利用者の拡大を目的とした広報を進めることとする。</p> <p>③開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースの新システムのアクセスログを適宜分析するとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、重大なインシデントに対しては適切に対応する。</p> <p>④開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースによる利用者サービスを安定的に提供するため、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、ソフトウェアの改造等が必要とされた場合は迅速に改造等の措置を講じる。</p>	<p><評価の視点></p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>(1)開放特許情報データベースシステムの特徴と利用者メリットを記載した資料等を広範に配付し、新システムを利用する者の拡大を図ったか。</p> <p>(2)リサーチツール特許データベースシステムについても利用者拡大を目的とした広報を進めたか。</p> <p>(3)開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースの新システムのアクセスログを適宜分析するとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、重大なインシデントに対しては適切に対応したか。</p> <p>(4)開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースについては、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、ソフトウェアの改造等が必要とされた場合は迅速に改造等の措置を講じたか。</p> <p>(5)開放特許情報データベースについては、中小企業向けの利用促進パンフレット等を作成して47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に配布する等、利活用促進の取組を進めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>①開放特許情報データベースシステムの利用促進のため、平成29年度は、知財総合支援窓口を通じた広報に他に、イベントへの出展(3件)、企業等訪問(約109者)による利用促進、本データベースの広報用資料(利用促進パンフレット)を関係者に約30,000部配布した。</p> <p>②リサーチツール特許データベースについても、開放特許情報データベースと同様の広報、イベント出展、企業等訪問による利用促進、広報用資料の配布(約30,000部)等を行った。</p> <p>③開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースのアクセスログの分析及び不正アクセスの監視については、システムを管理運用する事業者により、24時間体制で実施した。不正アクセスを発見したときは送信元を解析し、その都度、アクセス制限をかけている。不正アクセス記録の報告は定期的に受けており、平成29年度においては、問題となる重大な不正アクセスは検知されなかった。</p> <p>④開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースについては、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を、システムを管理運用する事業者が常時チェックさせ、ソフトウェアの改造等が必要となった場合に事業者が迅速に対応措置を実施できるよう、指揮命令系統を明確にした。</p> <p>⑤平成29年第4四半期に、開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースのユーザビリティ向上(IPC分類による検索機能の追加等)を行ったため、ユーザビリティの向上項目も掲載した広報用資料を作成し、47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に対して約30,000部配布し、利用促進を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><開放特許情報データベースシステム等の整備と運用></p> <p>(1)平成29年度に刷新した開放特許情報データベースシステムの利用促進のための広報を多面的に行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)リサーチツール特許データベースについても利用促進のための広報を多面的に行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムについては、アクセスログの分析及び不正アクセスの有無を24時間体制での監視することとしている。平成29年度を通じ、問題となる重大な不正アクセスは検知されなかった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4)システムを管理運用する事業者が専門機関からの脆弱性に係る情報を常時チェックさせ、ソフトウェアの改造等が必要となった場合に事業者が迅速に対応措置を実施できるよう、指揮命令系統を明確にした。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5)開放特許情報データベースの改造リリースにあわせて2種類の普及・広報用資料を作成し、47都道府県の知財総合支援窓口等に配布するなど、周知活動を行った。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p>
--	--	--	--	--	---

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

開放特許情報データベースへの新規登録件数及びアクセス回数を増加させ、開放特許のライセンス契約成立促進に取り組む。また、自治体等に所属する専門人材等を対象に、開放特許の利用促進に資する研修等を実施する。

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- ① 開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を強化する。
- ② 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、開放特許等の利用を促す研修を実施する。

⑤開放特許情報データベースには、我が国の大企業、大学、研究機関等が保有するライセンス可能な特許情報が収録され、中小企業等における利活用が期待されているため、中小企業向けの利用促進パンフレット等を作成して47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に配布する等、利活用促進の取組を進める。

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- ①開放特許情報データベースへの新規登録件数を増やすため、これまでに登録実績がある企業、大学、研究機関等への新規案件の登録を促す活動を引き続き行うとともに、登録実績がない企業、大学、研究機関等に対するアプローチを強化することとし、新規登録者向けの広報資料を作成・配布し、新規登録者の拡大を図る。
- ②自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施する。

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- (1)開放特許情報データベースへの新規登録件数を増やすため、これまでに登録実績がある企業、大学、研究機関等への新規案件の登録を促す活動を引き続き行うとともに、登録実績がない企業、大学、研究機関等に対するアプローチを強化することとし、新規登録者向けの広報資料を作成・配布し、新規登録者の拡大を図ったか。
- (2)自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施したか。

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- ① 開放特許情報の新規登録を促進するため、専任の登録活動員による企業訪問等、以下の取組を実施したことにより、新規登録件数が2,507件と、第三期中期目標期間の最終年度比で135%に増加した。

新規登録を促進する取組	
• 企業、大学への訪問:	平成29年度は約109者に働きかけ
• 各種啓発・広報活動:	平成29年度の資料配布は約30,000部

これは、平成29年度計画に掲げた目標値に対し128%の達成度であり、また、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)をも上回るものである。

- ② 自治体等に所属する特許流通コーディネーターを対象に、研修会を下記のとおり開催した。

〔開催日〕	平成30年2月22日(木)～2月23日(金)
〔参加者〕	38名
〔内容〕	(1)開放特許情報データベースと自治体コーディネーターの連携について (2)開放特許情報データベースの2次リリースについて (3)自治体等での知財活用の取り組み事例の紹介 (4)自治体CD・自治体担当者に期待される役割について (5)開放特許を活用した中小企業の新ビジネス創生 (6)地方創生のための事業プロデューサー派遣における取組みについて (7)グループ討議

研修会参加者へのアンケート調査結果は下記のとおり。

アンケート調査結果の概要	とても参考になった:	54%
	やや参考になった:	39%
	あまり参考にならなかった:	7%
代表的な意見	<ul style="list-style-type: none"> • 実施例が多数紹介され、非常に良かった。情報交換の場をもっと増やせば良いと思う。 • 金融機関を軸とした産業振興モデルと 	

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- (1)専任の登録活動員による企業訪問等の活動範囲を拡大することによって、新規登録件数の拡大を図り、第三期中期目標期間の最終年度比で135%にまで増加した。これは、平成29年度計画に掲げた目標値に対し128%の達成度であり、また、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)をも上回るものである。(主要な業務実績の項番①に記載)

- (2)自治体等に所属する自治体特許流通コーディネーターを対象とする研修会を開催した。(開放特許情報データベースの新機能の紹介、活用事例の紹介等も行った)。(主要な業務実績の項番②に記載)

こうした各種取組によって、開放特許情報データベースへのアクセス件数は、299,705件となり、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、

<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>新興国等知財情報データベースを通して、新興国等の知財関連情報を提供する。また、我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため、利用者のニーズを踏まえたデータベース掲載国、掲載情報の拡充やデータベースの利便性の向上を実現するとともに、データベースの周知活動を行い、利用の促進を図る。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 新興国等の知財関連情報を提供する新興国等知財情報データベースについては、平成28年度から情報・研修館において運用等を行うこととし、利用者のニーズを踏まえて掲載国や掲載情報を充実する。</p> <p>② 同データベースの利便性を向上させるとともに、周知活動を強化する。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 平成28年10月に情報・研修館での運用を開始した新興国等知財情報データベースについては、利用者のニーズが高い最新情報を収集し、順次掲載して利用者ニーズに応えていく。</p> <p>② 新興国等知財情報データベースの利用者拡大のため、同データベースに掲載されている情報の有用性を十分に理解してもらえるよう工夫した広報資料を作成・配布し、利用者の拡大を図る。また、同データベースの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析し、ニーズが高いコンテンツを計画的かつ継続的に充実していく。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>(1) 新興国等知財情報データベースについては、利用者のニーズが高い最新情報を収集し、順次掲載して利用者ニーズに応えたか。</p> <p>(2) 新興国等知財情報データベースの利用者拡大のため、同データベースに掲載されている情報の有用性を十分に理解してもらえるよう工夫した広報資料を作成・配布し、利用者の拡大を図ったか。また、同データベースの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析し、ニーズが高いコンテンツを計画的かつ継続的に充実していったか。</p>	<p>して大変参考になった。</p> <p>③ 開放特許情報データベースへのアクセス件数は、ユーザビリティの向上、大規模な広報、新規登録件数(平成29年度実績は2,507件)の増加等によって、299,705件となり、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約114%の水準にまで伸び、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値(最終年度に120%以上)に対しても期待される水準以上の成果となった。また、対29年度目標値108%と着実に年度目標を達成した。</p> <p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 新興国等知財情報データベースの利便性を向上させるため、利用者のニーズが高い最新の情報を新たに184件掲載した。掲載情報の正確性を担保するため、掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査して作成されたコンテンツ89件について最新の情報に更新した。</p> <p>② 中小企業等の海外展開意欲が高まっているわりには、利用者にとっては簡単に得ることが困難な有用情報が収録されている新興国等知財情報データベースの利用数が必ずしも多くないことに鑑み、平成29年度は利用促進のための広報を大規模に展開した。ツイッター等のSNSを介した広報、各種ポータルサイトでの紹介、情報・研修館の主催する海外知的財産活用講座等での紹介等を行った。今後の掲載国や掲載情報を検討するため、現在登録されている情報の利用頻度分析を行い、第4四半期には掲載するコンテンツのプライオリティを定め、適宜、コンテンツの充実を図り、平成30年度の「情報収集と掲載方針に関する基本計画案」も策定した。こうした多面的な取組を実施したことにより、新興国等知財情報データベースの利用件数は28年度の実績値の153%に増加し、平成29年度計画に掲げた目標値を大幅に上回る結果(対目標値比145%)となった。</p>	<p>約114%の水準にまで伸び、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値(最終年度に120%以上)に対しても期待される水準以上の成果となった。また、対29年度目標値108%と着実に年度目標を達成した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>(1) 新興国等知財情報データベースの掲載情報充実のため、新たに184件の新情報を掲載し、掲載情報の正確性を担保するため、掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査して、計89件の情報を最新の情報に更新した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 利用促進のための広報活動を多面的に進め、周知活動を行うとともに、掲載国、掲載情報の利用頻度分析を行い、平成30年度以降のコンテンツ作成に関する基本計画案を策定した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
			<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>＜特筆すべき取組または成果＞</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、開放特許情報データベース、新興国等知財情報データベースにおいて、収録コンテンツの拡充、多面的な広報等の取組を展開したことが挙げられる。</p> <p>そうした取組の結果、開放特許情報データベースと新興国等知財情報データベースのアクセス件数が大幅に伸び、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値と比較して、開放特許情報データベースでは目標値まで残り6%残すのみの伸び、新興国等知財情報データベースではすでに目標値より33%高い伸びという成果につながった。</p> <p>また、開放特許情報データベースについて、専任の登録活動員による企業</p>	

				訪問をはじめとした新規登録促進の取り組みを精力的に行った結果、平成29年度の新規登録件数も、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約135%の水準にまで伸び、平成29年度計画に掲げた目標値に対し128%の達成度であり、また、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)をも上回った。		
D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供	D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供	D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供				
<p>(1)フォーラムの開催</p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>我が国の企業、大学、研究機関等の知財戦略・知財活動の高度化に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p>	<p>(1)フォーラムの開催</p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>① 知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p> <p>② フォーラムでは、特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえた企画を行う。</p>	<p>(1)フォーラムの開催</p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>①グローバル知財戦略フォーラム(特許庁と情報・研修館の共催)を、平成29年度の第4四半期に東京都内で開催する。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進める。</p> <p>②グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関、特許庁、情報・研修館の間で意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、政策課題と知財情勢の変化等を踏まえて、プログラム案を検討する。また、過去のアンケート結果も踏まえて参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を行うこととし、参加者が1000名以上となることを目指す。</p> <p>③地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラム(参加者300名以上)を近畿地域で第2から第3四半期の適切な時期に開催する。同フォーラムの開催時</p>	<p><評価の視点></p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>(1)グローバル知財戦略フォーラムを、平成29年度の第4四半期に東京都内で開催したか。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進めたか。</p> <p>(2)グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関、特許庁、情報・研修館の間で意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、政策課題と知財情勢の変化等を踏まえて、プログラム案を決定したか。過去のアンケート結果も踏まえて参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を行うことにより、1000名以上の参加者となったか。</p> <p>(3)地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラムを近畿地域で第2から第3四半期に開催したか。同フォーラムの開催時期や内容については、近畿</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>① 企画・運営案の作成を遅滞なく進め、平成30年1月22日、23日の2日間にわたって、特許庁と情報・研修館の共催により、グローバル知財戦略フォーラムを開催した。</p> <p>② フォーラムの企画・運営案の作成段階において、情報・研修館及び共催者である特許庁関係者間で、タスクフォースを設置してプログラム構成の骨子案を作成した後、有識者の意見を聴取しつつ、最終プログラムを決定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>グローバル知財戦略フォーラムのプログラム(概要)</u></p> <p>[テーマ] ビジネスと知財の統合的なマネジメント —変革期に求められる新たな視点を取り込んで顧客価値創造を—</p> <p>[開催日] 平成30年1月22～23日 の2日間</p> <p>[プログラム]</p> <p>第1日目</p> <p>特別講演: データが価値を生み出す時代における、ビジネス変革とそれを支える知財・データ戦略</p> <p>講演者: 上野 剛士氏 (日本アイ・ビー・エム株式会社 理事・知的財産部長)</p> <p>パネルディスカッション</p> <p>[A1]データとAIの利活用を全社で進めるために～目的別の処方箋と知財の貢献を考える～ (モデレータ: 渡部 俊也氏)</p> <p>[B1]ビジネス成長のための知的財産権と営業秘密の有効活用 (モデレータ: 高倉 成男氏)</p> <p>[A2]エコシステムとプラットフォームビジネス (モデレータ: 立本 博文氏)</p> <p>[B2]グローバルシェアトップ企業の経営戦略～ニッチマーケットで世界のトップシェアを握る～ (モデレータ: 鮫島 正洋氏)</p> <p>[A3]つながる時代の知財 (モデレータ: 林 千晶氏)</p> <p>[B3]市場を創り、市場を育てる中小企業の標準化戦略 (モデレータ: 上條 由紀子氏)</p> <p>第2日目</p> <p>特別講演: 変革のためのスタートアップ思考</p> <p>講演者: 馬田 隆明氏</p> <p>パネルディスカッション</p> <p>[A4]ライフ・医療・創薬系分野のスタートアップの挑戦的取組 (モデレータ: 森下 竜一氏)</p> <p>[B4]既存企業と海外スタートアップとの競争の課題と今後の在り方 (長谷川 博和氏)</p> </div>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>(1)企画・運営案の作成を遅滞なく進め、平成30年1月22日、23日の2日間にわたって、特許庁と情報・研修館の共催により、グローバル知財戦略フォーラムを開催し、目標を超える1,400名以上の参加者があった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関等との意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、過去のフォーラム参加者のアンケート結果等も踏まえ、プログラム企画及び当日の運営を行った。その結果、1,485名の参加者、アンケート結果での高い満足度となった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)地方創生と知的財産をテーマとした「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」を大阪で開催し、274名の参加者のアンケート結果は、グローバル知財戦略フォーラムと同じ水準の高い評価で</p>	

		<p>期や内容については、近畿地域の関係機関の希望等を聴取して検討し、地域の関心事も取り入れた内容とする。</p>	<p>地域の関係機関の希望等を聴取して検討し、地域の関心事も取り入れた内容としたか。 参加者は300名以上だったか。</p>	<p>【A5】テック・IT・その他成長分野のスタートアップと既存企業との連携 (モデレータ: 江戸川泰路氏)</p> <p>【B5】スタートアップエコシステムの好循環に資する知財マインドセット (増島 雅和氏)</p> <p>(注)フォーラム参加者は、1, 485名(1日目: 1, 022名、2日目: 463名)</p> <p>参加聴講者を対象に実施したアンケート調査では、「有意義な情報を得られた」と回答した者の割合は、2つの特別講演及び10のパネルディスカッションの計12テーマの全てにおいて80%を超え、9テーマでは90%を超えていた。参加者数だけでなく、内容面でも高い評価であった。</p> <p>③ 地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラムを、東京以外の地で初めて開催することとし、大阪で「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」を開催した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ビジネス×知財フォーラム in KANSAI のプログラム(概要)</p> <p>〔テーマ〕 新しいビジネスの流れを近畿から ～これからの“知の協創”を考える～</p> <p>〔開催日〕 平成29年10月11日</p> <p>〔プログラム〕</p> <p>特別講演: 将来を見据えた事業戦略と知財 ～ビジネスの更なる発展に向けた戦略的な知財の創造と活用～</p> <p>講演者: 山本 雅史氏 (ダイキン工業株式会社 執行役員)</p> <p>パネルディスカッション A 事業成長に役立つビジネス×知財戦略とは? ～成長する企業は何を考えているか～</p> <p>モデレータ: 久保 浩三氏</p> <p>パネルディスカッション B 新しい成長分野を切り開くスタートアップ ～既存企業等との協創と知財戦略～</p> <p>モデレータ: 山崎 寿郎氏</p> </div> <p>(注)フォーラム参加者は、274名</p> <p>なお、アンケート調査を実施したところ、グローバル知財戦略フォーラムと同じ水準の高い評価であった。</p>	<p>あった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組として、グローバル知財戦略フォーラムにおけるタスクフォースチームによる企画運営スケジュール管理がある。その概要と効果は下記のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈タスクフォースチーム1〉 情報・研修館の役員、幹部、担当職員 〈タスクフォースチーム2〉 共催機関の担当職員とタスクフォースチーム1 〈スケジュール管理の概要〉</p> <p>6～7月 ・ タスクフォースチーム1でプログラム素案を作成</p> <p>7～8月 ・ タスクフォースチーム2で、関係機関の要望も取り入れつつ、プログラム案を調整</p> <p>9～10月 ・ 特別講演者、モデレータ、パネリストの交渉と確定</p> <p>11月 ・ プログラムの確定、専用サイトで参加者募集開始</p> <p>12月 ・ パネルごとにモデレータ・パネリストの事前打ち合わせ ・ スライド等資料の提出、印刷準備</p> <p>1月 ・ グローバル知財戦略フォーラムの当日運営</p> </div> <p>上記のタスクフォースチーム1及び2を中心に、企画とスケジュール管理を的確に実施したことにより、1, 400名を越える参加者、参加聴講者からの高い</p>		

				満足度につながった。		
<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>相談窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例の中から、特に顕著な効果が認められる事例を事例集として2年毎に編集・作成し、事例集を普及して利活用を促す。</p>	<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例を普及する。</p>	<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、情報・研修館のホームページやポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図る。なお、特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらうことにより、他者への啓発と普及を一層促進する。</p>	<p><評価の視点></p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、情報・研修館のホームページやポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図ったか。 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらうことにより、他者への啓発と普及を一層促進したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 中小企業等における知財活用事例等については、平成29年度内に、情報・研修館が管理する知財ポータルサイトに250件を超える事例を掲載した。掲載した事例は、都道府県別に検索することもでき、地域の中小企業者は身近な事業者の取組を容易にアクセスできるようにしている。中小企業等での特に顕著な知財活用事例は、グローバル知財戦略フォーラムにおいても発表してもらうこととし、例えば、営業秘密管理によりビジネスを行っている事例(B1)、ニッチな業界でも知財を活用することでシェアトップを取った事例(B2)、ビジネスを行う市場の創造まで見据えた標準化戦略の事例(B3)などの発表があった。これらの顕著な成果をあげた事例の発表では、ビジネス上の効果にまで至る考え方、取組プロセスにおける工夫点等も述べてもらうことにより、実効性が高い利活用を促した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例のうち公開可能なものについてはポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図った。 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらう等により、他者への啓発と普及を一層促進した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>特になし</p>		

4. その他参考情報

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
3	知的財産関連人材の育成		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2017(H29. 5. 16知的財産戦略本部決定) ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条 ・特許法施行令第12条、第13条、第13条の2 	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(アウトカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
調査業務実施者育成研修の修了率(実績値)【中期目標、年度計画】	第四期中期目標期間中毎年 度75%以上 29年度75%	75%	78%	81%			予算額(千円)	1,041,255	1,018,362		
調査業務実施者育成研修の年間実施回数【中期計画、年度計画】	定員120人程度の研修を毎年 度4回実施	4回	4回(平均受講者数 129人)	4回(平均受講者数 133人)			決算額(千円)	904,011	917,084		
特許庁の先行技術文献調査外注件数のうち外国特許文献調査件数の占める割合【中期目標】	第四期中期目標期間の最終 年度までに第三期中期目標 期間最終年度の実績の12 0%以上	100%	105%	111%			経常費用(千円)	911,518	882,865		
特許庁職員に対する研修の実施【年度計画】	計画に記載された研修を全 件実施	達成度100%	100%	100%			経常利益(千円)	1,039,031	970,874		
特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果【年度計画】	「有意義だった」と回答する 者が92%以上	92%	98%	98%			行政サービス 実施コスト(千円)	853,038	828,391		
調査業務実施者スキルアップ研修の年間実施回数【年度計画】	毎年度1回	1回	1回	1回			従事人員数	19人	19人		
eラーニングコンテンツの開発・改訂数(実績値)【中期目標】【年度計画】	・第四期中期目標期間最終 年度の教材コンテンツ数を 第三期中期目標期間の最終 年度実績(61コンテンツ)の	・92コンテンツ 【中期目標】 ・6コンテンツ【年 度計画】	・74コンテンツ【中 期目標】 ・14コンテンツ(改 訂1、新規13)【年	・84コンテンツ【中 期目標】 ・12コンテンツ(改 訂2、新規10)【年							

	1. 5倍以上【中期目標 ・6コンテンツ以上【年度計 画】		度計画】	度計画】		
eラーニング教育コース利用者数【中期目標】	第四期中期目標期間内に6000人以上	27年度:4,642人	4,907人	5,068人		
グローバル知財人材育成用教材を用いた研修受講生数及び自己啓発用簡易教材の利用者数合計【中期目標】	第四期中期目標期間内に1500人以上	1,500人	169人(集合研修受講:126名、WebサイトからのDL:43人)	累積2,005名(集合研修受講:1,084名、WebサイトからのDL:921名)		
グローバル知財人材の育成用のケース教材開発数【年度計画】	29年度は開発目標なし	20編	20編	—		
平成28年度に開発する20編のケース教材の開発過程では、中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成に資するように効果検証研修を実施【年度計画】	29年度は効果検証研修目標なし	2回	6回	—		
パテント・コンテスト、デザイン・パテントコンテスト参加校数【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度の参加校数を、第三期中期目標期間最終年度実績の120%以上【中期目標】	102校	119校(116%)	135校(132%)		
パテント・コンテスト、デザイン・パテントコンテスト参加校数【年度計画】	27年度実績値の110%以上	102校	119校(116%)	135校(132%)		
海外の知財人材育成機関との連携・協力【中期目標】	連携セミナー回数を、第四期中期目標期間の最終年度には年間3回以上。	4回	4回	3回		
民間企業・行政機関等の人材に対する研修の開催回数【年度計画】	年間10回	10回	14回	10回		
①特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、②同[意匠]、③特許調査実践研修の年度内実施回数【年度計画】	①3回 ②1回 ③1回	①3回 ②1回 ③1回	①4回 ②1回 ③1回	①3回 ②1回 ③1回		

中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする知的財産の保護・活用能力の育成を図るための①知的財産活用研修[検索コース]、②知的財産活用研修[活用検討コース]【年度計画】	①②計2回	①②計2回	①2回 ②1回 ※加えて、28年度は産学官研修を1回実施(同計画は29年度に他研修に統合済み)	①1回 ②1回		
行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]の年度内実施回数【年度計画】	3回	3回	4回	3回		
民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修における受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者の全回答者に対する比率【年度計画】	92%以上	92%	94%	97%		
グローバル知財人材の育成教材について電子化し、一般に提供した数【年度計画】	29年度は提供数目標なし	—	34編 (ブックレット4編、 ケーススタディ集3 0編)	34編 (ブックレット4編、 ケーススタディ集3 0編)		

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数: 29年10月時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
						評価
3. 知的財産関連人材の育成 A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 情報・研修館は、特許庁の審査官及び審判官の法定研修を実施する機関、調査業務実施者の法定研修を実施する機関とされており、特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け真に必要な研修に重点化を図りつつ、研修を実施する。 情報・研修館が実施してきた民間や行政機関等の知財関連人材の育成研修においては、真に必要なものに限定し、その研修内容の改善等を図るとともに、電子化して提供が可能な教材については、eラーニングシステムへの登録、デジタルアーカイブ等への掲載により、広く利用できるようにする。新たな課題となっているグローバル知財人材の育成のためのケース教材等については、継続的に開発を行い、広く一般に活用できるようにする。	3. 知的財産関連人材の育成 A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	3. 知的財産関連人材の育成 A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 〈主な定量的指標〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) 調査業務実施者の育成研修における各年度の修了者数を修了者と未了者の総数で除した修了率 [指標] 第四期中期目標期間の全ての年度において75%以上 <u>効果指標(アウトカム)</u> (2) 特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間最終年度の実績の120%以上 〈その他の指標〉 (3) 特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 <u>成果指標(アウトプット)</u> ① 平成29年度の調査業務実施者育成研修では、研修内容の継続的な改善、研修の中間段階で、特許庁審査官からの改善を促す助言を研修生にフィードバックする等の取組を継続的に実施した結果、平成29年度の修了率は、平成28年度実績値より3ポイント上昇し、81%となった。 <u>効果指標(アウトカム)</u> ② 平成29年度は、特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績の111%となった。 ・この平成29年度の実績値は、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目として、妥当な水準と判断できる。 ③ 平成29年度特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と回答する者は98%であり、平成29年度の目標値(92%)を上回った。	〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○ 知的財産関連人材の育成の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(2) B(4) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。 A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 〈自己評価の根拠〉 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1) 調査業務実施者の育成研修における平成29年度の修了率は81%であり、前年度実績値より3ポイント上昇し、目標値75%より6ポイント高い値となり、目標を達成した。 <u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u> (2) 特許庁が登録調査機関に外注する先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対して111%であり、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目として妥当な水準であった。 〈その他の指標に対する達成の観点〉 (3) 特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と	

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	<p>[指標]「有意義だった」と回答する者が92%以上</p> <p>(4) 調査業務実施者育成研修の実施回数 [指標]年度内に4回実施</p> <p>(5) 調査業務実施者スキルアップ研修の実施回数 [指標]年度内に1回実施</p>	<p>④ 平成29年度調査業務実施者育成研修は、平成29年度計画に定めたとおり、計4回実施した。</p> <p>⑤ 平成29年度の調査業務実施者スキルアップ研修は、平成29年度計画に定めたとおり、1回実施した。</p>	<p>回答する者が98%となり、目標値(92%)を上回った。</p> <p>(4) 調査業務実施者育成研修を、平成29年度計画の目標値のとおり、着実に計4回実施した。</p> <p>(5) 調査業務実施者スキルアップ研修を、平成29年度計画の目標値のとおり、1回実施した。</p>
			<p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 知財デジタル教材の新開発、映像化したeラーニング教材の改訂と新開発による教材コンテンツ数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の教材コンテンツ数の1.5倍以上 [指標]平成29年度は6編以上</p> <p>(2) eラーニング教育コースの利用者数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに6000名以上</p> <p>(3) 「グローバル知財人材育成用教材」の利用者数(研修受講生数と自己啓発用簡易教材の利用者数の合計値) [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに累積で1500名以上</p> <p>(4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストへの参加校数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上 [指標]平成29年度は、</p>	<p>B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① eラーニング教材について、平成29年度は、改訂2編、新規10編の計12編(平成29年度計画の目標値の2倍)を改訂または新開発した。その結果、平成29年度末までに利用可能となった教材コンテンツ数は84編となり、第三期中期目標期間の最終年度のコンテンツ数(61編)の137.7%に増加した。第四期中期目標期間の最終年度の目標値が1.5倍であること、平成29年度が第四期中期目標期間(4年間)の2年度目に当たること等を勘案すると、平成29年度末時点の教材コンテンツ数は、妥当な水準を超える結果であった。</p> <p>② 平成29年度のeラーニング教育コースを利用する者は、平成29年度末で5068名であり、第三期中期目標期間の最終年度実績値4642名の109%に増加した。第四期中期目標期間の最終年度の目標値は6000名以上であるが、平成29年度作成コンテンツのリリース時期が第4四半期に集中したことも踏まえれば、最終年度の目標値を達成する土台は十分にできたものと判断する。</p> <p>③ 「グローバル知財人材育成用教材」の活用促進を目的に、平成29年度は同教材の活用促進セミナーを全国で計4回開催した。セミナー開催と併せて、開催地域の中小企業や中小企業支援機関等に対し、ケース教材の利活用可能性等の調査を実施した。また、ケース教材等ダウンロードサービスで利用できる教材の範囲を拡大したところ、利用者が順調に伸びた。さらに、本教材を使った講義・セミナーの受講者数に、自己啓発用簡易教材であるブックレット教材(以下「ブックレット教材」という。)のダウンロード利用者数を加えると、平成28年度実績値と合算した累積利用者数は2005名に達し、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき成果指標(アウトプット)の目標値1500名以上を前倒しで達成した。</p> <p>④ パテントコンテスト/デザインパテントコンテストへの参加校数を増やすため、広報活動389回、学校訪問による啓発活動15回等を行ったことにより、平成29年度の参加校数は135校に増加した。第三期中期目標期間の最終年度である平成27年度の102校と比較して132%となり、平成29年度計画の目標(27年度実績値の110%)に対して超過達成(対目標値121%)すると同時に、第四期中期で掲げられた目標(27年度実績値の120%)を前倒しで達成した。</p> <p>⑤ 昨年度までに連携・協力関係にあった中国、韓国の知的財産人材育成機関</p>	<p>B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 平成29年度計画の目標6編以上に対し、実績値は12編であった。この結果、利用可能となった教材コンテンツ数は、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対して137%となり、第四期中期目標で掲げられた目標(1.5倍)に向け、妥当な水準を超える結果であった。</p> <p>(2) 平成29年度のeラーニング教育コースを利用した者は、5068名であり、第四期中期目標で掲げられた目標(6000名以上)に向け、目標値を達成する土台は十分にできた。</p> <p>(3) 平成29年度末までの「グローバル知財人材育成用教材」の利用者数は、活用促進セミナーの開催の他に、ケース教材等ダウンロードサービスを開始したことによって大幅な増加があり、計2005名に達し、第四期中期目標で掲げられた目標(1500名以上)を前倒しで達成することとなった。</p> <p>(4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストへ</p>

			<p>応募に取り組む学校数を27年度実績値の110%以上</p> <p>(5) 海外の知的財産人材育成機関との新たな連携・協力関係を構築する国の数、連携セミナーの開催回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までにASEAN等の2カ国以上 [指標] 連携セミナーについては第四期中期目標期間の最終年度までに年間3回以上</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(6) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修の受講後アンケート調査結果 [指標] 「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上</p>	<p>及びASEAN諸国に属するベトナムの知的財産人材育成機関に加え、シンガポールの知的財産人材育成機関との連携・協力関係の構築に向けた協議も開始した。また、平成29年度は、テジョン(日韓)、大阪(日中韓)及び東京(日越)の計3回の連携セミナーを開催し、平成29年度計画における連携セミナー開催回数の目標値年間3回以上を達成した。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>⑥ 民間企業・行政機関等の人材に対する研修の受講後アンケート結果において、「有意義だった」と回答する者が全回答者の97%であり、平成29年度計画の目標値である「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上を達成した。</p>	<p>の参加校数は、広報の拡大、きめ細かな学校への働きかけ等の活動が実り、平成29度は135校(第三期中期目標期間の最終年度実績値の132%に相当)に達し、平成29年度計画を超過達成(対目標値121%)すると同時に、第四期中期目標で掲げられた目標値を前倒しで達成することとなった。</p> <p>(5) 昨年度までに連携・協力関係にあった中国、韓国の知的財産人材育成機関及びASEAN諸国に属するベトナムの知的財産人材育成機関に加え、シンガポールの知的財産人材育成機関との連携・協力構築に向けた協議も開始した。また、日韓、日中韓、日越の連携セミナーを計3回開催し、目標値年間3回以上を達成した。</p> <p>〈その他の指標に対する達成の観点〉</p> <p>(6) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修において、講義時間の適正化、講師からの意見聴取、研修内容の見直し、受講者から聴取した要望への対応等を、適宜実施した結果、平成29度の受講後アンケート結果において、平成29年度計画の目標値(「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上)を超える97%の方から「有意義だった」との回答を得た。</p>	
A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	

<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。また、研修受講生に対するアンケート及びヒヤリング調査に基づき、研修内容の改善を行う。</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と緊密に連携しつつ、審査・審判官等特許庁職員に対する研修内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図るため、英語による出願に対する対応力向上を含む研修について、研修計画に則って実施するとともに、研修効果等について評価し、適宜、研修内容の見直し等を行う。</p>	<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と連携しつつ、英語による出願に対する対応力向上を含む研修等、審査官・審判官等の特許庁職員に対する研修を実施計画に則って確実に実施する。</p> <p>② 研修カリキュラム等の改善を図るため、受講生に対するアンケート調査とヒヤリング調査を実施し、研修効果等に関する評価用データ等を収集するとともに、収集した情報は、特許庁の研修企画専門官等と共有し、研修内容の見直し等に反映する。</p>	<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁の「研修基本方針」、「平成29年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施する。</p> <p>② 特許庁職員を対象とする研修においては、特に「世界最速・最高品質」の特許審査を担う審査官を育成する研修の充実を重視した取組を行うこととし、平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から新たに取得する改善措置も着実に実施するとともに、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の審査部で指導的立場にある者から聴取した意見の数等を活動モニタリング指標として改善・見直しに資するデータ・情報等を整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化し、次年度以降の研修改善につながる取組を推進する。 	<p><評価の視点></p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>(1) 特許庁の「研修基本方針」、「平成29年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施したか。</p> <p>(2) 平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて、特許審査を担う審査官を育成する研修の充実に向けた取組を実施したか。また、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の審査部で指導的立場にある者から意見聴取して整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化し、次年度以降の研修改善につながる取組を推進したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>① 特許庁の「研修基本方針」、「平成29年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、下の表に示す全ての研修を確実に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1478 768 2214 1278"> <thead> <tr> <th>大分類(種別)</th> <th>科目数 29年度</th> <th>受講生数 29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 審査系研修</td><td>225科目</td><td>564名</td></tr> <tr><td>2. 審判系研修</td><td>15科目</td><td>154名</td></tr> <tr><td>3. 事務系研修</td><td>95科目</td><td>129名</td></tr> <tr><td>4. 管理者系研修</td><td>20科目</td><td>136名</td></tr> <tr><td>5. 国際化への対応能力向上のための研修</td><td>40科目</td><td>491名</td></tr> <tr><td>6. 情報化への対応能力強化のための研修</td><td>19科目</td><td>151名</td></tr> <tr><td>7. 法的専門能力の向上のための研修</td><td>21科目</td><td>92名</td></tr> <tr><td>8. 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修(一部派遣研修除く)</td><td>79科目</td><td>5,093名</td></tr> <tr><td>合計</td><td>514科目</td><td>6,810名</td></tr> </tbody> </table> <p>② 平成29年度は、平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえ、特許庁と緊密に連携しながら、審査官を育成する一連の研修の中に特許審査実務研究(下表参照)を新設した。また、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1504 1472 2184 1919"> <thead> <tr> <th>研修コース名</th> <th>授業時間 29年度</th> <th>受講生数 29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 審査官補コース研修</td><td>160.5時間</td><td>48名</td></tr> <tr><td>2. 任期付職員初任研修</td><td>156.5時間</td><td>50名</td></tr> <tr><td>3. 審査官コース前期研修</td><td>92時間</td><td>103名</td></tr> <tr><td>4. 審査官コース後期研修</td><td>49時間</td><td>89名</td></tr> <tr><td>5. 審判官コース研修</td><td>58時間</td><td>49名</td></tr> <tr><td>6. 審査応用能力研修1</td><td>12時間</td><td>89名</td></tr> <tr><td>7. 審査応用能力研修2</td><td>10時間</td><td>55名</td></tr> <tr><td>8. 審査系マネジメント能力研修</td><td>8.25時間</td><td>45名</td></tr> <tr><td>9. 特許審査実務研究(平成29年度から新設)</td><td>6.5時間</td><td>26名</td></tr> <tr><td>合計</td><td>552.75時間</td><td>554名</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 審査部で指導的立場にある者に対する意見聴取は計11回実施し、聴取した 	大分類(種別)	科目数 29年度	受講生数 29年度	1. 審査系研修	225科目	564名	2. 審判系研修	15科目	154名	3. 事務系研修	95科目	129名	4. 管理者系研修	20科目	136名	5. 国際化への対応能力向上のための研修	40科目	491名	6. 情報化への対応能力強化のための研修	19科目	151名	7. 法的専門能力の向上のための研修	21科目	92名	8. 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修(一部派遣研修除く)	79科目	5,093名	合計	514科目	6,810名	研修コース名	授業時間 29年度	受講生数 29年度	1. 審査官補コース研修	160.5時間	48名	2. 任期付職員初任研修	156.5時間	50名	3. 審査官コース前期研修	92時間	103名	4. 審査官コース後期研修	49時間	89名	5. 審判官コース研修	58時間	49名	6. 審査応用能力研修1	12時間	89名	7. 審査応用能力研修2	10時間	55名	8. 審査系マネジメント能力研修	8.25時間	45名	9. 特許審査実務研究(平成29年度から新設)	6.5時間	26名	合計	552.75時間	554名	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>(1) 特許庁策定の「研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を計画どおりに確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 特許審査を担う審査官を育成する研修では、平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から新たに導入した研修コースも含め、年度内でも適宜改善措置を実施するとともに、研修の総チェックを引き続き実施した。また、特許庁の審査部で指導的立場にある者から意見聴取を実施し、収集した意見を整理し特許庁の研修企画専門官等と共有化し、平成30年度の研修改善に役立てた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
大分類(種別)	科目数 29年度	受講生数 29年度																																																																		
1. 審査系研修	225科目	564名																																																																		
2. 審判系研修	15科目	154名																																																																		
3. 事務系研修	95科目	129名																																																																		
4. 管理者系研修	20科目	136名																																																																		
5. 国際化への対応能力向上のための研修	40科目	491名																																																																		
6. 情報化への対応能力強化のための研修	19科目	151名																																																																		
7. 法的専門能力の向上のための研修	21科目	92名																																																																		
8. 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修(一部派遣研修除く)	79科目	5,093名																																																																		
合計	514科目	6,810名																																																																		
研修コース名	授業時間 29年度	受講生数 29年度																																																																		
1. 審査官補コース研修	160.5時間	48名																																																																		
2. 任期付職員初任研修	156.5時間	50名																																																																		
3. 審査官コース前期研修	92時間	103名																																																																		
4. 審査官コース後期研修	49時間	89名																																																																		
5. 審判官コース研修	58時間	49名																																																																		
6. 審査応用能力研修1	12時間	89名																																																																		
7. 審査応用能力研修2	10時間	55名																																																																		
8. 審査系マネジメント能力研修	8.25時間	45名																																																																		
9. 特許審査実務研究(平成29年度から新設)	6.5時間	26名																																																																		
合計	552.75時間	554名																																																																		

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

- ① 全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるように、研修の総チェックを行う。
- ② 総チェックで得られた情報等は、特許庁の研修企画専門官等と共有し、必要に応じて研修の改善を進める。

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

- ①平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施する。研修の総チェックにおいては、さらなる改善課題を抽出するための受講生アンケート調査及び特許庁の審査部で指導的立場にある者からの意見聴取に加え、受講生から直接意見を聴取する機会を設け、収集したデータの分析作業を進める。平成29年度は、下記の諸項目について重点的にデータ収集と分析・改善検討を行う。
 - ・審査・審判の品質向上に影響が高い研修科目の内容充実
 - ・最新の技術動向に関する技術研修科目の充実
 - ・グローバル化に対応するための語学研修の充実
 - ・研修内容の重複の有無及び受講生の研修受講のタイミングの妥当性等の精査
 - ・研修内容の予習や復習のための自習型eラーニング教材の内容の改訂及び研修教材の電子的事前配布の充実

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

- (1)平成29年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施した。その際、受講生アンケート調査及び特許庁の審査部で指導的立場にある者からの意見聴取に加え、受講生から直接意見を聴取する機会を設け、収集したデータの分析作業を進めた。また、平成29年度計画で重点的にデータ収集と分析・改善検討を行うとされた各項目について、分析・改善検討を実施した。
 - ・審査・審判の品質向上に影響が高い研修科目の内容充実
 - ・最新の技術動向に関する技術研修科目の充実
 - ・グローバル化に対応するための語学研修の充実
 - ・研修内容の重複の有無及び受講生の研修受講のタイミングの妥当性等の精査
 - ・研修内容の予習や復習のための自習型eラーニング教材の内容の改訂及び研修教材の電子的事前配布の充実
- (2)上記の改善検討におい

意見(総数:45件)を整理したうえで、特許庁の研修企画専門官等に情報を共有した。聴取した意見の一部は、平成30年度の「研修実施要領」等に反映させることとした。

意見聴取対象とした研修	聴取した意見の代表例
審査官補コース研修 任期付職員初任研修 審査官コース前期研修 審査官コース後期研修 審査应用能力研修1 審査应用能力研修2 審査系マネジメント能力研修 特許審査実務研究	<ul style="list-style-type: none"> ・サーチ実務演習(特許外国文献検索)の講義時間については、演習時間を延長した上で、より効果的な講義となるよう時間配分や進め方に工夫することを検討してほしいとの要望。 ・演習前に実施されている座学講義の内容等を演習教官が十分には把握できていなかった科目が一部で認められたため、座学講義の内容等を事前に演習教官に伝えてほしいとの要望。

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

- ①特許庁職員を対象とする研修に関し、平成29年度から実施した研修改善措置の効果検証も含め、受講生アンケート調査、特許庁の審査部で指導的立場にある者からの意見聴取、受講生ヒヤリング等で収集した意見に基づき、研修科目の充実を実施した。以下に研修科目ごとに実施した事例を示す。

- ・審査・審判の品質向上に影響が高い研修科目の内容の充実

改善事例1	「サーチ演習」(講義時間4時間を6時間に延長)	審査官補コース・任期付職員初任研修
改善事例2	審査実務第1(演習)、第2(演習)(PCを使用した演習に内容変更)	審査官コース前期研修

- ・最新の技術動向に関する技術研修科目の充実

改善事例1	がんのウィルス療法	特許審査・審判官 50名参加
改善事例2	免疫力でがんを治す	特許審判官 116名参加
改善事例3	有機触媒を用いた触媒的不斉合成-基礎研究と医薬品合成を例とした応用研究-	特許審査官 32名参加

- ・グローバル化時代に対応するための語学研修の充実(全職員対象)
最高品質の審査の実現における外国語文献調査の重要度の更なる高まりに加え、海外知財庁との連携や新興国の知財制度・運用整備支援など国際連携推進のため、コース別語学研修を実施した。研修効果を高めるために効果的な研修となるよう改善措置を講じた。

改善事例1	オンライン英会話研修の新設	31名受講
改善事例2	スペイン語コースの新設	1名受講
改善事例3	第二外国語受講者について研修効果を確認するため、外国語検定試験の受験を義務化した。	49名対象

- ・研修内容の重複の有無等の精査による研修内容の重複の解消

改善事例1	前回研修時に研修内容の重複部分があったと受講生から指摘を受けた科目について、講義内容の重複を避けるために、これらの各科目の講師に各講義のテキストの共有を行い、研修内容	審査官コース後期研修
-------	---	------------

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

- (1)効果的な研修とするために、中期計画・年度計画に掲げられた全ての活動モニタリング指標を適時モニタリングしながら、研修の総チェックを実施し、次年度の研修計画を策定するタイミングで必要な情報を特許庁に提供した。さらに、次年度以降の研修内容の充実に向け、特許庁の研修企画専門官と連携を図り改善を進めた。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2)改善検討においては、特許庁と緊密に連携を取りながら、年度内に改善するものについては順次実施に移すとともに、「平成30年度研修計画」等の策定等に貢献した。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3)受講生、講師からの意見・要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては年度途中でも迅速に改善等の対応措置をとったことにより、受講生アンケート調査結果で「有意義だった」とする受講生は、全ての研修コースにおいて98%以上となり、平成29年度計画の目標値92%以上を上回る結

		<p>②上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と適宜、収集・分析したデータ等を共有し、特許庁と緊密に連携を取りながら研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等の実施方針を定め、年度内に改善するものについては順次実施に移し、平成30年度の研修に反映するものについては研修実施までに準備を着実に進める。</p> <p>③平成29年度は、受講生アンケート調査結果で「有意義だった」とのする受講生が92%以上となるよう、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施する。</p>	<p>ては、特許庁の研修企画専門官等と適宜、収集・分析したデータ等を共有し、特許庁と緊密に連携を取りながら研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等の実施方針を定め、年度内に改善するものについては順次実施に移したか。</p> <p>平成30年度の研修に反映するものについては研修実施までに準備を着実に進めたか。</p> <p>(3) 受講生アンケート調査結果で、「有意義だった」との評価を92%以上の受講生から得られたか。また、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施したか。</p>	<p>の重複を解消した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修内容の予習や復習のための自習型eラーニング教材の活用及び研修教材の電子的事前配布の充実については、20件の科目について、予習・復習用としてeラーニングを活用した。 <table border="1" data-bbox="1448 289 2258 520"> <tr> <td>改善事例1</td> <td>研修で実施する実務演習の理解を深めるため、新たにeラーニング教材利用の推奨を行い、受講生から評価を得た。</td> <td>審判書記官研修</td> </tr> <tr> <td>改善事例2</td> <td>受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。(延べ22教材)</td> <td>官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修</td> </tr> </table> <p>さらに、33件の科目について、研修教材を電子的に事前配布し、受講生から予習に効果的であったとの評価を得た。</p> <p>② 上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と連携しながら、年度内に改善するものについては順次実施に移す(③参照)とともに、特許庁が実施する「平成30年度研修計画」・「実施要綱」の策定・改訂に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度研修計画等における具体改善提案は以下のとおり。 <div data-bbox="1448 814 2258 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 「平成30年度研修計画」・「実施要綱」に関する改善提案 <ul style="list-style-type: none"> 外国語研修の一部科目について、内容や時期等を自由に設定でき、受講し易く必要な効果が得られやすい研修となるように、外国語研修実施要綱から削除して実務研修としてはどうか。 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善 <ul style="list-style-type: none"> 審査の能力向上に必要なサーチスキルについて、研修スケジュールに影響を与えない範囲で、サーチ実務研修の時間を延長し、外国文献サーチの演習時間を確保することを検討する。 審査官コース研修の一部の演習科目で研修時間数の過不足が生じ、これらの科目は相互の関連性が高いことから、これらの科目を一つに統合することを検討する。 研修実施運営の改善 <ul style="list-style-type: none"> 演習でのPCの利用を図るとともに、テキストの配付は研修生への利便性確保のため電子媒体での配付としていくことを引き続き検討する。 次年度は特許庁が経産省と同じネットワーク環境になることから、経済産業研修所における合宿研修では、受講生が自らのPCを持参して研修をすることが可能となるため、受講生のPC活用について検討する。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員を対象とする研修に関し、平成29年度計画に記載された項目に留意して、研修カリキュラムの総チェックを実施し、平成29年12月には「平成29年度特許庁職員に対する研修の実施状況」を取りまとめ、平成29年度に実施した改善事項の評価及び平成30年度に向けた改善提案を、特許庁研修企画専門官等に対し提言した。 <p>③ 年度途中においても、上記総チェックにおける留意点を中心に、研修方法・研修環境の改善、教材の改善等を適宜実施したことにより、各科目の最終授業後に実施した受講生アンケートで98%以上(目標は92%以上)の受講生が「有意義だった」と評価する結果が得られた。</p> <p>特に、受講生、講師からの意見・要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては年度途中でも迅速に改善等の対応措置をとったことが受講生の高評価につながった。平成29年度期中に実施した改善取組は以下のとおり。</p> <div data-bbox="1448 1850 2258 1976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善 <ul style="list-style-type: none"> 審査の質の一層の向上に向け、審査の品質のマネジメントに対する理解を深めるため、「特許審査の質について」、「商標審査の質について」の科目に加えて、「意匠審査の質について」を科目として新設した。 </div>	改善事例1	研修で実施する実務演習の理解を深めるため、新たにeラーニング教材利用の推奨を行い、受講生から評価を得た。	審判書記官研修	改善事例2	受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。(延べ22教材)	官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修	<p>果となった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
改善事例1	研修で実施する実務演習の理解を深めるため、新たにeラーニング教材利用の推奨を行い、受講生から評価を得た。	審判書記官研修										
改善事例2	受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。(延べ22教材)	官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修										

				<ul style="list-style-type: none"> 英会話のニーズに対応すべく、また業務との両立の観点から、時間的制約のない「オンライン英会話コース」を新設し、英語以外の外国語研修受講後の効果測定的手段として、検定等の試験の受験を義務化した。 2. 研修実施運営の改善 <ul style="list-style-type: none"> 紙媒体の資料を使用していた科目の一部をPCを使用した研修方法に変更し、ワープロを使った書類作成や電子データの共有を可能とした。 前回研修時に研修内容の重複部分があったと受講生から指摘を受けた科目について、講義内容の重複を避けるために、これらの各科目の講師に各講義のテキストの共有を行った。 																										
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし。</p>																										
<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>特許庁が外注する先行技術文献の調査を実施する登録調査機関の調査業務実施者を育成する法定研修は、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して実施する。</p>	<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>① 登録調査機関の調査業務実施者を育成する法定研修については、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して、定員120名程度の法定研修を各年度4回ずつ開催することを原則とする。</p> <p>② 登録調査機関の必要とする人員数に変化が生じた場合、設備等の制約条件を踏まえつつ、実施可能な範囲において柔軟に対応する。</p>	<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に貢献するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な法定研修(各回の定員は約120名、研修期間は約2カ月間)を、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に基づき、平成29年度は計4回実施する。</p> <p>② 登録調査機関に配置される調査業務指導者(研修を修了した後に実際の調査業務を行う調査業務実施者を指導、監督、管理する立場にある者)となることが予定される者を対象とし、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的とする調査業務実施者スキルアップ研修(定員約30名、研修期間は2</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>(1) 調査業務実施者数の確保のため、調査業務実施者を年度内に4回開催したか。受講生修了率(修了者数を修了者と未了者の総数で除した値)の目標値75%以上を達成したか。</p> <p>(2) 調査業務実施者スキルアップ研修を年度内に1回開催したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>① 調査業務実施者を育成するための研修では、「世界最速・最高品質」の審査の実現に資するため、外国文献調査能力等を高める内容を組み込む等の改善を行いつつ、研修を年4回確実に実施した。また、修了率に関しても、下の表に示すように、全ての回で目標を達成し、年度平均修了率は81%となり、平成29年度計画に掲げられた目標値を6ポイント上回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>29年度</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生</td> <td>152名</td> <td>108名</td> <td>162名</td> <td>111名</td> <td>533名</td> </tr> <tr> <td>修了者</td> <td>128名</td> <td>81名</td> <td>137名</td> <td>88名</td> <td>434名</td> </tr> <tr> <td>修了率</td> <td>84%</td> <td>75%</td> <td>85%</td> <td>79%</td> <td>81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 調査業務実施者スキルアップ研修は、平成29年度計画に掲げられたとおり、年度内に1回開催した。研修内容に対する受講生33名の評価は、「非常に有意義であった」と「有意義であった」の回答を足して100%となり、高評価であった。</p>	29年度	第1回	第2回	第3回	第4回	合計	受講生	152名	108名	162名	111名	533名	修了者	128名	81名	137名	88名	434名	修了率	84%	75%	85%	79%	81%	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>(1) 調査業務実施者の育成研修を年4回実施した。</p> <p>• また、中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、調査業務実施者の育成研修における平成29年度の修了率は、外国文献調査能力等を高める内容を組み込む等の改善を行った結果、目標値75%以上に対して、81%となり、目標値を6ポイント上回る結果を得た。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 調査業務実施者スキルアップ研修を年度内に1回開催し、受講生から研修内容について高評価を得た。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
29年度	第1回	第2回	第3回	第4回	合計																									
受講生	152名	108名	162名	111名	533名																									
修了者	128名	81名	137名	88名	434名																									
修了率	84%	75%	85%	79%	81%																									

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しつつ、研修カリキュラム等の改善を適宜行い、審査官ニーズに応えられる人材を育成する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

特許審査では急増する外国文献の調査の必要性が高まり、調査業務実施者の外国文献の調査能力を向上させる必要性が高まっているため、外国文献調査能力の向上に資する研修科目を適宜組み込むことにより、特許庁のニーズに応えられる人材

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

- ① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実施者を育成するため、研修内容等を適宜改善する。
- ② 特許庁の審査官による受講者の能力評価を研修の中に組み込むことにより、その後の研修効果を高めることを重視し、特許庁の審査官のニーズに応えられる知識と能力をもつ人材を修了者として認定する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

- ① 特許審査では、急増する外国文献の調査の必要性が高まっているため、研修に外国文献の調査能力育成に資する研修科目を適宜組み込み、特許庁の審査官のニーズに応えられる人材を育成する。

日間)を、平成29年度は1回実施する。

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

- ① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実施者を育成するため、特許庁、登録調査機関等の関係者から、調査業務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見・要望等を聴取し、適宜、研修内容、研修方法、教材等の改善を図る。
- ② 調査業務実施者育成研修の研修内容等の改善検討は、受講生の修了率の変遷に関するデータのみならず、受講生のアンケート調査等で収集する研修内容に関する評価結果や改善希望項目、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等も踏まえて検討を行う。平成29年度は、平成28年度に実施した登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等を踏まえた改善措置を含め、新たに取り入れる改善措置を着実に実施する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

- ① 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるために実施している外国文献調査演習やグループ討議等の科目の研修効果を高めるため、前年度に引き続き、当該科目の実施方法等における改善課題の抽出、改善策の検討、有

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

- (1) 特許庁、登録調査機関等の関係者からの意見聴取等を適切に行い、研修内容、研修方法、教材等の改善を図ったか。
- (2) 調査業務実施者育成研修の研修内容等の改善は、受講生の修了率の変遷に関するデータのみならず、受講生のアンケート調査等で収集する研修内容に関する評価結果や改善希望項目、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等も踏まえて検討し、改善を行ったか。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

- (1) 外国文献調査演習やグループ討議等の科目の研修効果を高めるため、前年度に引き続き、当該科目の実施方法等における改善課題の抽出、改善策の検討、有効と思われる改善策の実施という一連の取組を継続的に

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

- ① 特許庁との評価委員会及び登録調査機関への結果報告の機会を利用し、特許庁や登録調査機関の関係者から意見要望等を聴取した。
 - ・ 第1回評価委員会(特許庁委員及び外部専門家委員で構成)において、検索実務系講義内容の改善、筆記試験問題の改善等について説明を行ったところ、評価委員会で高評価を得た。
 - ・ 登録調査機関の意見を聴取したところ、受講生が報告書作成の際に高度検索端末を操作して自習できる時間がさらにあるとよいとの意見があったため、改善を図った。

また、上記に加え、登録調査機関(5社)と意見交換を実施した。

- ・ 第1回研修から導入した調査業務実施者に適する内容を重点的に教授することとした講義内容は高評価を得たが、スケジュールが過密であるとの指摘もあった。
- ・ 外国特許文献検索に関する講義や実習の充実を望む声があった。

- ② 受講生のアンケート調査等や、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等を踏まえ、今年度新たに取り入れた改善措置及びその実施状況は以下のとおり。

- ・ 特許実務系講義(特許法概論・審査基準)は、平成29年度第1回研修より、講義内容を、先行技術調査に関する事項に、より注力する内容とした。
- ・ 検索実務系講義(分類の概論及び検索の考え方と検索報告書の作成)は、講義の主要部分を一人の講師に集約することで、講義の一貫性を高めた。
- ・ 研修生の理解を高めるため、検索の考え方と検索報告書の作成の講義の一部において、高度検索端末の操作方法を示しながら講義を行うこととした。
- ・ 検索の考え方と検索報告書の作成の講義は、従来の冊子テキストに加えて新たにPPT資料を作成し、講義・冊子テキストの理解の一助とした。

また、面接評価第一(第1回の面接試験)を受けた受講生288名のうち、面接評価第二(第2回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかとなった115名に対し、特許庁審査官からの改善を促す助言の伝達を行った結果、そのうちの93名が研修修了に至るなど、修了率の向上に寄与した。

	面接評価第一を受けた受講生総数	うち助言を得た人数	助言を得た者のうち修了した人数
29年度	288名	115名	93名

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

- ① 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、アンケート調査等から外国文献調査に伴う課題を抽出し、改善に向け対応した。

科目名	改善内容
外国特許文献検索(実習)	・ ワンポータルドシエ(OPD)の操作内容を実習テキストに追加する修正を行い、これにより、外国特許文献検索の業務報告書作成に必要なOPD調査について、実習を通じて円滑に学習できるようになった。

＜調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善＞

- (1) 受講生に対するアンケート調査、特許庁との意見交換に加え、登録調査機関の指導者に対するヒヤリングを行い、研修内容の改善を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 面接評価第一(第1回の面接試験)を受けた受講生のうち、面接評価第二(第2回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかな受講生に対し、特許庁の審査官による受講生の評価を伝え、受講生が自らの課題を認識できるようにする等の改善措置を実施することにより、修了率向上及び質の高い調査業務実施者育成に寄与した。(主要な業務実績の項番②に記載)

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

- (1) 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、平成28年度に引き続き、外国文献調査の検索実習やグループ討議を充実させる取組を継続的に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

を育成する。		効と思われる改善策の実施という一連の取組を継続的に実施する。	実施したか。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1448 90 1679 222">検索の考え方と検索報告書の作成</td> <td data-bbox="1679 90 2264 222"> <ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索の業務内容の説明資料として、冊子体テキストだけでなく別途パワーポイント資料を用意したことにより、外国特許文献検索の業務内容を理解しやすくなったとの評価を得た。 </td> </tr> </table>	検索の考え方と検索報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索の業務内容の説明資料として、冊子体テキストだけでなく別途パワーポイント資料を用意したことにより、外国特許文献検索の業務内容を理解しやすくなったとの評価を得た。 																		
検索の考え方と検索報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索の業務内容の説明資料として、冊子体テキストだけでなく別途パワーポイント資料を用意したことにより、外国特許文献検索の業務内容を理解しやすくなったとの評価を得た。 																							
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組としては、面接評価第一(第1回の面接試験)を受けた受講生のうち、面接評価第二(第2回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかでない受講生に対し、特許庁の審査官による受講生の評価を伝え、受講生が自らの課題を認識できるようにした。こうした改善取組が、受講者の研修修了率の向上に寄与した。</p>																				
B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施																						
<p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p>〈研修の実施、ニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>経済のグローバル化を背景に、オープン&クローズ知財戦略、IoT やインダストリー4.0 に対する我が国企業における関心の高まり等を背景に、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図る。</p> <p>なお、民間企業・行政機関等の人材に対する対面型研修に関しては、民間で実施可能な研修について、研修実施主体を民間機関に移行していくこと等により順次縮小する。</p>	<p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p>〈研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材を対象とする対面型の研修は、オープン&クローズ知財戦略、IoT、インダストリー4.0等に対する我が国企業における関心の高まりを踏まえ、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図りつつ、確実に実施する。</p> <p>② 全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。</p> <p>③ 民間で実施可能な研修については、研修実施主体を民間機関に移行するための検討、準備を行い、可能なものから民間機関に移行し、順次縮小する。</p>	<p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p>〈研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、特許庁及び情報・研修館が保有する知識・経験及びノウハウ等を活用した実務能力育成を目的とする研修を中心としつつ、我が国企業における関心の高まりを踏まえた知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行い、以下の研修を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の検索業務担当者を主対象に、特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[特許]、同[意匠]を、それぞれ東京都内にて年度内に3回、1回実施し、特許調査実践研修を大阪市内で年度内に1回実施する。 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象に、知的財産の保護・活用能力の育成を図るための知的財産活用 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行い、以下の研修を確実に実施したか。</p> <p>(1) 民間企業等の検索業務担当者を主対象に、検索エキスパート研修[特許]、同[意匠]を、それぞれ東京都内にて年度内に3回、1回、特許調査実践研修を大阪市内で年度内に1回実施したか。</p> <p>(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象に、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]を、それぞれ東京都内にて年度内に各1回開催したか。</p> <p>(3) 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象に、知的財産権研修[初級]を、年度内に計3回実施したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行いつつ、平成29年度計画で掲げられた以下の研修を確実に実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>研修の名称</th> <th>回数/場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修</td> <td>検索エキスパート研修[特許]</td> <td>3回/東京</td> </tr> <tr> <td>検索エキスパート研修[意匠]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>特許調査実践研修</td> <td>1回/大阪</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修</td> <td>知的財産活用研修[検索コース]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>知的財産活用研修[活用検討コース]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>(3) 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修</td> <td>知的財産権研修[初級]</td> <td>3回/東京</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]を受講する中小・ベンチャー企業の受講者に対しては、引き続き、受講料減免措置を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産活用研修[活用検討コース]及び知的財産権研修[初級]に、オープン&クローズ知財戦略等の戦略思考の育成に資する内容を組み入れた。特に、知的財産権研修[初級]では、97%の受講者が「有意義だった」と高評価を得た。 民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、受講者からの要望を把握し、年度内に複数回実施する研修では、年度内においても受講者からの要望と講師からの意見等にもとづいて、適宜、研修内容の見直し等を実施した。そうした取組の結果、全ての研修において、受講者アンケートで「非 	分類	研修の名称	回数/場所	(1) 民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修	検索エキスパート研修[特許]	3回/東京	検索エキスパート研修[意匠]	1回/東京	特許調査実践研修	1回/大阪	(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	1回/東京	知的財産活用研修[活用検討コース]	1回/東京	(3) 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修	知的財産権研修[初級]	3回/東京	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善〉</p> <p>(1) 平成29年度計画で掲げられた研修を、全て確実に実施した。また、オープン&クローズ知財戦略等、我が国企業に関心が高まっている知財戦略に関する内容を知的財産活用研修[活用検討コース]等の研修に組み入れたところ、受講者から高評価を得た。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修において、受講者及び講師からの要望や意見を把握し、年度内においても受講者から聴取した要望等にもとづいて研修内容の見直し等を行ったところ、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の97%以上となり、平成29年度計画の目標値92%以上を5ポイント上回ることとなった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
分類	研修の名称	回数/場所																						
(1) 民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修	検索エキスパート研修[特許]	3回/東京																						
	検索エキスパート研修[意匠]	1回/東京																						
	特許調査実践研修	1回/大阪																						
(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	1回/東京																						
	知的財産活用研修[活用検討コース]	1回/東京																						
(3) 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修	知的財産権研修[初級]	3回/東京																						

		<p>研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]を、それぞれ東京都内にて年度内に各1回開催する。</p> <p>・行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象に、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]を、年度内に計3回実施する。</p> <p>・平成28年度にオープン&クローズ知財戦略等、企業の関心が高まっている知財戦略に関する内容を既存の研修に試行的に組み込んだところ、受講生の反応も良好だったため、平成29年度から、オープン&クローズ知財戦略に関する内容を知的財産権研修[初級]や知的財産活用研修[活用検討コース]に正式に組み入れる。</p> <p>②民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上となるよう、要望事項の数を活動モニタリング指標とし、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図る。</p> <p>③情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案(平成28年度に第一次骨子案を策定済)を踏まえ、名古屋市内で毎年度1回開催してきた知的財産活用研修[検索コース]については、受講者が募集定員の半数以下となっているため平成29年度から隔年開催とすることとし、次回は平成30年度の開催とし平成29年度は開催しない。また、平成28年度まで独立した研修として実施してきた知的財産権研修[産学官連携]は、その</p>	<p>・平成29年度から、オープン&クローズ知財戦略に関する内容を知的財産権研修[初級]や知的財産活用研修[活用検討コース]に正式に組み入れたか。</p> <p>(2)民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者からの要望事項を把握し、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図ることにより、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上になるように取り組んだか。</p> <p>(3)情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案(平成28年度策定)にもとづき、平成29年度計画に掲げられた研修の改廃統合、隔年開催等による合理化を実施したか。</p>	<p>常に有意義だった」「有意義だった」と回答する者が全回答者の97%以上となった。</p> <p>③ 研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案(平成28年度策定)に基づき、名古屋市内で毎年度開催してきた知的財産活用研修[検索コース]は平成29年度より隔年開催とした。また、知的財産権研修[産学官連携]は廃止し、その一部を知的財産活用研修[活用検討コース]に統合して、知的財産活用研修[活用検討コース]の内容充実を図った。</p>	<p>(3)研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案(平成28年度策定)にもとづき、平成29年度計画に掲げられた研修の改廃統合、隔年開催等による合理化を実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
--	--	--	---	---	---	--

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

人材育成の政策課題として掲げられた研修、例えば、グローバル知財人財の育成等については、情報・研修館が開発中のケース教材等を活用した研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る取組を展開する。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① グローバル知財人財の育成等については、情報・研修館が開発中の研修プログラム及び教材等を確実に開発する。
- ② 開発する研修プログラム及び教材等を活用する研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る。
- ③ 開発した教材等を用いる研修では、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。

研修内容を知的財産活用研修[活用検討コース]に統合して内容の充実を図ることとする。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)において掲げられたグローバル知財人財の育成については、グローバル化を進める中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成を目的に平成27年度から28年度にかけて開発した計30編のケース教材(ティーチングノート付)と自学自習用のブックレット教材の利用促進活動を平成29年度から本格的に開始する。さらに、利用者の要望等を踏まえつつ、ケース教材の改訂や新規教材の作成等を必要に応じて行う。
- ② ケース教材の利用促進活動の一環として、中小企業の集積度が高い首都圏や近畿圏等の主要地域においてセミナー等を開催すると同時に、情報・研修館のホームページにて電子化した教材のダウンロードサービスを提供し、商工団体、中小企業支援機関、大学等での利用を促進する。また、ブックレット教材についてもダウンロードサービスと広報活動によって、広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材による利活用を促進する。
- ③ ケース教材の活用促進セミナー等では、アンケート調査を実施し、ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てる。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- (1) 平成27年度から28年度にかけて開発した計30編のケース教材(ティーチングノート付)と自学自習用のブックレット教材の利用促進活動を、平成29年度から本格的に開始したか。
- また、利用者の要望等を踏まえつつ、ケース教材の改訂や新規教材の作成等を必要に応じて行ったか。
- (2) ケース教材の利用促進活動の一環として、中小企業の集積度が高い首都圏や近畿圏等の主要地域においてセミナー等を開催すると同時に、情報・研修館のホームページにて電子化した教材のダウンロードサービスを提供したか。
- また、ブックレット教材についてもダウンロードサービスと広報活動によって、広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材による利活用を促進したか。
- (3) ケース教材の活用促進セミナー等では、アンケート調査を実施し、ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てたか。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① 情報・研修館が開発した計30編のケース教材(ティーチングノート付)及び自学自習用のブックレット教材(以下、「ブックレット教材」という。)等の利活用を促進する目的で、平成29年度はケース教材の活用促進セミナーを全国で計4回開催するとともに、開催地の民間のコンサル事業者、金融機関関係者、専門職大学院を中心とする大学教員等にケース教材の利活用を呼びかけた。
- 上記のセミナー受講者(企業の経営企画人材、企業の知財部門責任者、民間のコンサル事業者、金融機関関係者、大学教員等)を対象に、開発したケース教材の利活用性についてアンケート及び個別ヒヤリングによる調査を実施したところ、下記の項番③に記載した結果が得られたため、平成29年度は、ケース教材の改訂や新規教材の作成等は差し控え、ケース教材の利活用促進活動に注力した。
- ② ケース教材の利活用促進活動の一環として、中小企業の集積度が高い東京、大阪、広島にて計4回の活用促進セミナーを開催し、セミナー開催と並行して、開催地域の中小企業支援機関等に対し、ケース教材の利用可能性等の調査を行いつつ、ケース教材の利活用の検討を促した。

セミナー開催日と場所	プログラム	参加人数
平成29年9月22日 東京(1回目)	午前:海外市場開拓編 午後:トラブル対応編	47名 48名
平成29年11月17日 大阪	午前:海外市場開拓編 午後:トラブル対応編	44名 36名
平成29年12月15日 広島	午前:海外市場開拓編 午後:トラブル対応編	25名 24名
平成30年2月2日 東京(2回目)	午前:海外ビジネス力向上編 午後:各種契約編	41名 49名

また、平成28年度末に開始した、受講生用のケーススタディ集と自学自習用のブックレット教材のダウンロードサービスに加え、平成29年度は、情報・研修館のホームページからリンクする特設ダウンロードサイトを開設するとともに、電子化した受講生用の研修テキスト、講師用のティーチングノート等の教材のダウンロードサービスも開始したところ、ダウンロードサービス利用件数は、受講生用のケーススタディ集(各章のみを含む)1057件、受講生用の研修テキスト618件、講師用のティーチングノート等73件であった。

講師用のティーチングノート等の教材をダウンロードした者(企業の経営企画人材、企業の知財部門責任者、民間のコンサル事業者、金融機関関係者、商工団体関係者、大学教員等)を対象に、研修・セミナーの実施回数と受講生数を問い合わせたところ、平成29年度は、781名が本教材を使った研修・セミナーを受講したことが判明し、情報・研修館が主催した活用促進セミナーの受講生数177名を加えると、計958名が本教材を使った研修・セミナーを受講したことになる。

これら受講生数に、ブックレット教材のダウンロード利用者数878名を加えると、平成28年度実績値と合算した累積利用者数は2005名となり、第四

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- (1) 開発したケース教材について、セミナー開催や利用性調査を行いつつ、利用促進に努めるとともに、セミナー参加者等からケース教材に関する要望を聴取したところ、開発した教材の完成度・有用性が高く評価され、改善要望は少数にとどまったため、平成29年度はケース教材の改訂や新規教材の作成等は差し控え、ケース教材の利活用促進活動に注力した。(主要な業務実績の項番①③に記載)
- (2) 平成29年度は、全国で計4回のセミナーを開催し、セミナー開催と併せて、セミナー開催地域の中小企業や中小企業支援機関に対し、ケース教材の利活用可能性等の調査を実施した。また、教材等ダウンロードサービスで利用できる教材の範囲を拡大したところ、利用者が順調に伸びた。さらに、本教材を使った研修・セミナーの受講者数に、自学自習用のブックレット教材のダウンロード利用者数を加えると、平成28年度実績値と合算した累積利用者数は2005名となり、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき成果指標(アウトプット)の目標値1500名以上を前倒して達成したことになった。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) ケース教材の普及や今後の改訂等の参考とすべく、ケース教材の活用

				<p>期中期目標期間の最終年度までに達成すべき目標値1500名以上を前倒して達成したことになった。</p> <p>③ ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てるため、上記の活用促進セミナー等では、受講者を対象にアンケート調査と個別ヒヤリングを実施した。その結果概要は下記のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1605 317 2089 520"> <thead> <tr> <th>アンケート回答項目</th> <th>回答者比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大変参考になった</td> <td>63.3%</td> </tr> <tr> <td>参考になった</td> <td>29.0%</td> </tr> <tr> <td>あまり参考にならなかった</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>ほとんど参考にならなかった</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>7.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1448 554 2267 1566"> <thead> <tr> <th>ヒヤリング対象者の属性</th> <th>ヒヤリングで収集したケース教材の利活用に関する主な意見 (ヒヤリング対象者の属性ごとに代表的な2例を掲載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の経営企画担当人材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実際の企業活動の中で起こった事例をもとに作成されたケース教材であることから、リアリティがあり、グループ討議と受講生用の研修テキストに記載されていた観点が大きい参考になった。 ケース教材では、弊社でも起こりうることで取り上げられていたため、この教材を社内の職員教育でも使いたい。 </td> </tr> <tr> <td>企業の知財部門責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ケース教材で取り上げられている事例の幾つかは、弊社でも過去に類似の事例があったため、グループ討議のときにグループ内で紹介したところ、参考になったとグループ内の他社メンバーから感謝された。 弊社では遭遇したことがないケースも取り上げられており、将来起こったときの対応策を考える上で、頭の体操ができ、大いに役立つものだった。 </td> </tr> <tr> <td>民間のコンサル事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 今回のセミナーは無料だったが、これほどの教材を使ったセミナーなら、受講料をかなり高くしても顧客満足度は十分。 このケース教材は、民間が受講料を取る研修にも使ってよいとの説明があったので、事業計画に取り込めるか検討したい。 </td> </tr> <tr> <td>金融機関の職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実例をもとにしたケース教材は理解を深めるうえでよかった。特に、ショートケースにしてくれていたのがよい。 企業活動をサポートすることが求められる弊社の職員に別途セミナーを開催したい。 </td> </tr> <tr> <td>大学教員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 弊学では知財教育を進めているので、後期の講義から受講生用のケーススタディ集と講師用のティーチングノート等の教材を使ってみようと思う。 学生を対象に使ってみたところ、学生の状況次第で、講義の進め方を工夫しないといけないところもあったが、企業人向けの教材としての完成度は高い。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、アンケート及び個別ヒヤリングの結果から、開発したケース教材に対する改善要望が少数にとどまったため、上記の項番①に記載したように、平成29年度は、教材の改訂等は差し控えて、利活用促進活動に注力した。</p>	アンケート回答項目	回答者比率	大変参考になった	63.3%	参考になった	29.0%	あまり参考にならなかった	0.6%	ほとんど参考にならなかった	0.0%	未回答	7.1%	ヒヤリング対象者の属性	ヒヤリングで収集したケース教材の利活用に関する主な意見 (ヒヤリング対象者の属性ごとに代表的な2例を掲載)	企業の経営企画担当人材	<ul style="list-style-type: none"> 実際の企業活動の中で起こった事例をもとに作成されたケース教材であることから、リアリティがあり、グループ討議と受講生用の研修テキストに記載されていた観点が大きい参考になった。 ケース教材では、弊社でも起こりうることで取り上げられていたため、この教材を社内の職員教育でも使いたい。 	企業の知財部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> ケース教材で取り上げられている事例の幾つかは、弊社でも過去に類似の事例があったため、グループ討議のときにグループ内で紹介したところ、参考になったとグループ内の他社メンバーから感謝された。 弊社では遭遇したことがないケースも取り上げられており、将来起こったときの対応策を考える上で、頭の体操ができ、大いに役立つものだった。 	民間のコンサル事業者	<ul style="list-style-type: none"> 今回のセミナーは無料だったが、これほどの教材を使ったセミナーなら、受講料をかなり高くしても顧客満足度は十分。 このケース教材は、民間が受講料を取る研修にも使ってよいとの説明があったので、事業計画に取り込めるか検討したい。 	金融機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 実例をもとにしたケース教材は理解を深めるうえでよかった。特に、ショートケースにしてくれていたのがよい。 企業活動をサポートすることが求められる弊社の職員に別途セミナーを開催したい。 	大学教員	<ul style="list-style-type: none"> 弊学では知財教育を進めているので、後期の講義から受講生用のケーススタディ集と講師用のティーチングノート等の教材を使ってみようと思う。 学生を対象に使ってみたところ、学生の状況次第で、講義の進め方を工夫しないといけないところもあったが、企業人向けの教材としての完成度は高い。 	<p>促進セミナー等で、受講者を対象にアンケート調査と個別ヒヤリングを実施したところ、開発したケース教材は完成度も高く、利用性が高いとの評価であったため、平成29年度は利活用促進活動に注力した。(主要な業務実績の項番①③に記載)</p>	
アンケート回答項目	回答者比率																													
大変参考になった	63.3%																													
参考になった	29.0%																													
あまり参考にならなかった	0.6%																													
ほとんど参考にならなかった	0.0%																													
未回答	7.1%																													
ヒヤリング対象者の属性	ヒヤリングで収集したケース教材の利活用に関する主な意見 (ヒヤリング対象者の属性ごとに代表的な2例を掲載)																													
企業の経営企画担当人材	<ul style="list-style-type: none"> 実際の企業活動の中で起こった事例をもとに作成されたケース教材であることから、リアリティがあり、グループ討議と受講生用の研修テキストに記載されていた観点が大きい参考になった。 ケース教材では、弊社でも起こりうることで取り上げられていたため、この教材を社内の職員教育でも使いたい。 																													
企業の知財部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> ケース教材で取り上げられている事例の幾つかは、弊社でも過去に類似の事例があったため、グループ討議のときにグループ内で紹介したところ、参考になったとグループ内の他社メンバーから感謝された。 弊社では遭遇したことがないケースも取り上げられており、将来起こったときの対応策を考える上で、頭の体操ができ、大いに役立つものだった。 																													
民間のコンサル事業者	<ul style="list-style-type: none"> 今回のセミナーは無料だったが、これほどの教材を使ったセミナーなら、受講料をかなり高くしても顧客満足度は十分。 このケース教材は、民間が受講料を取る研修にも使ってよいとの説明があったので、事業計画に取り込めるか検討したい。 																													
金融機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> 実例をもとにしたケース教材は理解を深めるうえでよかった。特に、ショートケースにしてくれていたのがよい。 企業活動をサポートすることが求められる弊社の職員に別途セミナーを開催したい。 																													
大学教員	<ul style="list-style-type: none"> 弊学では知財教育を進めているので、後期の講義から受講生用のケーススタディ集と講師用のティーチングノート等の教材を使ってみようと思う。 学生を対象に使ってみたところ、学生の状況次第で、講義の進め方を工夫しないといけないところもあったが、企業人向けの教材としての完成度は高い。 																													
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース教材等ダウンロードサービスで利用できるケース教材の範囲を拡大するとともに、中小企業の集積度が高い首都圏や近畿圏等の主要地域で「グローバル知財人財育成用教材」の活用促進セミナーを計4回開催した。また、セミナーの開催に際し、開催地の民間のコンサル事業者、金融機関関係者、専門職大学院を中心とする大学教員等に対し、ケース教材の利点や活用方法の体験・理解を通じて、活用促進セミナーへの参加を呼びかけ、ケース教材の利 																										

			<p>げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>活用の促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース教材の開発に際しては、外部有識者からの意見や助言等を聴取しつつ、実際に企業活動の中で起こった事例をもとに作成するとともに、効果検証研修等を通じ、実際の利活用を意識した改善等に努めた結果、多くのセミナー参加者等から教材の完成度や利用性の高さについて高評価を得た。 																																								
<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、対面型の集合研修のみでは学習時間を十分に確保できないため、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の利用がますます効果的かつ効率的となっている。そこで、情報・研修館はこれまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を進め、これらニーズに応えていく。</p>	<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>① 特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の利活用を推進する。</p> <p>② これまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を計画的に進める。</p> <p>③ eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、回答内容を整理・分析することにより、さらなる教材改善の方向性を探る。</p>	<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>① スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムが平成28年度第3四半期末から運用開始となったことを踏まえ、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大、学校等での知財学習での利用促進を進めていく。</p> <p>② 平成29年度は、平成28年度に策定したeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画(骨子案)を踏まえ、特許庁職員向けのeラーニング教材の改訂を順次進めて行くとともに、企業等で知財戦略や知財活用に関する業務に従事する者に役立つ新規教材の開発を行う。平成29年度に改訂または開発するeラーニング教材は、計6編を目標とする。</p> <p>③ eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析して、平成30年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用する。</p>	<p><評価の視点></p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>(1) スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムが平成28年度第3四半期末から運用開始となったことを踏まえ、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大、学校等での知財学習での利用促進を進めたか。</p> <p>(2) 平成28年度に策定したeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画を踏まえ、特許庁職員向けのeラーニング教材の改訂を順次進めて行くとともに、企業等で知財戦略や知財活用に関する業務に従事する者に役立つ新規教材の開発を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度に改訂または新たに開発した教材は目標値として掲げられた計6編を達成したか。 <p>(3) eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析して、平成30年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>① スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴を可能とした新たな情報・研修館のeラーニング提供システムについて、社会人や学校等向けの各種知財関連イベントでの広報資料の配布等、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大や学校等における知財学習での利用促進に努めた。平成29年度のeラーニング登録利用者5068名は、第三期中期目標期間の最終年度実績値4642名の109%に増加した。平成29年度作成コンテンツのリリース時期が第4四半期に集中したこと、平成29年度は第四期中期目標期間の中間年に当たることも踏まえれば、中期目標の目標値を達成する土台は十分にできた。</p> <p>② 平成29年度は、最新のトピックであり、かつユーザーの関心も高いeラーニング教材を中心に開発することとし、目標値の2倍に当たる12編(下表に新規開発または改訂した教材を示す。)のeラーニング教材を作成・公開し、ユーザーの利用に供した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>eラーニング教材のタイトル</th> <th>新規</th> <th>改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント2</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業財産権登録の実務</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>英語起案文例の活用に向けて</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IoT関連技術の審査基準等について</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回日越人材育成機関連携セミナー</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6回日中韓人材育成機関連携セミナー</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不正競争防止法の概要</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要と手続き</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務](平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>意匠・商標制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の知的財産(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>計12編</p> <p>この結果、平成29年度末現在でユーザーが利用できるeラーニング教材コンテンツ数は、計84編(第三期中期目標期間最終年度の61編の137%)となり、第四期中期目標で掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値(第三期中期目標期間の最終年度の教材コンテンツ数の1.5倍以上)に向け、妥当な水準を超える結果であった。</p>	eラーニング教材のタイトル	新規	改訂	海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント2	○		産業財産権登録の実務		○	英語起案文例の活用に向けて	○		IoT関連技術の審査基準等について	○		第3回日越人材育成機関連携セミナー	○		第6回日中韓人材育成機関連携セミナー	○		不正競争防止法の概要		○	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要と手続き	○		商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務](平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○		知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○		意匠・商標制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○		その他の知的財産(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○		<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><eラーニング教材の開発と改訂></p> <p>(1) 利用者の拡大を図るため、知財関連イベントでの広報等によって、eラーニングの登録利用者の拡大を図ったところ、第四期中期目標期間(4年間)の2年度目に当たる平成29年度として、目標値を達成する土台は十分にできたと判断する。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 平成29年度のeラーニング教材作成数は、目標6編に対し、12編であった。この結果、利用可能となった教材コンテンツ数は、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対して137%となり、第四期中期目標で掲げられた目標(1.5倍)に向け、妥当な水準を超える結果になった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 平成29年度の利用者アンケートで得られたデータを整理・分析し、平成30年度以降のeラーニング教材コンテンツ開発の参考にとすることとした。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>
eラーニング教材のタイトル	新規	改訂																																										
海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント2	○																																											
産業財産権登録の実務		○																																										
英語起案文例の活用に向けて	○																																											
IoT関連技術の審査基準等について	○																																											
第3回日越人材育成機関連携セミナー	○																																											
第6回日中韓人材育成機関連携セミナー	○																																											
不正競争防止法の概要		○																																										
特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要と手続き	○																																											
商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務](平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○																																											
知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○																																											
意匠・商標制度の概要(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○																																											
その他の知的財産(平成29年度知的財産権制度説明会(実務者向け))	○																																											

<知財デジタル教材等の開発>

新たに開発中のグローバル知財人財の育成教材については、その一部を電子化してアーカイブサービスによって提供するなど、ICT技術の普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進する。

<知財デジタル教材等の開発>

- ① ICTの普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進するため、グローバル知財人財の育成教材等については、その必要部分を電子化して、アーカイブサービスによって広く提供する。
- ② アーカイブサービスの利用者ニーズを把握するため、利用者アンケートを実施する。

<知財デジタル教材等の開発>

- ① 情報通信技術(ICT)の普及を踏まえ、情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供する。平成29年度は、平成28年度末に提供開始したものも含め、自己研鑽型学習に利用できる教材の普及に努める。

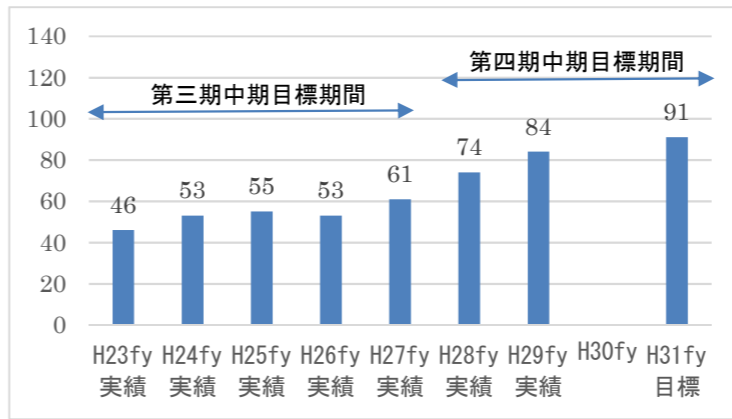
<知財デジタル教材等の開発>

- (1) 情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供したか。また、自己研鑽型学習に利用できる教材の普及に努めたか。

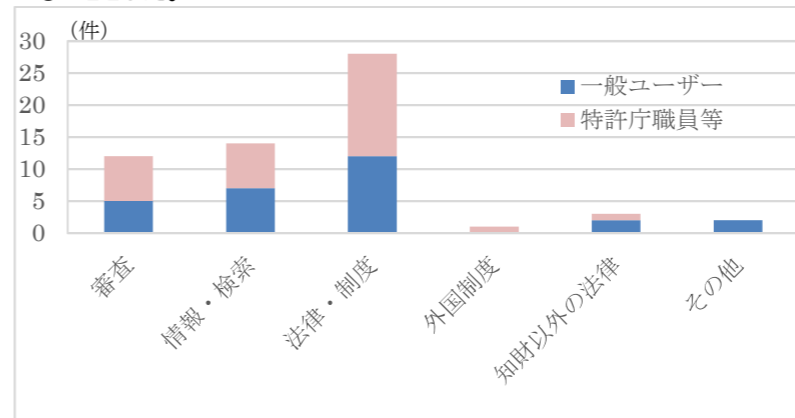
<知財デジタル教材等の開発>

- ① 情報通信技術(ICT)の普及を踏まえ、グローバル知財マネジメント人財育成教材について、受講生用のケーススタディ集(電子版)、受講生用の研修テキスト(電子版)、自己研鑽型学習に利用できるブックレット教材(電子版)に加え、講師用のティーチングノート等の教材(電子版)について、特設ダウンロードサイトから利用できるようにした。また、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の講習会等で使うスライド教材を、企業の社内研修資料としても使えるように、講師用ノートも付した電子版資料に編纂し直し、専用のダウンロードサイトでユーザーが利用できるようにした。これら電子版化した教材のダウンロード利用数は下記のとおり。

分類	教材の名称	ダウンロード数
グローバル知財マネジメント人財育成教材	ケーススタディ集(各章のみを含む)	1057件
	研修テキスト	681件
	講師用のティーチングノート等	73件
	ブックレット教材	878件
J-PlatPat 等利用方法に関する講師用ノート付テキスト		717件



- ③ 平成30年度以降の教材開発の方向性を検討する参考資料として、平成29年度の利用者アンケートデータの整理・分析を実施した。アンケート結果によると、今後受講してみたいコンテンツ(カテゴリー別)は下記のとおりであったため、これらデータも参考にしながら平成30年度以降のコンテンツ開発を進めることとした。



(一般ユーザー) 知財関連の知識を得たい社会人、学生等
(特許庁職員等) 特許庁職員、情報・研修館職員等

<知財デジタル教材等の開発>

- (1) グローバル知財マネジメント人財育成プログラム開発事業にて開発した教材(電子版)をダウンロード可能とし、広く一般に提供した。また、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)講習会等で使う教材を、企業等が内部で使えるように編纂し直し、電子版をダウンロードして使えるようにした。(主要な業務実績の項番①に記載)

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																		
<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>明日の産業人材として知財学習に取り組む人材の支援のため、初心者用教材を提供して、学習者の知的財産に関する創造力・実践力・活用力の向上を図る。</p>	<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>① 知財学習に取り組む人材を支援するため、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業を実施する。</p> <p>② 高校生の学習成果の発表機会を設け、企業等で知財関連業務に従事する者を審査委員とする審査会での選定によって、優れた取組を行った高校生を顕彰する。</p>	<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>①明日の産業人材である専門高校生や高等専門学校生の知財学習を支援する、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型(事業期間:最長3年)と導入・定着型(事業期間:1年)との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会で採択候補を選定し、展開型については、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘事項等に基づいて活動の改善を求めたか。</p> <p>②第27回全国産業教育フェア(10月に秋田県で開催予定)において、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業での取組成果を展示・発表する「成果展示・発表会」を開催し、開催地の地元企業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者の審査により優れた取組を表彰したか。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>(1)知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型と導入・定着型との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会で採択候補を選定し、展開型については、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘事項等に基づいて活動の改善を図る必要がある場合には活動改善を求めたか。</p> <p>・本事業で知財学習に取り組んだ生徒・学生数、事業実施校から生まれるグッドプラクティスの件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行ったか。</p> <p>(2)第27回全国産業教育フェアにおいて、「成果展示・発表会」を開催し、開催地の地元企業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者の審査により優れた取組を表彰したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>① 高等学校(専門学科)の生徒及び高等専門学校の学生を対象とする知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型と導入・定着型との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会(以下「推進委員会」という。)で採択候補を選定し、採択となった実施校で行われる知財学習活動を支援した。</p> <p>【平成29年度事業での採択校－82校(対象生徒・学生数 24,139名)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">導入・定着型</td> <td>工業高校</td> <td>32校</td> <td rowspan="6">展開型</td> <td>工業高校</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>商業高校</td> <td>19校</td> <td>商業高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>農業高校</td> <td>7校</td> <td>農業高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>水産高校</td> <td>6校</td> <td>水産高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>4校</td> <td>高等専門学校</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68校</td> <td>合計</td> <td>14校</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 展開型14校には、平成27年度採択校(5校)、平成28年度採択校(6校)を含む</p> <p>展開型の事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書にもとづき、推進委員会において、平成29年度及び平成28年度採択校の9校については中間評価を、平成27年度採択校の5校については事業終了時評価を、それぞれ行った。</p> <p>② 情報・研修館では、第27回全国産業教育フェア(さんフェア秋田2017)の事務局との事前調整を行って、平成29年度知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業成果展示・発表会を同フェアの中で開催した。本事業で採択され知財学習活動を実施している74校の専門高校の中から13校を選定し、成果展示と発表の機会を提供した。</p> <p>聴衆約150人の前で行われた発表会では、優れた発表を顕彰するため、開催地である秋田県の実業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者を審査委員として委嘱し、委員の選定結果にもとづき、計6校を表彰した。</p> <p>この展示・発表会の波及効果の1つとして、秋田県の有力地元新聞が本事業を社説の中で取り上げることがあった。「知的財産の活用－企業価値高める努力を」と題する社説では、国の知的財産に対する取組、秋田県内の知的財産を取り巻く現状等に加え、情報・研修館が実施している本事業</p>	タイプ	校種	採択数	タイプ	校種	採択数	導入・定着型	工業高校	32校	展開型	工業高校	4校	商業高校	19校	商業高校	2校	農業高校	7校	農業高校	2校	水産高校	6校	水産高校	2校	高等専門学校	4校	高等専門学校	4校	合計	68校	合計	14校	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>(1)知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業については、平成29年度計画に記載された全ての事業を確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)第27回全国産業教育フェア(さんフェア秋田2017)の中で、平成29年度知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業成果展示・発表会を開催できるよう、さんフェア秋田2017の事務局と調整し、展示・発表会を開催した。</p> <p>秋田県の実業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者を審査委員として委嘱し、選定結果にもとづき、優れた取組を発表した6校を表彰した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
タイプ	校種	採択数	タイプ	校種	採択数																																	
導入・定着型	工業高校	32校	展開型	工業高校	4校																																	
	商業高校	19校		商業高校	2校																																	
	農業高校	7校		農業高校	2校																																	
	水産高校	6校		水産高校	2校																																	
	高等専門学校	4校		高等専門学校	4校																																	
	合計	68校		合計	14校																																	

<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、共催団体と協力しながら、運営事務局としてコンテストの企画・運営を担う。</p>	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠の創作を対象に、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しながら運営する。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校を拡大するため、広報活動を強化する。</p>	<p>査により優れた取組を表彰する。</p> <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の明日の産業人材である生徒・学生等の発明や意匠創作を公募し、優れた発明や意匠創作の表彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)について、事務局として、同コンテストの企画、公募業務、選考委員会の運営、表彰式の運営等を担当し、開催する。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の110%以上となるよう、学校訪問による啓発活動及び広報活動の回数、学生・生徒の成果の報道件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。</p>	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1)パテントコンテスト・デザインパテントコンテストにおいて、情報・研修館は、事務局として、同コンテストの企画、公募、選考委員会の運営、表彰式の運営等の業務を担当し、企画・運営・開催を主導したか。</p> <p>(2)上記コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の110%以上となったか。</p>	<p>業及び本事業に採択され知財学習と知的財産の創造・実践・活用に取り組んでいる地元の専門高校の取組も紹介された。</p> <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)の事務局として、情報・研修館が企画、公募、選考委員会の運営、表彰式の運営等を担い、全ての業務を確実に実施した。</p> <p>② 広報の拡大、学校訪問による直接的な働きかけ等によって、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数は135校(第三期中期目標期間の最終年度実績値の132%)に増えた。</p> <table border="1" data-bbox="1448 640 2264 846"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>モニタリング指標とした項目</th> <th>実績数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普及啓発活動</td> <td>広報活動の回数</td> <td>389回</td> </tr> <tr> <td>学校訪問による働きかけの回数</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>成果指標(アウトプット)</td> <td>パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数</td> <td>135校(132%に増)</td> </tr> <tr> <td>波及効果</td> <td>生徒・学生等の取組成果の報道件数</td> <td>24件</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の結果に示すように、29年度計画目標を超過達成(対目標値121%)するとともに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値である第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上を、平成29年度に2年前倒して上回ることとなった。</p>	分類	モニタリング指標とした項目	実績数	普及啓発活動	広報活動の回数	389回	学校訪問による働きかけの回数	15回	成果指標(アウトプット)	パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数	135校(132%に増)	波及効果	生徒・学生等の取組成果の報道件数	24件	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1)平成29年度の実行委員会、選考委員会及び表彰式は、第1回実行委員会にて承認したスケジュールに沿って、いずれも順調に開催された(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)年度当初から取り組んだ学校等、マスメディアへの普及・啓発・広報活動の成果もあり、平成29度は135校(第三期中期目標期間の最終年度実績値の132%に相当)に達し、平成29年度計画を超過達成(対目標値121%)すると同時に、第四期中期目標に掲げられた目標値を2年前倒して達成した。(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>	
分類	モニタリング指標とした項目	実績数																		
普及啓発活動	広報活動の回数	389回																		
	学校訪問による働きかけの回数	15回																		
成果指標(アウトプット)	パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数	135校(132%に増)																		
波及効果	生徒・学生等の取組成果の報道件数	24件																		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 目標達成に貢献した特筆すべき取組として、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数増加のための取組を従前より大幅に拡大・強化した。この取組により、29年度計画目標を超過達成(対目標値121%)するとともに、第四期中期目標に掲げられた成果指標(アウトプット)の目標値を、2年前倒して上回ることとなった。</p>																
<p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>我が国の知的財産人材育成機関が参加する知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化を図り、協議会主催のセミナー等を実施する。</p>	<p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化、協議会主催のセミナーの企画・参加者募集・開催運営等を行う。</p>	<p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知財人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 民間の知的財産人材育成機関6団体と情報・研修館から構成される知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会</p>	<p><評価の視点></p> <p><国内の知財人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1)知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><国内の知財人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を行った。</p> <p>これらの取組の中でも、協議会会員との組織的検討を経て作成した「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」(平成29年9月12日)は、政府に対し、早急に中長期的な知的財産人材育</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><国内の知財人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1)知的財産人材育成推進協議会の事務局として、同協議会の会則に則り、平成29年度計画に記載された全ての業務を確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に</p>															

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

民間企業職員等の社会人向けに、中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して連携セミナーを開催することを含め、中国、韓国の知的財産人材育成機関とお互いが実施している研修等について相互協力を進める。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- ① 中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して、民間企業等の社会人向けにセミナーを開催する。
- ② 定期的に実施する日中韓の知的財産人材育成機関の定期会合において、教材の相互交換、セミナー講師の派遣等について協議し、合意にしたがって相互協力を進める。

が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を行う。
・平成28年度に設置された知財創造教育推進コンソーシアムにおいて、参加関係機関・団体等との連携・協力を深めていく。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- ① 従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象としたセミナーを平成29年度は近畿地域で開催する。
- ② 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合(年度内に1回以上)を開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行うとともに、知的財産関連人材の育成用教材の相互交換、各国で実施されるセミナーへの講師の相互派遣等について協議し、合意された事項については着実に実施する。

する協議会としての提言の取りまとめ作業等を適切に実施したか。
(2)平成28年度に設置された知財創造教育推進コンソーシアムにおいて、参加関係機関・団体等との連携・協力を深める活動を行ったか。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- (1)従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象としたセミナーを平成29年度は近畿地域で開催したか。
- (2)中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合を年に1回開催し、議題にもとづいて情報交換や意見交換を行ったか。会合で合意された事項の実施は進んだか。

成の総合戦略を検討し、新たな戦略プランを策定する必要性を訴えるものであるが、その後、知的財産戦略推進本部において、「知的財産戦略ビジョン」の検討が開始された。

知的財産人材育成推進協議会が主催するオープンセミナーの開催実績は、以下のとおり。

開催年月日	講演者及びタイトル	参加人数
平成29年10月10日	妹尾堅一郎氏 プラットフォーム化とサービス化:加速的に変容するビジネスモデルと知財マネジメント	170名
平成29年11月7日	立本博文氏 ビジネスエコシステムとプラットフォームビジネス	139名
平成29年12月19日	住田孝之氏 イノベーション政策と知財政策~大きな変革で日本を再生する~	98名

- ・ 知的財産戦略本部事務局が主宰する「知財創造教育推進コンソーシアム」については、コンソーシアム参加機関として、会議や会合の場で意見表明するとともに、他の参加機関・団体等との意見交換も行った。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- ① 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象とした以下のセミナーを韓国テジョン及び大阪で開催した。

開催日	セミナー名	開催地
平成29年4月10日	韓国国際知識財産研修院30周年記念シンポジウム	テジョン
平成29年9月13日	第6回日中韓人材育成機関連携セミナー テーマ:内外知財データベース紹介	大阪

- ② 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との間で、下記の定期会合を開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行った。

実施日	会合名	開催地
平成29年9月14日	第5回日韓人材育成機関会合	大阪
平成29年9月14日	第11回日中韓人材育成機関会合	大阪
平成29年9月15日	第8回日中韓人材育成機関長会合	大阪

定期会合では、知的財産関連人材の育成用教材の相互交換、各国で実施されるセミナーへの講師の相互派遣等について協議し、合意された以下の事項について着実に実施した。

会合	合意事項の実施
日中韓 日中 日韓	各国が保有するeラーニングコンテンツをリスト化するためのテンプレートを作成して他国との調整を行った。 講師派遣の具体的なスキームを立案し、他国との調整を行った。

記載)。
(2)知財創造教育推進コンソーシアム参加機関として、他の参加機関・団体等との意見交換も行った。(主要な業務実績の項番①に記載)。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- (1)日中韓の人材育成機関の協力事業として、大阪においてセミナーを開催した。また、韓国(テジョン)で開催するセミナーに講師を派遣した(主要な業務実績の項番①に記載)。
- (2)日中韓、日中及び日韓の定期会合を開催し、各会合での合意事項については、具体的な提案を行い、着実に実施した(主要な業務実績の項番②に記載)。

<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>ASEAN諸国等の知的財産人材育成機関との連携構築を行い、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。</p>	<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>① ベトナム等との協議を進め、人材育成に関する協力事業を企画・実施することを第一歩に、ASEAN諸国等の知財人材育成機関との関係を強化する。</p>	<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>① 平成27年度から協議を重ねてきたベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の内容、我が国企業の進出意欲が高い国であることを踏まえて、ベトナムとの協力事業(例えば、ベトナムにおける知財人材育成セミナー等への講師派遣)の具体化を図る等、ASEAN諸国等との連携強化を進める。</p>	<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>(1) 平成27年度から協議を重ねてきたベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の内容、我が国企業の進出意欲が高い国であることを踏まえて、ベトナムとの協力事業の具体化を図る等、ASEAN諸国等との連携強化を進めたか。</p>	<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>① 第1回日越人材育成機関会合での合意に基づき、初めて日本にて以下のベトナム知的財産研究所との会合及び連携セミナーを開催した。</p> <table border="1" data-bbox="1448 317 2243 552"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合等名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年5月10～12日</td> <td>ベトナム知的財産研究所等からの調査訪問受入</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月9日</td> <td>第3回日越人材育成機関会合</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月9日</td> <td>第3回日越人材育成機関連携セミナー ベトナムにおける知的財産の利活用戦略</td> <td>東京</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベトナム以外のASEAN諸国とも以下のように意見交換やセミナーを開始した。特に、シンガポール IP アカデミーとは協力事業について検討を行うことになった。</p> <table border="1" data-bbox="1448 680 2243 947"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年9月25日</td> <td>シンガポール IP アカデミー等との意見交換</td> <td>シンガポール</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月1日</td> <td>シンガポール IP アカデミーとの意見交換</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月8日</td> <td>ラオスフォローアップセミナー テーマ:知的財産制度の円滑な運用のための人材育成</td> <td>ヴィエンチャン</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	会合等名	開催地	平成29年5月10～12日	ベトナム知的財産研究所等からの調査訪問受入	東京	平成29年11月9日	第3回日越人材育成機関会合	東京	平成29年11月9日	第3回日越人材育成機関連携セミナー ベトナムにおける知的財産の利活用戦略	東京	開催日	会合名	開催地	平成29年9月25日	シンガポール IP アカデミー等との意見交換	シンガポール	平成29年11月1日	シンガポール IP アカデミーとの意見交換	東京	平成29年11月8日	ラオスフォローアップセミナー テーマ:知的財産制度の円滑な運用のための人材育成	ヴィエンチャン	<p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> <p>(1) 初めて日本において、ベトナム知的財産研究所との会合及び連携セミナーを開催した。また、同じくASEAN諸国であるシンガポールIPアカデミーとは協力事業について検討を行うことになった。(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>	
開催日	会合等名	開催地																												
平成29年5月10～12日	ベトナム知的財産研究所等からの調査訪問受入	東京																												
平成29年11月9日	第3回日越人材育成機関会合	東京																												
平成29年11月9日	第3回日越人材育成機関連携セミナー ベトナムにおける知的財産の利活用戦略	東京																												
開催日	会合名	開催地																												
平成29年9月25日	シンガポール IP アカデミー等との意見交換	シンガポール																												
平成29年11月1日	シンガポール IP アカデミーとの意見交換	東京																												
平成29年11月8日	ラオスフォローアップセミナー テーマ:知的財産制度の円滑な運用のための人材育成	ヴィエンチャン																												
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>特になし</p>																										

<p>4. その他参考情報</p>

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビューシート	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第四期中期目標期間中に正規職員の10%程度を総合職人材または専門職人材として新規採用【中期目標】	—	正規職員に登用された者:29年4月1日時点で計3人	正規職員に登用された者:30年4月1日時点で累計6人			
プロパー職員化を前提とした契約職員の採用【年度計画】	4人	4人	5人			
職員休暇取得率を第四期中期目標期間最終年度までに第三期中期目標最終年度に比べて120%以上【中期目標】	56.5人	60.8人	64.9人			
職員の月1休暇の取得人数【年度計画】	62人以上	60.8人	64.9人			
第四期中期目標期間中に業務改革計画策定件数4件以上【中期目標】	中期目標期間中に4件	2件	1件			
「特許庁業務・システム最適化計画」進捗状況と連動し進める情報・研修館の業務システム合理化により、関連事業経費を合理化前の80%以下【中期目標】	—	—	—			
第四期中期目標期間最終年度までに中期目標期間初年度の費用総額に対して新規追加・拡充分を除き、4%以上(毎年度前期比1.3%程度(新規追加・拡充分除く)の効率化の達成【中期目標、中計画、年度計画】	—	▲5.7%(対27年度比)	▲4.21%(対28年度比)			

33. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
						評価
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の効果的な実施	Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務の効果的な実施 〈主な定量的指標〉	1. 業務の効果的な実施 〈主要な業務実績〉	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○業務運営の効率化に関する事項の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(3) B(5) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点 (1)プロパー職員化を前提とした契約職員の採用について、平成29年度は5名を新規に採用し、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、平成30年4月1日時点で合計6名となった。</p> <p>また、平成29年度にプロパー化を前提とした契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、平成30年4月1日付けで総合職人材4名を新規に採用した。 このように、第四期中期目標期間の最終年度目標(10%程度)に向け、順調に採用が進んでいる。</p>	
			<p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)全正規職員に占める新規採用するプロパー職員の割合 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに10%程度 [指標]平成29年度はテニュアトラック制度による契約職員を4名程度採用</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(2)業務の効率化とワークライフバランスの推進等による職員の休暇取得率 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第</p>	<p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、平成29年度は5名を新規に採用し、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、正規職員として4名を新規に登用した。これにより、正規職員に登用された者は、平成30年4月1日時点で合計6名となった。</p> <p>また、平成29年度にプロパー化を前提とした契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、平成30年4月1日付けで総合職人材4名を新規に採用した。</p> <p>このように、第四期中期目標期間の最終年度目標(10%程度)に向け、順調に採用が進んでいる。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>② ワークライフバランスの推進並びに円滑な業務遂行との両立を図るため、通年及び夏季期間(7月、8月)において、働き方改革の取組を実施し、平成29年度における月1休暇取得人数は、平均64.9人(平成27年度比115%)となり、平成29年度の目標値(62人以上)を上回った。</p>		

<p>2. 業務運営の合理化</p>			<p>三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上 [指標]平成29年度は月1休暇の取得人数を平均62人以上</p> <p><その他の指標></p> <p>(3)目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 [指標]役員会は原則月1回 [指標]定例の運営会議は原則毎週1回 [指標]重要・新規案件検討会、調達検討会は必要に応じて随時</p> <p>2. 業務運営の合理化 (主な定量的指標)</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)業務プロセスの可視化、リスク因子の分析、リスク対応マネジメント体制の検討によって策定した業務改革計画の件数 [指標]第四期中期目標期間を通じて4件以上</p> <p>(2)「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況と連動して進める情報・研修館の業務・システムの合理化による関連事業の経費 [指標]合理化前の80%以下</p> <p><その他の指標></p> <p>(3)情報・研修館の次期業務基盤システムの調達計画、次期知財総合支援窓口の業務改革の推進計画のそれぞれについて、マイルストーンを設定したロードマップを定め、進捗</p>	<p><その他の指標に係る業務実績></p> <p>③ 目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 ア. 役員会(理事長、理事のほか、監事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部長等が出席)は、月1回開催した。 イ. 定例の運営会議(理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部長が出席)は、週1回開催した。 ウ. 重要・新規案件検討会、調達検討会は、以下の重要案件を中心に随時開催した。 ・平成30年7月に予定される情報・研修館本部の外部借室への移転に向けた検討会 ・平成29年7月に開設した近畿統括本部開設に向けた検討会 ・平成30年度からの知財総合支援窓口運営業務の調達に向けた検討会</p> <p>2. 業務運営の合理化 (主要な業務実績)</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 平成29年度は情報・研修館情報基盤システムによる業務改革に着手した。同システムは、平成30年1月より稼働し、情報・研修館業務で使用されている各種ネットワークの一元化といった業務改革を実現した。 ② 業務・システム合理化により、事業の経費を合理化前の80%以下にするの目標に向けて、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、以下の事項を実施した。 ・特許情報プラットフォームのユーザーからのニーズの高い検索機能の向上について、特許・実用新案検索機能の刷新(外国公報の英語テキスト検索機能等)を平成30年3月から提供を開始した。 ・次期特許情報プラットフォームのシステム開発にあたり、特許庁担当者と適切に連携して基本設計工程・詳細設計工程を進めるとともに、特許庁側で構築するシステム(情報提供サーバ等)の担当部署との間でプロジェクトマネージャー会議の実施等を通じて、双方の開発状況を把握し適切な進捗管理を実施した。</p> <p><その他の指標に係る業務実績></p> <p>③ 情報・研修館の次期情報基盤システムの調達計画、次期知財総合支援窓口の業務改革の推進計画のそれぞれについて、マイルストーンを設定したロードマップを定め、進捗状況のマイルストーン管理を的確に実施した。</p>	<p>5%となっており、中期目標達成に向けて順調に進んでいると評価できる。</p> <p><その他の指標の達成の観点></p> <p>(3)役員会は原則月1回、定例会は原則週1回、重要・新規案件検討会、調達検討会は必要に応じて随時開催した。</p> <p>2. 業務運営の合理化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)第四期中期目標期間中に業務改革計画を4件以上策定するの目標に向けて、29年度は1件(情報・研修館基盤システムによる業務改革)に着手した。これにより、累計3件となった。 (2)業務・システム合理化により、事業の経費を合理化前の80%以下にするの目標に向けて、特許庁システムと連動して特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。</p> <p><その他の指標の達成の観点></p> <p>(3)情報・研修館の次期業務基盤システムの調達計画、次期知財総合支援窓口の業務改革の推進計画のそれぞれについて、マイルストーンを設定したロードマップを定め、進捗</p>
--------------------	--	--	---	---	---

<p>3. 業務の適正化</p>			<p>状況のマイルストーン管理を的確に実施したか。</p> <p>3. 業務の適正化 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)一般管理費及び業務経費(新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除く)における効率化 [指標]第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上 [指標]毎年度、前年度比1.3%程度</p>	<p>3. 業務の適正化 〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 一般管理費と業務経費の効率化については、新規追加及び拡充を除くと△4.21%(平成28年度 9,205,617,497円→平成29年度 8,818,335,340円)となり、指標値(△1.3%程度)を上回る効率化が実現している。</p> <p>【新規、拡充・強化を除く費用額比較表】(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1427 575 2264 856"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28Fy</th> <th>H29Fy</th> <th>差額</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,907,375,789</td> <td>8,513,439,489</td> <td>▲ 393,936,300</td> <td>▲ 4.42</td> </tr> <tr> <td>産業財産権情報の提供事業</td> <td>3,235,746,471</td> <td>2,747,360,857</td> <td>▲ 488,385,614</td> <td>▲ 15.09</td> </tr> <tr> <td>知的財産の権利取得・活用の支援事業</td> <td>4,775,822,170</td> <td>4,904,791,912</td> <td>128,969,742</td> <td>2.70</td> </tr> <tr> <td>知的財産関連人材の育成事業</td> <td>895,807,148</td> <td>861,286,720</td> <td>▲ 34,520,428</td> <td>▲ 3.85</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人共通</td> <td>298,241,708</td> <td>304,895,851</td> <td>6,654,143</td> <td>2.23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,205,617,497</td> <td>8,818,335,340</td> <td>▲ 387,282,157</td> <td>▲ 4.21</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H28Fy	H29Fy	差額	増減率	業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	▲ 393,936,300	▲ 4.42	産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	▲ 488,385,614	▲ 15.09	知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	128,969,742	2.70	知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	▲ 34,520,428	▲ 3.85	一般管理費					法人共通	298,241,708	304,895,851	6,654,143	2.23	計	9,205,617,497	8,818,335,340	▲ 387,282,157	▲ 4.21	<p>状況のマイルストーン管理を的確に実施した。</p> <p>3. 業務の適正化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)業務の適正化及び競争的調達の推進により、平成29年度の一般管理費及び業務経費(新規業務及び拡充強化が求められた継続業務に係る経費除く)は対平成28年度比4.21%の効率化を達成した。(主要な業務実績①に記載)</p>	
区 分	H28Fy	H29Fy	差額	増減率																																										
業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	▲ 393,936,300	▲ 4.42																																										
産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	▲ 488,385,614	▲ 15.09																																										
知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	128,969,742	2.70																																										
知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	▲ 34,520,428	▲ 3.85																																										
一般管理費																																														
法人共通	298,241,708	304,895,851	6,654,143	2.23																																										
計	9,205,617,497	8,818,335,340	▲ 387,282,157	▲ 4.21																																										
<p>1. 業務の効果的な実施</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p>																																												
<p>(1)目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <p>業務担当部長等は各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。役員は、月1回開催する役員会、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて、業務遂行状況、予算執行状況、新たな課題と対応、調達方針等を把握、業務担当部長等と協議し、指示・決定することにより組織及び業務のマネジメントを行う。</p> <p>こうした目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務を遂行し、成果指標や効果指標に係る目標を達成する。</p>	<p>(1)目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じて効果的に業務を遂行する。</p> <p>② 役員は、組織及び業務の統括的なマネジメントを行うため、原則月1回開催する役員会、原則週1回開催する定例の運営会議、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与える。</p>	<p>(1)目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、本年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施する。</p> <p>・平成29年度は、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日 まち・ひと・しごと創生本部決定)にもとづき、第2四半期中に近畿統括本部を大阪市内に設置し、近畿地域を主な活動範囲として特に中小企業等のユーザーに対する支援サービスを強化するとともに、特許庁の同地域における活動と緊密な連携を</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)本年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施したか。</p> <p>・近畿統括本部について、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日 まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき適切に設置したか。また、近畿地域の支援サービス強化、特許庁との緊密な連携を図ったか。</p> <p>・近畿統括本部の開設準備のため、情報・研修館に近畿統括本部設置準備室(室長:総務部長)をおき、近畿統括本部開所のための準備を適切に実施したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 本年度計画に定めた目標について業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じて効果的で質の高い業務遂行のために、PDCAマネジメントを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿統括本部設置準備室のマネジメントのもとに、近畿統括本部(INPIT-KANSAI)を大阪市内の「グランフロント大阪」内に借室を契約し、7月1日に近畿統括本部・事業推進部を設置した。7月31日に開所式を挙行し、8月1日から、同本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口による企業等支援サービスを開始するとともに、特許庁の出張面接審査・テレビ面接審査のための場の整備も行った。また、近畿経済産業局、大阪府をはじめとする近畿地域の府県、さらには域内の商工団体、金融機関等との連携活動を開始した。 近畿統括本部の開設準備のために設置した近畿統括本部準備室は、役員の指揮の下、平成29年7月1日の同本部設置までに、年度計画に定めた業務マネジメントに係る事項や、同本部においてサービス提供を行うのに必要なインフラ整備等を完了し、7月31日の開所式の準備も滞りなく進め、8月1日からの本格的なサービス提供開始の準備を円滑に行った。 近畿統括本部における業務の目標管理と進捗管理は、情報・研修館本部と近畿統括本部間をつなぐTV会議システムを導入して毎週開催される連絡会や定例会議で近畿統括本部の活動状況を把握し、遅れや課題が発見された場合には速やかに課題等に対処できる体制を整備した。こうした業務管理体制を適切に運用したことが、例えば、近畿地域の中小企業等に対する海外展開知財支援のサービス件数が近畿統括本部開設前の前年度比で175%に急増したこと等の成果につながった。 <p>② 平成29年度は以下の会議を通じて、各事業の年度計画の実施状況の可</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)役員は、従来の慣習にとらわれず、業務遂行状況の可視化、課題発生時の迅速な対応等において、職責に応じたリーダーシップを発揮し、業務全般の円滑な実施と緊急事態への対応を実施し、目標管理と事業進捗管理を行い、目標達成を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、平成29年7月の近畿統括本部の開設にあたっては、役員は、特許庁をはじめとする関係機関との調整を行い、開所までのロードマップの作成、進捗状況の確認、開所後のサービス実施状況についてマネジメントを適切に行った。この結果、近畿統括本部は、開設後速やかにサービス提供を開始し、近畿地域での海外展開知財支援のサービス件数は前年度 																																									

	<p>③ 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、それらに基づいて適切な業務マネジメントを行う。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員は適切な対応策を指示する。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、担当業務の円滑な遂行を図る。</p>	<p>図る。</p> <p>・近畿統括本部の開設準備のため、情報・研修館に近畿統括本部設置準備室(室長:総務部長)をおき、近畿統括本部の所掌業務が円滑かつ効率的に実施できるよう、オフィスの確保、配置する人員及び組織体制の整備、業務遂行に関する規程等の整備、情報・研修館の東京オフィスとの円滑な業務連携のためのWeb会議システム導入等の業務マネジメントに係る事項に加え、企業等への支援サービス機能、公報情報等提供機能及び特許庁が行う面接審査・テレビ面接審査のサポート機能等のサービス提供において必要なインフラ等の整備、近畿統括本部のWebサイトやサービスガイド等の準備等の作業を順次進める。</p> <p>・近畿統括本部の設置とサービス提供は平成29年度の新規業務の中でも最も業務量が多い業務であることを踏まえ、これを円滑かつ効果的に遂行するため、業務の目標管理と進捗管理を確実に図る。そのため、毎週定期的に開催する連絡会(理事長、理事、センター長、情報統括監、人材開発統括監、総務部長で構成する会議)、運営会議(連絡会メンバーと業務担当部長で構成する会議)をはじめとする各種会議において、業務の進捗状況や重要な業務活動モニタリング指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じる。</p> <p>② 理事長及び理事は、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、役員会を原則月1回開催し、監事及び各部長等の管理職員から意見を求めた上で、意志決定を行う。また、理事長及び理事</p>	<p>・近畿統括本部の設置とサービス提供を円滑かつ効果的に遂行するため、業務の目標管理と進捗管理を確実に図る。各種会議において、業務の進捗状況や重要な業務活動モニタリング指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じたか。</p> <p>(2) 理事長及び理事は、役員会、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会等を通じて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与えることにより、適切な目標管理と業務進捗管理を行ったか。</p> <p>(3) 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行ったか。</p> <p>(4) 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行ったか。</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、年間の業務遂行予定表と調達予定表を作成して、業務担当部長、役員等と共有するとともに、これら予定表に基づき、担当する業務を円滑に遂行した</p>	<p>視化、PDCA サイクルの実現、契約手続の適正化等を実施した。</p> <p>ア. 連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、毎週月曜日午前に開催した。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、総務部長、総括担当部長代理の幹部が出席し、情報・研修館の重要案件等について、役員、幹部の意識統一を図った。 <p>イ. 役員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回(原則月末)開催した。役員会メンバー(理事長、理事)のほか、監事も出席し、人材開発統括監、情報統括監、センター長、総務部長、各担当部長等から業務実施状況報告(モニタリング指標に定められた指標値の状況も含む)、予算執行状況報告を受け、審議事項の審議・決定を行った。 役員会では、理事長、理事から適宜、業務改善に係る指摘・指示等が発出された。 <p>ウ. 定例運営会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、週1回開催した。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部長等が出席し、直近2週間の業務スケジュールの確認、重要案件の報告等が行われた。 適宜役員から発出される指示は業務に反映した。 <p>エ. 重要・新規案件検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> 29年度は、近畿統括本部開設、情報・研修館の外部借室への移転(平成30年7月予定)、知財総合支援窓口運営業務の次期調達等の重要事項について検討会を実施した。 <p>オ. 契約審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格等が1000万円以上の契約予定案件の契約方針等について審査する委員会であり、平成29年度は計34回開催した。理事長(委員長)、理事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部長等が委員として出席し、契約予定案件ごとに、契約方針や契約方法が適正か等について審査した。 <p>③ センター長、業務担当部長は、センター内、部内での議論を踏まえて、事業ごとのロードマップを作成して活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務管理を行った。また、予定に変更が生じた場合には随時、ロードマップとマイルストーンの見直し・修正を行い、毎月開催される役員会において報告した。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務に重大な問題があった場合、事案発生後直ちに役員等に報告し対応を協議し、適確な対応を行った。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、ロードマップやマイルストーンを踏まえて、個々の業務を実施した。作業の過程で生じた課題や作業の遅れについては、速やかに業務担当部長等と共有して遅延を最小限に留める方針等の検討を行った。重大な遅延が起こった場合は、業務担当部長等から定例会・役員会等を通じて役員に報告し、役員も交えて遅延を最小限に留める方針等の検討を行った。</p>	<p>比で175%に急増した等の成果につながった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 理事長及び理事は、毎月開催の役員会をはじめとした各種会議を通じて、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、可視化された業務執行状況及び予算執行状況並びに監事及び各部長からの意見を踏まえて、適切に目標管理及び業務進捗管理を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 業務担当部長等は、業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンをあらかじめ定めて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切な業務マネジメントを実施した。結果、特定の時期に特定の職員に業務負荷が集中する事態を解消し、効率的な業務遂行を実現した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 業務担当部長等は、重大な問題が発生した場合には、直ちに役員等に報告し、役員からの指示を踏まえて、迅速・適確な対応を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、年間作業予定表及び調達予定表を作成し、業務担当部長及び役員とも共有した上で、担当業務を円滑に遂行した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p>	
--	--	---	--	---	---	--

		<p>は、役員会のほか、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会を必要に応じて随時開催し、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について担当部長等と協議し、業務の目標管理と進捗管理を適切に行う。</p> <p>③業務担当部長等は、所掌する業務の業務遂行ロードマップを定めるとともに、進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行う。</p> <p>④業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行う。</p> <p>⑤個々の業務の担当責任者は、定められたロードマップ、活動モニタリング指標、マイルストーンにもとづいて業務を遂行する。業務の進捗状況については、適宜、業務担当部長、役員等と共有し、課題等が発生したときは上位者に直ちに報告し指示を仰ぐこととする。</p>	か。			
<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが見込まれる事業においては、外部有識者へのヒヤリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>また、異なる分野の知識とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが見込まれる事業においては、機動的にタスクフォースチームを編</p>	<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>① 業務をより効果的に実施するため、外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用することとし、ヒヤリングによる意見聴取等を積極的に取り入れ、業務改善に反映する。</p> <p>② 複数部署の協力・連携によって効果的かつ効率的な業務遂行が可能となる業務においては、タスクフォースチームを構築して企</p>	<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>①外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用するため、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取や外部有識者等が役員等に対して適時に助言・提言等のできる環境を積極的に取り入れ、業務改善等に反映する。</p> <p>②知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラム等の企画業務など、館内の複数部署の異なる知識やノウハウを活用す</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)役員及び業務担当部長等は、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取、外部有識者等の助言・提言等を積極的に聴取し、それらを業務改善等に反映させたか。</p> <p>(2)異なる分野の知識とノウハウを活用することによって効果的かつ効率的な業務遂行が可能となる業務においては、随時、タスクフォースチームを編</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成29年度は、以下のように外部有識者等の知見とノウハウの活用を実施し、業務改善等に反映させた。</p> <p>ア. 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の募集要項等の審議、採択校の選定、採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、事業内容の見直し方針等の審議を実施した(29年度は計6回開催)。 <p>イ. 知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定、知的財産プロデューサー等の活動に関する評価、事業の見直し方針等の審議を実施した(29年度は計5回開催)。 <p>ウ. 客員フェローの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日に採用した情報・研修館客員フェロー(後藤晃 東京大学名誉教授)から、情報・研修館の業務に関する事項の企画立案に必要な助言 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)平成29年度は、以下のように、外部有識者等の意見等を聴取し、業務改善に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業における推進委員会 知的財産プロデューサー等派遣事業における推進委員会 客員フェローの活用(主要な業務実績①に記載) 	

<p>成して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p>	<p>画から実行までを一貫通貫で実施する。</p>	<p>ることが効果的と思われる業務については、部署横断的なタスクフォースチームを編成するなど、効果的かつ効率的な業務遂行体制を構築して取り組む。</p>	<p>成するなどして、企画から実行までを一貫通貫で実施する等の取組を実施したか。</p>	<p>を受けた。</p> <p>② 平成29年度は、異なる分野の知識とノウハウを活用することにより効果的・効率的な業務遂行が可能となるような業務について、以下のタスクフォース等を設置した。</p> <p>ア. 近畿統括本部準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部横断的な組織として平成28年10月に設置された近畿統括本部準備室において、近畿統括本部の設置のために必要なオフィスインフラ整備、知財戦略エキスパートをはじめとした職員の採用、東京本部と近畿統括本部の業務フローの見直し等の様々な作業を実施するとともに、近畿統括本部開所式（井原巧経済産業大臣政務官、新井純大阪府副知事等180名以上が参加）を平成29年7月31日に適切に実施した。 <p>イ. 情報・研修館移転タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月に予定される情報・研修館本部の外部借室への移転のため、情報・研修館本部の各部調整担当等を構成員とするタスクフォースを立ち上げ、移転に向けた各種検討・作業を実施した。 <p>ウ. グローバル知財戦略フォーラム及びビジネス×知財フォーラム企画タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月11日に大阪で開催した「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」及び平成30年1月22日・23日に東京で開催した「グローバル知財戦略フォーラム」の企画にあたっては、知財活用支援センターが中心となり、特許庁企画調査課と連携を図りながら、また、「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」については事業推進部とも協力しつつ、昨今の経済情勢を踏まえた政策課題を踏まえてプログラム案を企画した。 <p>エ. AI導入検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、人工知能(AI)を活用した改革例が社会的に急増している状況にかんがみて、情報・研修館にAI導入検討チームを設置し、情報・研修館の各業務におけるAIの活用について検討を開始した。 	<p>(2)平成29年度は、異なる分野の知識とノウハウを活用することにより効果的・効率的な業務遂行が可能となるような業務について、近畿統括本部準備室、情報・研修館移転タスクフォース、グローバル知財戦略フォーラム及びビジネス×知財フォーラム企画タスクフォース並びにAI導入検討チームを設置した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
<p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>情報・研修館内に蓄積される業務ノウハウの蓄積と継承を円滑に行うとともに、今後引き続き増大が見込まれるユーザー向けの情報サービスシステムのセキュリティ確保等のため、新たにプロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p>	<p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>① プロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p> <p>② 増大する情報提供サービスシステムの開発・整備・運用業務に対応できる専門職人材、多様化する業務に的確に対応できる総合職人材を計画的に採用し、育成計画を策定し実施する。</p>	<p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>①正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員の採用において、平成29年度は総合職人材及び専門職人材を合わせ、計4名程度を採用する。</p> <p>②正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員に対しては、人材育成計画に則って業務を担当させ、一定期間後に能力評価等登用審査を実施して早期の正規職員登用を目指す。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)第四期中期目標期間の最終年度までに正規職員の10%程度とするという成果指標(アウトプット)を達成するという目標に対し、平成29年度の取組と成果は妥当な水準もしくはそれ以上の水準であったか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、平成29年度は5名を新規に採用し、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、正規職員として4名の新規登用を行った。これにより、正規職員に登用された者は、平成30年4月1日時点で合計6名となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、平成29年度にプロパー化を前提とした契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、平成30年4月1日付けで総合職人材4名を新規に採用した。 正規職員に登用された職員は、各自、配置された部署において過去の民間等での経験を活かし、例えば、平成30年1月に運用開始となった新たな業務基盤システムの開発や運用において鍵となる業務の実施、知財総合支援窓口事業の業務改革への貢献等で、大きな役割を果たした。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)プロパー職員化を前提とした契約職員の採用について、平成29年度は5名を新規に採用し、その後、一定期間の業務経験を積みながら、期間中に能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、正規職員として4名の新規登用を行い、年度計画目標を達成した。その結果、正規職員に登用された者は、平成30年4月1日時点で合計6名となった。また、平成29年度にプロパー化を前提とした契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、平成30年4月1日付けで総合職人材4名を新規に採用しており、こうしたことから、中期目標達成に向けて順調に進んでいると評価</p>

					できる。 さらに、これまでの省庁からの出向者と民間等での職務経験をもつプロパー職員のシナジー効果により、業務の効果的な実施が進んだ。(主要な業務実績①に記載)						
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 近畿統括本部の設置については、「まち・ひと・しごと創生本部決定」において平成29年7～9月の設置が目標として掲げられたところだが、鋭意、役員の指揮の下、近畿統括本部準備室を中心に、関係省庁、近畿地域の行政機関、知財団体、商工団体、金融機関等との調整を行いながら開設準備活動を進めたところ、9月末までの設置期限を2ヶ月ほど前倒して、7月1日に事務所設置し、7月31日に開所式挙、8月1日から本格的なサービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> その結果、地域から期待されたサービスが円滑に提供できただけでなく、例えば、近畿地域の中小企業等に対する海外展開知財支援のサービス件数が近畿統括本部開設前の前年度比で175%に急増したこと等の成果につながった。 <p>② 計画的に採用しているテニユアトラック制度を利用した民間等での経験があるプロパー職員の採用によって、これまでの省庁からの出向者中心の職員と民間等の経験をもつプロパー職員が互いに補完して業務の効果的な実施が進んだ。</p>							
2. 業務運営の合理化	2. 業務運営の合理化	2. 業務運営の合理化									
<p>(1) 業務改革の推進</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針(行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて)」(平成26年7月25日総務大臣決定;平成27年7月24日改定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進する。</p> <p>具体的には、ユーザー向けのサービス業務の改革を推進する目的で、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>また、全国47都道府県にて設置・運用する知財総合支援窓口の業務を効果的かつ合理的にマネジメントするため、WEB会議システムの導入等、ICTの利活用を図</p>	<p>(1) 業務改革の推進</p> <p>① 業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進するため、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>② 業務改革の諸条件が揃っている業務については業務プロセスの再構築を行うこととする。</p> <p>③ 既に業務改革の基本方針が定まっている、情報・研修館による知財総合支援窓口の効果的なマネジメントを実現するため、WEB会議システムの導入と利活用を進める。</p>	<p>(1) 業務改革の推進</p> <p>① 情報・研修館の各業務について、平成28年度に実施した業務プロセスの可視化や無駄の洗い出し、業務全体に視点を合わせたビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)の検討の結果等を踏まえて策定した情報・研修館の次期業務基盤システムに関する基本構想にもとづき、情報・研修館の次期業務基盤システム(平成30年1月より運用開始予定)の調達手続きを進める。</p> <p>② 47都道府県の知財総合支援窓口の平成30年度からの請負事業者公募に向け、事業環境の変化で生じる新たな業務の検討、業務プロセスにおける非効率な無駄の洗い出しと改善策の検討等を平成29年度上半期末までに行い、同下半期に請負事業者の公募を行い、下</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 28年度に策定した基本構想にもとづき、情報・研修館情報基盤システムを開発し、30年1月から運用開始したか。</p> <p>(2) 知財総合支援窓口事業について、新たな業務の検討、業務プロセスにおける非効率な無駄の洗い出しと改善策の検討を平成29年度上半期中に実施したか。また、同下半期に次期請負事業者との契約を締結する同時に、業務マニュアル等の改訂を行ったか。</p> <p>(3) 情報・研修館と各知財総合支援窓口及び知財総合支援窓口の指導にあたる地域ブロック担当者とのWeb会議システムを効果的に運用し、知財総合支援窓口が請け負う業務に関する連絡・調整</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成28年度に策定した基本構想にもとづき、情報・研修館情報基盤システムの調達・開発を行い、30年1月から運用開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに運用を開始した業務基盤システムには、最新のITツールを導入し、役員会、連絡会等の会議は完全に電子資料ベースの会議に移行し、紙資料の配付を全廃したこと、Skype for Businessを使い、遠隔地に設置している事務所(近畿統括本部等)との連絡や調整業務を効率化した等、ITツールを使った業務改革を行った。 <p>② 知財総合支援窓口事業について、新たな業務の検討、業務プロセスにおける非効率な無駄の洗い出しと改善策の検討等を実施し、平成29年度下期に以下の業務改革に関する措置を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務改革に関する措置</th> <th>主な改善点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業責任者ガイドライン、業務マニュアルの改訂</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 窓口の業務管理、労務管理、報告・連絡・相談等の基本的なマネジメントに関する事項の改善 相談者等の秘密情報や個人情報のセキュリティ管理に係る事項 関係機関との協力・連携に係る事項 その他、新たな課題への対応に係る事項 </td> </tr> <tr> <td>各都道府県に設置する知財総合支援窓口のホームページの様式統一化、新システムへの移行による利便性向上とWebセキュリティの強化等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 窓口運営事業の請負事業者ごとに作成していた窓口ホームページの提供情報に大きな差異が認められたため、様式を統一化 Webセキュリティの管理・監視体制等にも差異が認められたため、窓口ホームページを知財ポータルの下に移設し、INPITで </td> </tr> </tbody> </table>	業務改革に関する措置	主な改善点	事業責任者ガイドライン、業務マニュアルの改訂	<ul style="list-style-type: none"> 窓口の業務管理、労務管理、報告・連絡・相談等の基本的なマネジメントに関する事項の改善 相談者等の秘密情報や個人情報のセキュリティ管理に係る事項 関係機関との協力・連携に係る事項 その他、新たな課題への対応に係る事項 	各都道府県に設置する知財総合支援窓口のホームページの様式統一化、新システムへの移行による利便性向上とWebセキュリティの強化等	<ul style="list-style-type: none"> 窓口運営事業の請負事業者ごとに作成していた窓口ホームページの提供情報に大きな差異が認められたため、様式を統一化 Webセキュリティの管理・監視体制等にも差異が認められたため、窓口ホームページを知財ポータルの下に移設し、INPITで 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 平成28年度に策定した基本構想にもとづき、情報・研修館業務基盤システムを調達、開発し、平成30年1月から運用開始し、最新のITツールを使った業務改革を行った。その結果、会議における紙資料配付の廃止、遠隔地に設置している事務所との連絡・調整業務の改革を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 知財総合支援窓口の業務プロセスにおける非効率な無駄の洗い出しと改善策の検討及び実施により、業務改革を行い、業務管理の効率化、連絡・調整に係る作業量の減少、サービスの質の向上につながった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
業務改革に関する措置	主な改善点										
事業責任者ガイドライン、業務マニュアルの改訂	<ul style="list-style-type: none"> 窓口の業務管理、労務管理、報告・連絡・相談等の基本的なマネジメントに関する事項の改善 相談者等の秘密情報や個人情報のセキュリティ管理に係る事項 関係機関との協力・連携に係る事項 その他、新たな課題への対応に係る事項 										
各都道府県に設置する知財総合支援窓口のホームページの様式統一化、新システムへの移行による利便性向上とWebセキュリティの強化等	<ul style="list-style-type: none"> 窓口運営事業の請負事業者ごとに作成していた窓口ホームページの提供情報に大きな差異が認められたため、様式を統一化 Webセキュリティの管理・監視体制等にも差異が認められたため、窓口ホームページを知財ポータルの下に移設し、INPITで 										

<p>る。</p>		<p>期末までに請負事業者を選定し、次期事業者との契約を締結すると同時に、次期請負事業者に対する業務マニュアル等の改訂も行う。</p> <p>③平成28年度に導入した情報・研修館と47都道府県の知財総合支援窓口とのWeb会議システムを効果的に運用し、知財総合支援窓口が請け負う業務に関する連絡・調整等のマネジメントを効果的かつ効率的に行う。</p>	<p>等のマネジメントを効果的かつ効率的に行ったか。</p>	<p>各都道府県の知財総合支援窓口配置されている相談支援担当者等のスキルアップ向上に関する措置</p>	<p>各ホームページの統一的な管理が可能なシステムに移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口で独自コンテンツの編集ができるよう、Web技術に精通していない者でも容易にコンテンツ編集ができるCMSを開発し、窓口で利用できるように措置 相談支援担当者等に対する研修効果向上のため、有識者等の意見も参考にして、研修内容にケーススタディやグループディスカッションも導入 全国統一キャンペーン(例えば、営業秘密管理体制構築支援キャンペーン)を行う際は、事前に窓口の相談支援担当者等を対象に、専門研修を実施 <p>③平成28年度に導入したWeb会議システムを活用し、各地域に常駐する地域ブロック担当者と情報・研修館東京本部間で計2回の合同Web会議を開催した。また、平成30年1月に新規導入した業務基盤システムの機能である、Skype for Businessも随時活用し、各地域に常駐する地域ブロック担当者と個別連絡、業務管理、調整作業等に活用し、業務改革が進んだ。</p>	<p>(3)地域ブロック担当者と情報・研修館東京本部間の個別連絡、業務管理、調整作業、合同会議等でWeb会議システムやSkype for Businessを利用し、業務改革を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>①平成30年1月から運用を開始した業務基盤システムに最新のIT技術を積極的に導入し、遠隔地に設置している事務所との連絡、意見交換、業務調整、業務管理等に活用することにより業務改革が進んだこと、情報・研修館の諸会議における紙資料配付の廃止による職員の業務負担軽減が実現したこと等、業務改革が進んだ。</p> <p>②47都道府県に設置している知財総合支援窓口について、「事業責任者ガイドライン」、「業務マニュアル」の改訂、「窓口配置されている相談支援担当者等のスキルアップ向上に関する措置」等を行って業務改革を進めたことにより、特許庁が定めた「地域活性化行動計画」(平成28年9月26日)に示されたKPIの超過達成の基盤になった。</p>			
<p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」(改定版:平成25年3月15日)の進捗と連動しながら、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p>	<p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を吟味・検討する。</p>	<p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を精査・検討し、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めたか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、特許情報プラットフォームのユーザーからのニーズの高い検索機能の向上については、特許・実用新案検索機能の刷新(外国公報の英語テキスト検索機能等)を平成30年3月から提供開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況を勘案しつつ、次期特許情報プラットフォームのシステム開発にあたっては、特許庁担当者と適切に連携して基本設計工程・詳細設計工程を進めるとともに、特許庁側で構築するシステム(情報提供サーバ等)の担当部署との間でプロジェクトマネージャー会議の実施等を通じて、双方の開発状況を把握し適切な進捗管理を行った。 		<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																									
3. 業務の適正化	3. 業務の適正化	3. 業務の適正化																																											
<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、組織の見直し、一部事業の廃止又は移管、競争的調達等の業務の適正化を進めることによって、新規・拡充業務を除いた一般管理費及び業務経費の効率化を図る。</p>	<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 組織の見直し、一部事業の廃止又は移管、競争的調達の推進等を適切に実施することにより、業務の適正化を図る。</p> <p>② 一般管理費及び業務経費の効率化について、新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除き、第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上(毎年度で前年度比1.3%程度(新規追加・拡充を除く))の効率化を図る。</p>	<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 情報・研修館の次期業務基盤システムの調達においては、情報セキュリティ保護に強化に伴う過大な経費増大を招かないよう、取り扱う情報の機密性に応じ、機密性が非常に高い情報を扱うシステムとそれ以外の情報を取り扱うシステムを分離することとする。また、近畿統括本部の設置に伴って既存の近畿地域ブロック担当者のオフィスを近畿統括本部内に移転して廃止・統合することによる業務経費削減をはじめ、新たな実施や拡充を求められた業務においてもインフラ等に統合による業務経費の削減に努める。</p> <p>・民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、平成28年度に第一次事骨子案を策定した改廃・移管に関する基本計画に基づき、着実に効率化を進める。</p> <p>② 新たに実施または拡充を求められた業務を除く業務経費については、第四期中期目標期間の目標(4%以上の効率化)を図るため、平成28年度の経費に対する平成29年度の効率化達成度の目標を1.3%とする。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 平成30年1月に導入した情報・研修館情報基盤システムにおいては、情報セキュリティ保護に強化に伴う過大な経費増大を招かないよう、取り扱う情報の機密性に応じ、機密性が非常に高い情報を扱うシステムとそれ以外の情報を取り扱うシステムを分離したか。</p> <p>・近畿統括本部の設置に伴い既存の近畿地域ブロック担当者のオフィスを近畿統括本部内に移転し経費を削減したか。</p> <p>・民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、平成28年度に策定した改廃・移管に関する基本計画を踏まえ、本年度計画に基づき、着実に効率化を進めたか。</p> <p>(2) 新たに実施または拡充を求められた業務を除く業務経費については、第四期中期目標期間の目標(4%以上の効率化)を図るため、平成28年度の経費に対する平成29年度の効率化達成度の目標を1.3%を達成したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成30年1月に導入した情報・研修館情報基盤システムは、情報セキュリティ保護の強化に伴う過大な経費増大を招かないよう、取り扱う情報の機密性に応じ、機密性が非常に高い情報を扱うシステムとそれ以外の情報を取り扱うシステムを分離した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿統括本部の設置に伴い、既存の近畿地域ブロック担当者のオフィスを廃止し、近畿統括本部内に統合することによって、経費を削減した。 民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、改廃・移管に関する基本計画に基づき、平成29年度は以下の見直しを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 知的財産権研修[初級]の①「中央省庁職員」と②「地方自治体職員」を統合する新たな研修に、③知的財産権研修[産学官連携]の内容及び対象者(中小・ベンチャー企業等)を含めることにより、①②③の3つの研修を1つに統合した。 イ. 知的財産権研修[産学官連携]の研修内容を知的財産活用研修[活用検討コース]に一部統合し内容の充実を図った。これにより、年4回実施していた知的財産権研修[初級]は年3回に縮減し、知的財産権研修[産学官連携]を廃止した。 ウ. 検索エキスパート研修[特許]の開催を年4回の実施から年3回に縮減した。 エ. 知的財産活用研修[検索コース]の名古屋開催については、隔年開催とし、平成29年度は開催しないこととした。 <p>② 一般管理費と業務経費の効率化については、上記①に記載した業務効率化や調達の適正な実施により、下記のとおり、新規追加及び拡充を除くと△4.21%(平成28年度 9,205,617,497 円→平成29年度 8,818,335,340 円)となり、指標値(△1.3%程度)を上回る効率化を達成した。</p> <p>【新規・拡充・強化を除く費用額比較表】(単位:円)(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H28Fy</th> <th>H29Fy</th> <th>差額</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,907,375,789</td> <td>8,513,439,489</td> <td>▲ 393,936,300</td> <td>▲ 4.42</td> </tr> <tr> <td>産業財産権情報の提供事業</td> <td>3,235,746,471</td> <td>2,747,360,857</td> <td>▲ 488,385,614</td> <td>▲ 15.09</td> </tr> <tr> <td>知的財産の権利取得・活用の支援事業</td> <td>4,775,822,170</td> <td>4,904,791,912</td> <td>128,969,742</td> <td>2.70</td> </tr> <tr> <td>知的財産関連人材の育成事業</td> <td>895,807,148</td> <td>861,286,720</td> <td>▲ 34,520,428</td> <td>▲ 3.85</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人共通</td> <td>298,241,708</td> <td>304,895,851</td> <td>6,654,143</td> <td>2.23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,205,617,497</td> <td>8,818,335,340</td> <td>▲ 387,282,157</td> <td>▲ 4.21</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H28Fy	H29Fy	差額	増減率	業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	▲ 393,936,300	▲ 4.42	産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	▲ 488,385,614	▲ 15.09	知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	128,969,742	2.70	知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	▲ 34,520,428	▲ 3.85	一般管理費					法人共通	298,241,708	304,895,851	6,654,143	2.23	計	9,205,617,497	8,818,335,340	▲ 387,282,157	▲ 4.21	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 平成30年1月に導入した情報・研修館情報基盤システムにおいては、機密性が非常に高い情報を扱うシステムとそれ以外の情報を取り扱うシステムを分離した。また、既存の近畿地域ブロック担当者のオフィスを近畿統括本部内に移転し経費を削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等に対する研修については、平成28年度に策定した改廃・移管に関する基本計画を踏まえ、着実に効率化を進めた。(主要実績の項番①に記載) <p>(2) 業務効率化及び調達の適正な実施により、新たに実施または拡充を求められた業務を除く業務経費について、平成28年度経費に対して△4.21%の効率化を達成した。(主要実績の項番②に記載)</p>
区分	H28Fy	H29Fy	差額	増減率																																									
業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	▲ 393,936,300	▲ 4.42																																									
産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	▲ 488,385,614	▲ 15.09																																									
知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	128,969,742	2.70																																									
知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	▲ 34,520,428	▲ 3.85																																									
一般管理費																																													
法人共通	298,241,708	304,895,851	6,654,143	2.23																																									
計	9,205,617,497	8,818,335,340	▲ 387,282,157	▲ 4.21																																									

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																																	
<p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p>	<p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>① 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、契約における透明性と公平性を確保する。</p> <p>② 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進する。</p>	<p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>① 平成29年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保する。</p> <p>② 「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その結果を情報・研修館のホームページに公表する。また、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて、契約の適正化を推進する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保したか。</p> <p>(2) 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成29年度に行った委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等によって、契約における透明性と公平性を確保した。</p> <p>(参考) 平成29年度の情報・研修館の調達全体像</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(34.6%) 36</td> <td>(29.9%) 16.4</td> <td>(57.4%) 35</td> <td>(83.1%) 91.2</td> <td>(97.2%) △1</td> <td>(556.1%) 74.8</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(60.6%) 63</td> <td>(65.3%) 35.8</td> <td>(31.1%) 19</td> <td>(3.2%) 3.5</td> <td>(30.2%) △44</td> <td>(9.8%) △32.1</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(95.2%) 99</td> <td>(95.3%) 52.2</td> <td>(88.5%) 54</td> <td>(86.5%) 94.7</td> <td>(54.5%) △45</td> <td>(181.4%) 42.5</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(4.8%) 5</td> <td>(4.7%) 2.6</td> <td>(11.5%) 7</td> <td>(13.5%) 14.8</td> <td>(140.0%) 2</td> <td>(569.2%) 12.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 104</td> <td>(100%) 54.8</td> <td>(100%) 61</td> <td>(100%) 109.5</td> <td>(58.7%) △43</td> <td>(199.8%) △54.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。</p> <p>○1者応札・応募となった案件に関する調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の一者応札・応募の状況は、契約件数は12件と前年度から38件減少した。 なお、12件のうち、平成29年度限りの契約案件が1件、複数年契約の案件が2件であることから、平成30年度において一者応札・応募の調達改善対象は9件である。 <p>・「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」において重点的に取り組むこととした、専門的な知識を有する調達支援業者の調達等については、応札要件等の緩和、公告・準備期間の確保及び総合評価における技術点の配点の適正化を行った結果、競争性、透明性のある調達による経費の節減、事務処理の効率化を確保した。また、知財総合支援窓口運営業務一者応募への対応として、次期調達に向けてその要因を究明するとともに、仕様の見直し等を行った。</p>		平成28年度		平成29年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(34.6%) 36	(29.9%) 16.4	(57.4%) 35	(83.1%) 91.2	(97.2%) △1	(556.1%) 74.8	企画競争・公募	(60.6%) 63	(65.3%) 35.8	(31.1%) 19	(3.2%) 3.5	(30.2%) △44	(9.8%) △32.1	競争性のある契約(小計)	(95.2%) 99	(95.3%) 52.2	(88.5%) 54	(86.5%) 94.7	(54.5%) △45	(181.4%) 42.5	競争性のない随意契約	(4.8%) 5	(4.7%) 2.6	(11.5%) 7	(13.5%) 14.8	(140.0%) 2	(569.2%) 12.2	合計	(100%) 104	(100%) 54.8	(100%) 61	(100%) 109.5	(58.7%) △43	(199.8%) △54.7	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>引き続き業務の効率化や予算の見直し、調達等合理化計画に基づく調達の適正な実施を着実に進めていく必要がある。</p>
	平成28年度		平成29年度			比較増△減																																															
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																															
競争入札等	(34.6%) 36	(29.9%) 16.4	(57.4%) 35	(83.1%) 91.2	(97.2%) △1	(556.1%) 74.8																																															
企画競争・公募	(60.6%) 63	(65.3%) 35.8	(31.1%) 19	(3.2%) 3.5	(30.2%) △44	(9.8%) △32.1																																															
競争性のある契約(小計)	(95.2%) 99	(95.3%) 52.2	(88.5%) 54	(86.5%) 94.7	(54.5%) △45	(181.4%) 42.5																																															
競争性のない随意契約	(4.8%) 5	(4.7%) 2.6	(11.5%) 7	(13.5%) 14.8	(140.0%) 2	(569.2%) 12.2																																															
合計	(100%) 104	(100%) 54.8	(100%) 61	(100%) 109.5	(58.7%) △43	(199.8%) △54.7																																															

				<p>(参考)平成29年度の情報・研修館の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>比較増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2者以上</td> <td>件数</td> <td>49 (49.5%)</td> <td>42 (77.8%)</td> <td>△7(85.7%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>7.7(14.8%)</td> <td>83.0(87.5%)</td> <td>75.3 (1077.9%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1者以下</td> <td>件数</td> <td>50(50.5%)</td> <td>12(22.2%)</td> <td>△38(24%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>44.5(85.2%)</td> <td>11.7(12.4%)</td> <td>△32.8 (26.3%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数</td> <td>99 (100%)</td> <td>54 (100%)</td> <td>△45(54.5%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>52.2(100%)</td> <td>94.7(100%)</td> <td>42.5 (181.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。 (注3)比較増△減の()書きは、平成29年度の対平成28年度伸率である。</p> <p>○平成29年度における官公需契約については、契約金額のうち中小企業・小規模事業者との契約金額の割合の目標値として設定した71.0%に対して実績71.4%となり目標を達成した。</p> <p>② 「調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施した。また、毎月の契約状況について、ホームページに公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としては相乗効果が期待できない事業を複数事業に分割し、複数契約にして実施する等、事業者の入札参加の拡大を図り、全ての案件について競争的手法を取り入れた契約を締結した。 			平成28年度	平成29年度	比較増△減	2者以上	件数	49 (49.5%)	42 (77.8%)	△7(85.7%)	金額	7.7(14.8%)	83.0(87.5%)	75.3 (1077.9%)	1者以下	件数	50(50.5%)	12(22.2%)	△38(24%)	金額	44.5(85.2%)	11.7(12.4%)	△32.8 (26.3%)	合計	件数	99 (100%)	54 (100%)	△45(54.5%)	金額	52.2(100%)	94.7(100%)	42.5 (181.4%)		
		平成28年度	平成29年度	比較増△減																																		
2者以上	件数	49 (49.5%)	42 (77.8%)	△7(85.7%)																																		
	金額	7.7(14.8%)	83.0(87.5%)	75.3 (1077.9%)																																		
1者以下	件数	50(50.5%)	12(22.2%)	△38(24%)																																		
	金額	44.5(85.2%)	11.7(12.4%)	△32.8 (26.3%)																																		
合計	件数	99 (100%)	54 (100%)	△45(54.5%)																																		
	金額	52.2(100%)	94.7(100%)	42.5 (181.4%)																																		
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																		
4. 給与水準の適正化	4. 給与水準の適正化	4. 給与水準の適正化																																				
<p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p>	<p>① 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p>	<p>① 人事院勧告等を踏まえた給与改定を実施することにより、国家公務員と同程度の給与水準を維持する等、給与水準適正化の取組を継続的に行う。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持したか。</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページにおいて公表したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 国家公務員と同程度の給与水準を維持した給与改定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館の給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.5)を維持するよう努めた。 <p>② 給与水準の検証結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の検証結果、取組状況を平成29年6月30日に公表した。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持した。 (主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等を情報・研修館ホームページにおいて公表した (主要な業務実績の項番②に記載)</p>																																	

				<p>(参考)ラスパイレス指数の推移(平成30年6月公表予定)</p>	<p>〈課題と対応〉 引き続き、適正な給与水準の維持に努める必要がある</p>
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>	

4. その他参考情報

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
V	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビューシート	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項				<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○財務内容の改善に関する事項の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(0) B(4) C(0) D(0) であったことから、「B」に相当する。</p>	評定	
<p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <p>財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用するとともに、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。</p>	<p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <p>① 経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表は毎年度、情報・研修館のホームページで公開する。</p>	<p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <p>① 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保する。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 (1) 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用したか。 (2) 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 外部コンサルタントを活用した経理業務の適正な処理 ・ 経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。 ② 財務内容の透明性の確保 ・ 毎年度作成する財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館ホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めた。</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 経理全般業務を適正に処理するため、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得る等、外部専門機関の知見を活用した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 財務諸表を情報・研修館ホームページで公開し、財務内容の透明性の確保に努めた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>			
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 (2) 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>				
<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、毎年度の運営費交付金額の算定</p>	<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて予算を編成し、適切な運営を行う。</p>	<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成29年度予算に基づき、効率的な運営を行う。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 (1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成29年度予算に基づく計画的・効率的な運営 ・ 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)を策定するとともに平成29年度予算計画を作</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で</p>			

は、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。その際、独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

② 毎年度の運営費交付金額の算定は、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。

② 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。

定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成29年度予算に基づき、効率的な運営を行ったか。
(2) 独立行政法人会計基準の改訂基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。

成。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、全役員と部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する役員会に報告し、業務計画に即した適正な予算執行に努めた。
なお、平成29年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約795百万円(6.5%)となっており、主な発生要因は、下表のとおり。

(参考)平成29年度 決算額

(単位:百万円)		
収入	決算額	(予算額)
運営費交付金	12,141	(12,141)
複写手数料収入	1	(2)
研修受講料収入	85	(98)
その他	0	(0)
計	12,228	(12,241)
支出	決算額	(予算額)
業務経費	10,318	(10,925)
産業財産権情報の提供事業経費	4,340	(4,635)
知的財産の権利取得・活用の支援事業経費	5,269	(5,503)
知的財産関連人材の育成事業経費	709	(787)
一般管理費	416	(473)
人件費	713	(844)
計	11,447	(12,241)

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

(参考)予算と決算額での差額の主な要因

○競争入札効果及び出願件数の変動等:2.4億円

米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費	0.9
公開特許公報英文抄録データ作成	0.6
情報・研修館情報基盤システムの設計・構築及び運用・保守業務等	0.6
窓口相談支援事業委託費等	0.3

○計画変更等により節減に努めたもの:2.3億円

特許情報プラットフォーム事業費等	0.8
知的財産活用等関係経費(バック旅行の利用等による旅費の節減等)	0.1
包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止等	1.4

○確定減、その他:2.3億円

知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)	0.7
知財総合支援窓口関連事業(確定減)等	0.3
中小企業等特許情報分析活用支援委託事業(確定減)等	0.5
人件費、水道光熱費等	0.8

② 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行

定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成29年度予算に基づき、効率的な運営を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)

				った。		
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		
<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>事業コストの高い事業に焦点を絞り、管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析による業務改善及び競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。</p>	<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>① 管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を進め、業務改善に活かす。</p> <p>② 競争的調達等によって業務コストの削減等を推進する。</p>	<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>① 情報・研修館における出張手続の業務について、管理会計手法（業務コスト分析等）を利用した業務プロセスの分析を継続的に行い、効率性向上とコスト削減に資する業務改善が見込まれるものについては、具体案の検討を進め、実施可能なものから順次、実施に移す。</p> <p>② 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進する。</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <p>特になし</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>特になし</p> <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 情報・研修館における出張手続の業務について、管理会計手法（業務コスト分析等）を利用した業務プロセスの分析を継続的に行い、効率性向上とコスト削減に資する業務改善が見込まれるものについては、具体案の検討を進め、実施可能なものから順次、実施に移したか。</p> <p>(2) 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 総務部及び各事業部において実施した出張旅費精算業務に要する時間及び業務フローの分析調査の結果を踏まえ、業務フローを可視化した上で業務のボトルネックとなっていた箇所を特定し、手続きの簡素化を含めた業務フローの見直しを実施し、平成29年7月から、簡素化された業務フローにて出張旅費精算業務を実施した。</p> <p>② 「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財総合支援窓口運営業務について、平成32年度より官民競争入札を導入するため、必要な準備を開始した。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 出張旅費精算手続の簡素化を含めた業務見直しを実施し、29年7月から簡素化された業務フローにて出張旅費精算業務を実施した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>(2) 「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財総合支援窓口運営業務について、平成32年度より官民競争入札を導入するため、必要な準備を開始した。（主要な業務実績の項番②に記載） 	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

<p>4. 自己収入の確保</p> <p>受講料を徴収している民間向け研修等については、受益者の負担を適正なものとする観点から、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、自己収入の確保・拡大に努める。</p>	<p>4. 自己収入の確保</p> <p>① 受講料を徴収している民間向け研修等については、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、適正な受講料とする。</p> <p>② 自己収入の拡大を図るための所要の措置等について検討を行う。</p>	<p>4. 自己収入の確保</p> <p>① 民間等の人材を対象とする研修(例えば、調査業務実施者の育成研修)については、受益者負担を原則として、研修実施に必要な実費と受講料との均衡度合について精査し、不均衡状態にあると認められる場合は受講料の見直しを行う。</p> <p>② 自己収入の拡大を図るための措置等について、引き続き検討し、実効性があると判断できる措置については投資対効果比についても検討し、必要な投資を行う。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 特になし</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 (1) 民間等の人材を対象とする研修における受講料及び公報閲覧室における複写手数料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めたか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 調査業務実施者育成研修等の受講料の徴収による自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務実施者育成研修の受講料については、研修の目的を踏まえつつ、複数年の収支を勘案した上で、実費勘案相当の適正な料金を徴収し自己収入の確保に努めた。 <p>② 複写手数料等の徴収による自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の複写手数料については、平成29年7月に料金改定を行った上で、事業の目的を踏まえつつ、実費勘案相当の料金を徴収し自己収入の確保に努めた。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 民間等の人材を対象とする研修における受講料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 公報閲覧室の複写手数料について、平成29年7月に料金改定を行った上で、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

<p>4. その他参考情報</p>

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
V	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビューシート	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制に関する研修会を年1回以上開催【中期目標、中期計画、 年度計画】	1回	1回	1回			
内部統制に関する研修会におけるアンケート調査結果において理 解できたと回答した者が中期目標期間を通じて全役職員の80%以 上【中期目標、年度計画】	80%	100%	98%			
「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」遵守状況 の内部監査及び安易なメール添付ファイル開封等を防止するため の模擬演習を年1回以上実施【中期目標】 全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施【年度計画】	2種の標的型メール 訓練を実施	2種の標的型メー ル訓練を実施	2種の標的型メー ル訓練を実施			
情報セキュリティポリシー等に関する情報・研修館内研修を年1回以 上の実施【年度計画】	1回	1回	1回			
新たに構築するソーシャルネットワークサービス及びプレスリリー スによる情報発信の回数【中期目標、年度計画】	50回【中期目標】 60回【年度計画】	67回	84回			
情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・デ ータの解析結果に基づき、広報効果の高いコンテンツや広報手段検 討など広報改善方針を年1回以上定めて実施【中期目標】	1回	1回	3回			
情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回 数が、第三期中期目標期間最終年度実績値(1,371,626件)の1 20%以上【中期目標】	1,645,951件	1,546,773回 (対平成27年度比 113%)	1,747,664回 (対平成27年度比1 27%)			
内部統制の考えを日常の業務に反映するため、連絡会及び定例の 運営会議を、月1回開催【年度計画】	連絡会、定例会とも に月1回開催	連絡会、定例会とも に月1回開催	連絡会、定例会とも に月1回開催			
監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね 2ヶ月に1回程度開催【年度計画】	2ヶ月に1回開催	2ヶ月に1回開催	2ヶ月に1回開催			
監査室が行う内部統制及び情報セキュリティ遵守に関する監査報告 における改善課題の数(重要な改善事項)を3つ以内とする【年度計 画】	3つ以内	1	0			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
						評価
V その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の充実・強化			1. 内部統制の充実・強化 〈主な定量的指標〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) 内部統制に関する研修会の受講者の理解度 [指標] 第四期中期目標期間を通じて、理解できた受講者が全役職員の80%以上 [指標] 29年度は、受講者へのアンケート等における「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者を全受講者の80%以上 (2) 情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの遵守状況の内部監査及び安易なメール添付ファイル開封等を防止するための模擬演習の回数及び受講者 [指標] 第四期中期目標期間中、毎年1回以上 [指標] 受講者は全ての役職員(契約職員含む)	1. 内部統制の充実・強化 〈主要な業務実績〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> ① 外部講師を招き、全職員を対象に、以下のとおり内部統制研修を実施した。 ・ 開催日:平成30年1月31日～2月2日(※全職員、いずれかに参加) ・ 内容:内部統制の理解及びコンプライアンス研修 ・ 「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合:98% ② 「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」に標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。	〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり ○その他業務運営の効率化に関する事項の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(4) B(2) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「A」に相当する。	1. 内部統制の充実・強化 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1) 内部統制の理解及びコンプライアンス研修を1回開催、受講者へのアンケートにおいて「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は98%だった。(主要な業務実績①に記載) (2) 「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」の遵守状況の内部監査並びに全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。(主要な業務実績②に記載)
	4. 広報活動の強化		4. 広報活動の強化 〈主な定量的指標〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) 新たに構築するソーシ	4. 広報活動の強化 〈主要な業務実績〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> ① SNS・プレスリリース合計:84件(対29年度目標比140%)	4. 広報活動の強化 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1) SNS・プレスリリース回	

			<p>ヤルネットワークサービスと、プレスリリースによる情報発信の合計回数 [指標]年間50回以上 [指標]29年度は60回以上</p> <p>(2) 情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果に基づく広報効果の高いコンテンツや広報手段の検討など広報改善方針の検討及び実施回数 [指標]年間1回以上</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(3) 情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上</p>	<p><内訳> ○SNS(※同一案件に対する複数回の発信もカウント) ・Twitter: 71件 ・YouTube: 0件 ・Facebook: 6件 ○プレスリリース: 7件</p> <p>② 情報・研修館が運用するホームページ並びにポータルサイト等について、定期的にアクセスログ・データを収集し、データ解析を行った。また、その結果も使いながら、3件の改善等を実施した。詳細は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館ホームページについて、アクセスログ・データを収集して閲覧頻度が高いページを特定すると同時に、既存コンテンツの改善必要性の有無及び効果的な広報のあり方等について検討し、軽微な改善項目については、適宜改善措置を行った。なお、大規模なコンテンツ改善措置は、平成30年度第2四半期までに実施する予定としている。 情報・研修館が提供する知的財産相談・支援ポータルサイトや知財ポータルについては、ユーザーからの要望を踏まえ、部分的なりニューアル、及びコンテンツの改訂あるいは追加等を実施した。 各都道府県に設置している知財総合支援窓口のホームページについては、請負事業者ごとにコンテンツや利便性に差異が認められたため、最低限提供すべきコンテンツの統一化を行い、平成30年3月には、情報・研修館による包括的マネジメントと情報セキュリティマネジメントが機能するように、各窓口のホームページを統合的に管理できる体制に移行した。 <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>③ 上記②に記載した改善措置を図ったことも反映して、情報・研修館ホームページ及び各種サイトのアクセス件数実績値は、1,747,664件であり、第三期中期目標期間の最終年度実績値(1,371,626件)に対し、127%の増加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、情報・研修館のホームページの閲覧件数は、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、135%に増加した。 	<p>数は84件(対年度目標値比140%)となり、中期目標、年度目標を大きく上回った。(主要な業務実績①に記載)</p> <p>(2) 情報・研修館が運用するホームページ並びにポータルサイト等について、29年度は3件の改善等を実施した。</p> <p>まず、情報・研修館のホームページについて、コンテンツの改善必要性の検討等を行い、軽微な改善項目については適宜改善を行った。</p> <p>また、複数のポータルサイトについても、ユーザーの要望に応えるため、コンテンツの改訂または追加を行った。</p> <p>さらに、都道府県ごとに開設している知財総合支援窓口のホームページについては、情報・研修館による包括的なマネジメントが実施できるよう、各ホームページのコンテンツの最低基準を整理し、統合的に管理できる体制を構築した。(主要な業務実績②に記載)</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(3) 平成29年度におけるWebサイト閲覧件数は、第四期中期目標期間の最終年度までに到達すべき目標値(120%)に対し、平成29年度に127%となり、中期目標を前倒しで達成することとなった。(主要な業務実績③に記載)</p>	
1. 内部統制の充実・強化	1. 内部統制の充実・強化	1. 内部統制の充実・強化				
<p>(1) 内部統制の基盤の充実 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理</p>	<p>(1) 内部統制の基盤の充実 ① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる</p>	<p>(1) 内部統制の基盤の充実 ① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等</p>	<p><評価の視点> (1) 内部統制の4つの目的、内部統制の要素の理解促進を図るための研修を年1回以上開催した</p>	<p><主要な業務実績> ① 外部講師を招き、全職員を対象に、内部統制研修を以下のとおり実施した。 ・開催日: 1月31日～2月2日(職員は、いずれかに参加することを義務付け) ・講義内容は下表のとおり。 ・職員のアンケート結果によると、「業務に多いに活かせる」「業務に一部活か</p>	<p><評定と根拠> 自己評価結果: B 根拠は以下のとおり (1) 平成29年度は内部統制の理解及びコンプライ</p>	

<p>局長通知)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p>	<p>法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解促進を図るため、年間1回以上研修会を開催し、受講者の理解度を把握するためのアンケート調査を行う。</p> <p>② 内部統制の4つの目的を達成するため、内部統制の考えを日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>③ 監査室は、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で適法性、妥当性及び有効性を診断し、内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。</p>	<p>の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応)の理解促進を図るための研修会を年間1回以上開催し、受講者が「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者の数をモニタリング指標とし、全職員の理解度を80%以上とする。研修の内容は、事例紹介を重視し実務に役立つものとする。</p> <p>② 内部統制の考えを日常の業務に反映するため、引き続き、連絡会を毎週定期的に開催するとともに、原則週1回の頻度で定例の運営会議を開催する。なお、緊急の案件等が発生した場合は臨時に連絡会を招集して迅速な対応を行う。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行う。</p> <p>③ 監査室は、情報・研修館の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、適法性、妥当性及び有効性を診断する内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。</p> <p>④ 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催する。</p>	<p>か。また、受講者から「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答した者の数は、全職員数の80%以上だったか。</p> <p>(2) 内部統制の考えを日常業務に反映するため、連絡会及び運営会議を原則週1回の頻度で定期開催したか。緊急案件等が発生した場合に、臨時に連絡会を招集し迅速な対応を行ったか。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行ったか。</p> <p>(3) 監査室は内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出したか。理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示したか。</p> <p>(4) 監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催したか。</p>	<p>せる」と回答した者が98%であった。</p> <table border="1" data-bbox="1469 157 2270 483"> <thead> <tr> <th>研修科目</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部統制の理解及びコンプライアンス研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり </td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 内部統制の考えを日常業務に反映するため、幹部連絡会(毎週月曜日に開催)、定例の運営会議(毎週火曜日に開催)において、業務遂行における内部統制が機能しているかを定期的にチェックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、重要案件であった近畿統括本部における事業実施状況については、毎週の幹部連絡会で確認するとともに、TV会議システムも活用して随時チェックを行った。さらに、知財総合支援窓口事業、J-PlatPat、情報・研修館情報基盤システム構築といった継続的フォローが必要な重要事業については、役員、事業部長、担当者によるミーティングを実施し、進捗管理のみならず、業務リスク低減方針の決定、情報資産の保全等に関する取組を行った。 <p>③ 平成29年度内部監査では、定期内部監査及び特別内部監査として以下を実施し、それぞれ、理事長に報告した。また、理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別事業を選定して行う定期内部監査として、以下の2事業を重点的に監査した。 <ol style="list-style-type: none"> 画像意匠公報検索支援ツール事業 知財総合支援窓口事業 特別内部監査として、情報システムのインシデント対応策の妥当性に関する監査を実施した。 <p>④ 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を2ヶ月に1回開催した。</p>	研修科目	研修内容	内部統制の理解及びコンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり 	情報セキュリティ研修	<ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い 	<p>アンス研修を1回開催、受験者へのアンケートにおいて「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は98%だった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 内部統制の考えを日常業務に反映するため、幹部連絡会及び運営会議において、業務遂行で内部統制が機能しているかチェックした。近畿統括本部における事業、知財総合支援窓口事業、J-PlatPat、情報・研修館情報基盤システム構築といった継続的フォローが必要な重要プロジェクトについては、役員、事業部長、担当者によるミーティングを実施し、進捗管理、リスク低減方針の決定等を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 29年度内部監査としては、定期内部監査及び特別内部監査を実施し、それぞれ、理事長に報告した。また、理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、理事長と監事との意見交換会を2ヶ月に1度実施した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p>	
研修科目	研修内容											
内部統制の理解及びコンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり 											
情報セキュリティ研修	<ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い 											
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべ 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>								

			<p>き取組はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 			
<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成26年5月19日、情報セキュリティ政策会議決定)に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、情報・研修館による立ち入り監査を適宜実施する。</p> <p>平成30年度以降の特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始する。</p>	<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。 ② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報・研修館に関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。 ④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃に速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら対応する。 ⑤ 監査室は業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。 ⑥ 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移 	<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に遂行するため、館内研修を年1回以上実施する。 ② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施する。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じる。 ④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応する。 ⑤ 監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情 	<p>〈評価の視点〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を年1回以上実施したか。 (2) 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施したか。 (3) 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じたか。 (4) 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応したか。 (5) 監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 顧客情報等の情報セキュリティ管理を徹底し一層のセキュリティ対策の強化を図るため、情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストをより簡単に理解できるよう再整理した上で、「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」を情報・研修館の全職員が受講できるよう3日に分けて開催した。また、全体研修を受講していない4、7、10月に異動してきた職員に対して各1回開催した。 ② 前述の「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」に標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。 ③ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報を定期的にチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、全役職員に対して対策を周知した。 ④ 平成29年度は、情報・研修館が管理・運用する情報システムに対する重大インシデントに該当する不正アクセスまたは悪意の攻撃は発生しなかった。なお、情報セキュリティ強化の取組として、複数のシステムについて、外部からの不正アクセスまたは悪意の攻撃があったとの想定のもと、インシデント対応訓練を実施した。 ⑤ 監査室は、総務部及び外部の監査機関と協力して、規定類の政府統一基準への準拠性に関する監査、情報システムの脆弱性に関する監査及びシステム運用に関する政府統一基準への準拠性に関する監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、理事(CIO)に報告を行った。理事は、理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。 • 重要な情報システムについては、外部専門機関と協力して、ペネトレーションテスト等を実施してシステム脆弱性に関する調査を行い、必要に応じ適切な対策を直ちに実施した。 ⑥ 情報・研修館の新情報基盤システムについては、情報セキュリティの確保に留意しつつ、設計・構築を適切に行い、平成30年1月より運用開始した。なお、特に機密性の高い情報については、インターネット網とつながる情報基盤システムとは別に、インターネット網から切り離れた閉域網で運用するイントラ系情報システムとして調達を行うこととした。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を1回開催した。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) 全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載) (3) 情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じた。(主要な業務実績の項番③に記載) (4) 29年度は、情報・研修館が管理・運用する情報システムに対して、重大なインシデントに該当するようなサイバー攻撃は発生しなかった。なお、情報セキュリティ強化の取組として、インシデント対応訓練を実施した。(主要な業務実績の項番④に記載) (5) 規定類の準拠性監査、システムの脆弱性監査及び運用準拠性監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、理事(CIO)に報告を行った。また、理事は、理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。 	

	<p>転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始する。</p>	<p>報責任者（Chief Information Officer: CIO）の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行う。</p> <p>⑥ 特許庁庁舎大規模改修計画にもとづく情報・研修館の特許庁庁舎からの外部移転等に伴って整備が必要となる、次期業務用情報システムの導入・運用においては、取り扱う情報の機密性に依りて業務用情報システム分離することとし、それぞれのシステムに最適化した仕様を定め、調達等の作業を進める。</p>	<p>適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報責任者（Chief Information Officer: CIO）の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行ったか。</p> <p>(6) 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について仕様の検討を行ったか。</p>		<p>なお、30年4月に情報セキュリティ委員会を開催し、上記準拠性監査等を踏まえたセキュリティポリシー第6版を策定した。（主要な業務実績の項番⑤に記載）</p> <p>(6) 情報・研修館独自の情報基盤システムの設計・構築を適切に行い、平成30年1月より運用開始した。また、その際、機密性の高い情報については、情報基盤システムから分離して調達を行うこととした。（主要な業務実績の項番⑥に記載）</p> <p>〈課題と対応〉 情報セキュリティを巡る状況の変化に対応して、関係機関とも連携しつつ、引き続き必要な研修の実施、必要に応じてガイドラインの見直し等を引き続き実施する必要がある。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組又は成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、監査室が主体となって外部の監査機関や専門機関と協力して実施した情報セキュリティ監査、監査結果にもとづく情報セキュリティポリシーの改訂（施行は平成30年4月から）、ペネトレーションテスト等によるシステムの脆弱性に関する調査結果にもとづく対策の実施等が挙げられる。これらの取組は、情報・研修館がユーザーに提供している各種情報サービス事業の安定的な運用に貢献するものである。 年度計画に掲げる取組以外で行った特筆すべき取組として、情報セキュリティ強化の取組として、外部から悪意の攻撃を受けたとの想定シナリオを使い、インシデント対応訓練を実施し、訓練によって顕在化した課題をもとに、インシデント対応フローチャート等の改善措置を行ったことが挙げられる。さらに、インシデント対応訓練とその結果を活かした改善措置についても内部監査を実施したことも挙げられる。 		
2. ユーザーフレンドリーな事業展開	2. ユーザーフレンドリーな事業展開	2. ユーザーフレンドリーな事業展開				
<p>地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方公共団体や関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、必要に応じ、組織の見直し等も行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく迅速に対応するため、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する。 地域におけるサービス体 	<ol style="list-style-type: none"> 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 各地域ブロックに配置している地域ブロック担当者、情報・研修館役員・担当職員等が一同に会する「地域ブロック担当者連絡会議」を計13回開催し、全ての窓口の運営状況、地方公共団体及び地域支援機関等との連携状況の報告を受け、連携における課題を抽出して、課題解決のための方策等、連携・協力の推進・拡大について検討を行い、知財総合支援窓口の具体活動の改善等に活用した。 これらの取組は、特許庁が定めた「地域活性化行動計画」（平成28年9月26日）に掲げられたKPIの平成29年度目標に対し平成29年度実績値が超 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 地域ブロック担当者連絡会議により、情報・研修館からの情報発信、ブロック担当者からの情報収集に加えて、実効性のある情報交換・意見交換を行って知財総合支援窓口の活動に活かした結</p>	

	<p>制については、必要に応じ、組織の見直し等を行う。</p>	<p>積極的に推進・拡大する方策の検討を開始する。 ②中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に設置される近畿統括本部については、地域の声を十分に踏まえながら、円滑かつ効果的な業務運営を図る。</p>	<p>力を積極的に推進・拡大する方策の検討を開始したか。 (2)中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に設置される近畿統括本部については、地域の声を十分に踏まえながら、円滑かつ効果的な業務運営を図ったか。</p>	<p>過達成となったことに、大きく貢献した。</p> <p>② 平成29年7月1日に設置したINPIT近畿統括本部では、近畿経産局、大阪府等の自治体、大阪商工会議所等の商工会議所、関西経済連合会、弁理士会近畿支部及び金融機関などの地域関係機関と意見交換を重ねつつ、地域の要望に応えるイベントやセミナーの開催、知財戦略エキスパートによる企業等支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> その結果、下の表に示すように、情報・研修館が初めて地域に設置する拠点として、当該地域における当初の期待水準を上回る高いパフォーマンスを発揮した。 <table border="1" data-bbox="1472 447 2264 976"> <thead> <tr> <th>主なサービス項目</th> <th>実績等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネス×知財フォーラム in KANSAI の開催</td> <td>参加者274名</td> <td>関西では初の開催</td> </tr> <tr> <td>地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)</td> <td>27回(海外展開知財支援)</td> <td>平成28年度実績に対し108%増</td> </tr> <tr> <td>近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開知財支援</td> <td>100件</td> <td>実質活動期間が8ヶ月であったが、平成28年度実績に対し75%増</td> </tr> <tr> <td>高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス</td> <td>利用者569名</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査</td> <td>558回</td> <td>全国の出張面接審査件数の約4割を実施</td> </tr> </tbody> </table>	主なサービス項目	実績等	備考	ビジネス×知財フォーラム in KANSAI の開催	参加者274名	関西では初の開催	地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)	27回(海外展開知財支援)	平成28年度実績に対し108%増	近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開知財支援	100件	実質活動期間が8ヶ月であったが、平成28年度実績に対し75%増	高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス	利用者569名	新設	近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査	558回	全国の出張面接審査件数の約4割を実施	<p>果、特許庁が定めた「地域活性化行動計画」に掲げられた KPI の平成29年度目標を超過達成した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)平成29年度に新設した近畿統括本部では、関係機関と精力的に意見交換することによりユーザーニーズの把握に努め、それらニーズを踏まえてイベントやセミナーの開催、知財戦略エキスパートによる支援等を実施した。近畿地域における海外展開知財支援件数には、28年度に情報・研修館が実施した同地域の支援件数に対し、75%増となるなど、地域拠点として当初の期待水準を上回る高いパフォーマンスを発揮した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
主なサービス項目	実績等	備考																						
ビジネス×知財フォーラム in KANSAI の開催	参加者274名	関西では初の開催																						
地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)	27回(海外展開知財支援)	平成28年度実績に対し108%増																						
近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開知財支援	100件	実質活動期間が8ヶ月であったが、平成28年度実績に対し75%増																						
高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス	利用者569名	新設																						
近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査	558回	全国の出張面接審査件数の約4割を実施																						
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、計13回開催した「地域ブロック担当者連絡会議」での課題抽出、課題解決のための方策、連携・協力の推進・拡大策に関する検討とその活用が挙げられる。その取組は、特許庁が定めた「地域活性化行動計画」(平成28年9月26日)に掲げられたKPIの平成29年度目標に対し平成29年度実績値は超過達成となったことに、大きく貢献した。</p> <p>② 目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、29年7月に大阪市内に新設した近畿統括本部の活動実績が挙げられる。地域の声を十分にしながら、業務の企画と運営を行った結果、当該地域の当初の期待水準を上回る高いパフォーマンスを発揮した。</p>																				
<p>3. 特許庁等との連携</p>	<p>3. 特許庁等との連携</p>	<p>3. 特許庁等との連携</p>																						
<p>高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、業務遂行・管理における協力、人事交流等、特許庁との密接な連携を図る。 併せて、全国47都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、経済産業局との連携を一層強化する。</p>	<p>① 特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等を含め、特許庁との業務連携を強め、情報・研修館の業務水準を維持・向上させる。 ② 全国47都道府県の知財総合支援窓口による地</p>	<p>①特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等を含め、特許庁とは密接な情報交換と意見交換を行い、情報・研修館の業務水準の向上、ユーザーへのサービス水準の向上を図る。 ②47都道府県の知財総合</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)特許庁との業務連携を強化し、情報・研修館の業務水準を維持・向上させるための会議、報告会、打ち合わせ等を適切に実施したか。それらは、業務水準の向上、サービス水準の向上に役立ったか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 特許庁との定期的な会議による業務連携として、以下の3つの会議・連絡会等が定期的に開催され、ユーザーサービスの水準向上に資する情報・研修館業務と特許庁業務の連携強化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1472 1791 2264 1982"> <thead> <tr> <th>会議等の名称</th> <th>検討内容</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J-PlatPat 連絡会(毎週開催)</td> <td>1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (特許庁)特許情報室担当者 (情報・研修館)知財情報部担当者 </td> </tr> </tbody> </table>	会議等の名称	検討内容	出席者	J-PlatPat 連絡会(毎週開催)	1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題	<ul style="list-style-type: none"> (特許庁)特許情報室担当者 (情報・研修館)知財情報部担当者 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)特許庁との間で定期的な会議や連絡会を実施し、情報・研修館業務と特許庁業務がシナジー効果を生み出すよう、定期的に連絡・調整を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)特許庁や経済産業局</p>													
会議等の名称	検討内容	出席者																						
J-PlatPat 連絡会(毎週開催)	1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題	<ul style="list-style-type: none"> (特許庁)特許情報室担当者 (情報・研修館)知財情報部担当者 																						

	<p>域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、さまざまな基盤整備を行いつつ、経済産業局等との連携を強化する。</p>	<p>支援窓口による域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、特許庁との協議会を定期的に開催するとともに、経済産業局等、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等の関係機関との協議・意見交換も適宜実施することにより、実効性の高い業務協力を進める。平成29年度第2四半期中に設置される近畿統括本部については、特許庁の同地域における活動との緊密な連携を図る。</p> <p>③ 特許庁及び経済産業局等が主催する巡回特許庁において、知財総合支援窓口等の臨時相談窓口の設置や情報・研修館の施策紹介等を行うことで、地域における知的財産の効果的な普及を図るとともに地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応等支援サービスの充実を図る。</p>	<p>(2) 知財総合支援窓口による域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、特許庁や経済産業局等の関係機関との連携活動を適切に実施したか。また、近畿統括本部においては、特許庁の同地域における活動との緊密な連携を図ったか。</p> <p>(3) 特許庁及び経済産業局等が主催する巡回特許庁において、知財総合支援窓口等の臨時相談窓口の設置や情報・研修館の施策紹介等を行うことで、地域における知的財産の効果的な普及を図るとともに地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応等支援サービスの充実を図ったか。</p>	<table border="1" data-bbox="1466 90 2279 516"> <tr> <td data-bbox="1466 90 1694 384"> <p>地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)</p> </td> <td data-bbox="1694 90 1991 384"> <p>の検討</p> <p>1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換</p> <p>2. 地域で開催するイベントでの協力・協働</p> <p>3. その他、関連する課題の検討</p> </td> <td data-bbox="1991 90 2279 384"> <p>・(特許庁)普及支援課</p> <p>・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 384 1694 516"> <p>特許庁研修企画専門官会議</p> </td> <td data-bbox="1694 384 1991 516"> <p>1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討</p> <p>2. その他、関連する課題の検討</p> </td> <td data-bbox="1991 384 2279 516"> <p>・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席</p> </td> </tr> </table> <p>② 特許庁及び経済産業局との連携</p> <p>ア. 特許庁、経済産業局等、関係機関との連携活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日)を推進するため、特許庁、経済産業局、都道府県庁、各窓口、情報・研修館により、各地域ブロック(各経済産業局管轄単位)開催する「地域知財活性化行動計画会議」について、特許庁と事前調整を行ったうえで、会議メンバーとして会議に参加した。 全ての都道府県において、情報・研修館が全国に設置している知財総合支援窓口が主催して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が全国に設置しているよろず支援拠点、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が全国に設置しているジェトロ事務所、各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。 <p>イ. 近畿統括本部事業と特許庁事業との連携</p> <p>(a) 特許庁審査官による出張面接審査の場を近畿統括本部内に提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿統括本部内に、特許庁の出張面接審査のための場を提供し、重点実施日とされた第1・第3金曜日は出張面接審査に優先利用できるようにした。 平成30年3月末までの8か月間で、出張面接審査は558件となり、全国の出張面接件数の約4割が近畿統括本部内で実施されるという結果になった。 <p>(b) 巡回特許庁 in KANSAI における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ビジネス×知財フォーラム in KANSAI」を巡回特許庁 in KANSAI のイベントの1つと位置づけて開催した。 「知財・臨時相談窓口」を設置し(9/12)、近畿統括本部の知財戦略エキスパートが企業支援を行った。 <p>③ 巡回特許庁における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「巡回特許庁」は特許庁との共催事業であり、平成29年度は、平成28年度の6都市開催に比べ8都市増の14都市(札幌、仙台、盛岡、高崎、前橋、名古屋、金沢、大阪、和歌山、神戸、徳島、高松、熊本及び大分)での開催となった。巡回特許庁では、地域の実情に応じて、併催イベントとして J-PlatPat 講習会の開催、臨時相談窓口の開設による相談対応等を行った。 	<p>地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)</p>	<p>の検討</p> <p>1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換</p> <p>2. 地域で開催するイベントでの協力・協働</p> <p>3. その他、関連する課題の検討</p>	<p>・(特許庁)普及支援課</p> <p>・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者</p>	<p>特許庁研修企画専門官会議</p>	<p>1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討</p> <p>2. その他、関連する課題の検討</p>	<p>・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席</p>	<p>等との連携活動を適切に実施し、それにより、知財総合支援窓口による相談対応と支援の取組を強化した。また、近畿統括本部において、特許庁の面接審査や巡回特許庁といった近畿地域における活動と緊密に連携した。特に、近畿統括本部内で行われた出張面接審査は558件で、全国の出張面接件数の約4割までに至る結果になった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 特許庁と共催の「巡回特許庁」を、平成29年度は14都市で開催し、併催イベントとして J-Plat Pat 講習会の開催や臨時相談窓口による相談対応を実施し、中小企業の特許出願件数の持続的な伸長に貢献した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
<p>地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)</p>	<p>の検討</p> <p>1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換</p> <p>2. 地域で開催するイベントでの協力・協働</p> <p>3. その他、関連する課題の検討</p>	<p>・(特許庁)普及支援課</p> <p>・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者</p>										
<p>特許庁研修企画専門官会議</p>	<p>1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討</p> <p>2. その他、関連する課題の検討</p>	<p>・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席</p>										
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、特許庁と共催で開催される「巡回特許庁」を、平成28年度の6都市開催から14都市に増やし、地域における知財活動の重要性の啓発の機会を大幅に拡充させたことが挙げられる。こうした啓発活動の拡大は、中小企業の特許出願件数の持続的な伸長に貢献している。</p> <p>② 特許庁の出張面接審査のための場を近畿統括本部内に提供し、重点実施日を中心に近畿統括本部内での出張面接審査に関する広報を、近畿地域</p>								

			すべき取組はあるか。	内で広く展開した結果、平成29年7月末から30年3月末までの8ヶ月間で、近畿統括本部内で行われた出張面接審査は558件となり、全国の出張面接件数の約4割を占めるに至った。		
4. 広報活動の強化	4. 広報活動の強化	4. 広報活動の強化				
<p>知的財産に関する総合的な支援機関としての認知度を高め、より効果的に事業を実施するため、広報を継続的に強化する。</p> <p>特にマスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスの活用、広報マインドに関する職場内研修会の実施、情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果の活用など、効果的な広報に向けた取組を実施する。</p>	<p>①情報・研修館のホームページにユーザー向け事業の情報を掲載することはもとより、広報を継続的に強化するため、適宜、マスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスを活用した広報に取り組む。</p> <p>②情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果等を参考に、広報活動の改善を図る。</p>	<p>①情報・研修館のホームページに常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載し、各種イベント等についてマスコミへのプレス発表を積極的に行うとともに、ソーシャルネットワークサービスを活用した広報についても拡大し、プレス発表回数及びソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数の合計を60回以上とする。</p> <p>②情報・研修館が管理・運用する情報・研修館のホームページ及び各種情報提供サイトのアクセスログ・データの解析結果、ソーシャルネットワークサービスを介して発信した情報への閲覧者の反応、情報・研修館が行う各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、効果的な広報を展開できるように必要な改善措置を検討し、適宜実施に移す。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)ソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数及びプレスリリース回数は年度目標(60回以上)を達成したか。</p> <p>(2)アクセスログ・データを解析し、その結果を踏まえて広報活動改善を実施したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 情報・研修館のホームページには、常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載した。それと同時に、ソーシャルネットワークサービス(SNS)及びプレスリリースによる情報発信も行った。SNSとプレスリリースの平成29年度実績値は計84件であり、平成29年度計画の目標値を大きく越えた(平成29年度目標に対し、実績値は140%)。</p> <p>② 情報・研修館が管理・運用するホームページや各種ポータルサイトについて、アクセスログ・データの収集と分析を行うとともに、各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、インターネット社会における効果的な広報のあり方を検討した。そうした検討内容にもとづき、以下の改善措置を実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(ア) 情報・研修館のホームページについては、トップページのスライドショー機能を積極的に活用して各種サービス事業のお知らせを充実した。なお、平成30年度上期には、コンテンツの総見直しを行うこととしている。</p> <p>(イ) 情報・研修館に設置している産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の知的財産相談・支援ポータルサイトについては、よくある質問と回答(FAQ)の内容充実と掲載件数の増、支援事例の掲載を図った。</p> <p>(ウ) 情報・研修館が各都道府県に設置している知財総合支援窓口の共通ポータルサイトである、知財ポータルについては、窓口ごとに報告を求める支援事例について、内容チェックをしたうえで迅速な掲載を図り、ユーザーにも広く活用してもらえるようにした。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 上記の(ア)～(ウ)の取組により、中期目標の効果指標(アウトカム)に掲げられている情報・研修館ホームページ及び各種サイトの閲覧件数は、1,747,664件となり、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべきとされた目標を2年前倒しで達成した。 また、各都道府県に設置している知財総合支援窓口のホームページについては、従来は請負事業者に作成・運用させていたが、窓口ごとにコンテンツの差異が認められたこと、スマートフォン等のモバイルデバイスに対応できていないホームページが存在していたことから、抜本的な見直しが必要と判断し、以下の大規模な改造措置を講じた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(ア) 掲載すべき最低限のコンテンツを明確にして、コンテンツ最低基準を统一的に定めた。</p> <p>(イ) スマートフォン等のモバイルデバイスに対応できるレスポンス Web サイトの原型を開発し、これまで受託者が独自に作成・運用していた各窓口ホームページのコンテンツを移植し、モバイルデバイス対応ホームページに改造した。</p> <p>(ウ) 各窓口が地域特性を踏まえて増強したいコンテンツを、Web 技術に精通していない者でも容易に編集して掲載できる CMS を開発し、(イ)に記載した新たなホームページの編集作業に使えるようにした。</p> <p>(エ) 情報・研修館が各窓口のホームページを包括的に管理できるように、(イ)に記載した新たなホームページは知財ポータルのサブドメインに置くこととした。これにより、情報・研修館の判断で、緊急告知を全ての窓口ホームページに掲載でき、業務の効率化ができることとなった。</p> </div>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)情報・研修館ホームページに常に最新のユーザー向け情報を掲載するとともに、SNS発信及びプレスリリースを行い、その件数は平成29年度計画に掲げた目標値を大幅に超え、140%の超過達成となった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)情報・研修館HPについて、アクセスログ・データの収集・分析を実施し、各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、効果的な広報のあり方を検討した。検討結果にもとづき、情報・研修館が管理・運用するホームページやポータルサイトのコンテンツ充実を進めた。その結果、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべきとされた効果指標(アウトカム)の目標を2年前倒しで達成した。さらに、各都道府県の知財総合支援窓口のホームページの問題点等を調査・分析し、大規模な改造措置を講じ、ユーザーの利便性向上を進めた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目標達成に貢献した特筆すべき取組として、データの収集と分析を踏まえ、情報・研修館ホームページ等のコンテンツ改善措置を進めたことにより、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき効果指標(アウトカム)として掲げられている目標値を、2年前倒しで達成した。 ② 中期計画・年度計画では明確に取り上げていなかったが、必要性が高いと判断して実施した取組として、情報・研修館が各都道府県に設置する知財総合支援窓口のホームページの大規模改造がある。まず、既存の窓口ホームページを分析し、多くの問題が散在していることを確認した。その分析結果にもとづき、掲載すべき最低限のコンテンツの統一化、モバイルデバイス対応型のホームページの開発と既存コンテンツの新ホームページへの移植、さらには窓口担当者が容易にコンテンツの追加等ができるCMSの提供、情報・研修館が各窓口のホームページを包括的に管理できる体制への移行を速やかに行い、ユーザーの利便性を向上した。 		
5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応	5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応	5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応				
<p>第四期中期期間中に予定されている、情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、業務の円滑な実施に支障が生じることのないよう、第四期中期目標期間の初年度から、移転計画の策定等の移転の準備を計画的に進める。</p>	<p>①特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、特許庁の審査業務に対して情報・研修館が提供するサービスが低下することのないよう、必要に応じて所要の措置を講じる。</p> <p>②情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、第四期中期目標期間の初年度から移転計画を立て、移転準備を計画的に進める。</p>	<p>①特許庁庁舎の大規模改修による平成28年度の特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供、及び特許庁審査官に対する研修の移転先での一部実施等の業務で支障が生じないよう、適切な業務マネジメントを実施する。</p> <p>②特許庁庁舎の大規模改修計画に則って、平成30年12月に情報・研修館が特許庁庁舎から外部借室への移転が円滑に進むよう、移転候補地となり得る複数の物件候補の情報収集を本格的に開始する。さらに、移転により生まれる新たな業務の工数等の見積もり、移転による受益者サービスの低下を最小限にするための方策等についても特許庁と連携しながら検討を進め、実施可能な移転計画案を策定する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁審査官に対する研修に支障が生じることのないよう、適切な業務マネジメントを実施したか。</p> <p>(2)平成30年12月に情報・研修館が特許庁庁舎から外部借室への移転が円滑に進むよう、移転候補地となり得る複数の物件候補の情報収集を本格的に開始する。さらに、移転により生まれる新たな業務の工数等の見積もり、移転による受益者サービスの低下を最小限にするための方策等についても特許庁と連携しながら検討を進め、実施可能な移転計画案を策定したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁審査官に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者との調整を実施するなど適切な業務マネジメントを実施した。 ② 情報・研修館の外部借室への移転に向けて、平成29年度は以下の準備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 移転計画等支援業者の調達(平成29年12月) <ul style="list-style-type: none"> • 移転計画等支援業者の調達を行い、支援業者とともに、移転スケジュールの作成、移転先事務所レイアウトの作成、現事務所の現状調査の実施等を行った。 イ. 移転先事務所の選定 <ul style="list-style-type: none"> • 平成29年12月13日～1月9日にかけて、情報・研修館HP上にて、移転先事務所の情報提供を依頼。3社から6物件の情報提供があった。それら物件について、情報・研修館契約審査委員会にて評価を実施し、特許庁とも相談した上で、移転先事務所を決定し、平成30年3月に賃貸借契約を締結した。 ウ. 移転計画案の策定 <ul style="list-style-type: none"> • 移転先事務所、研修施設、特許庁との位置関係を踏まえた上で、また、特許庁庁舎に残る業務も踏まえた上で、移転スケジュール等を含む移転計画案を策定した。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁審査官に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者との調整を実施するなど適切な業務マネジメントを実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)移転先事務所を適切に選定するとともに、移転支援事業者とともに、移転スケジュール等を含めた移転計画案、移転先事務所レイアウト等を作成した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

			<ul style="list-style-type: none">• 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報						

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報

(単位:百万円、%)

	平成28年度末 (初年度)	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	0		
目的積立金	0	257		
積立金	0	736		
うち経営努力認定相当額				
その他の積立金等	0	0		
運営費交付金債務	0	0		
当期の運営費交付金交付額(a)	11,939	12,141		
うち年度末残高(b)	0	0		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0	0		

注)百万円未満の端数は四捨五入